

第六十三回
国会

参議院公害対策特別委員会會議録第七号

昭和四十五年五月六日(水曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

四月二十四日

辭任

須藤 五郎君

補欠選任

河田 賢治君

五月四日

辭任

河田 賢治君

補欠選任

須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

松井 誠君

理事

久次米健太郎君

中津井 真君

小野 明君

内田 善利君

加藤シヅエ君

田中寿美子君

小平 芳平君

片山 武夫君

須藤 五郎君

委員

厚生大臣

内田 常雄君

佐藤 一郎君

山中 貞則君

青鹿 明司君

防衛施設庁総務局長

鐘江 士郎君

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

政府委員

防衛施設庁施設部長

鶴崎 敏君

経済企画庁国民生活局参事官

西川 喬君

厚生省環境衛生局長

金光 克己君

厚生省環境衛生局長

城戸 謙次君

厚生省業務局長

加藤 威二君

水産庁次長

藤村 弘毅君

通商産業省企業局立地公害部長

柴崎 芳三君

最高裁判所長官代理者

矢口 洪一君

最高裁判所事務総局民事局長

中原 武夫君

事務局側

常任委員会専門員

厚生省環境衛生局水道課長

国川 建二君

厚生省環境衛生局乳肉衛生課長

神林 三男君

農林省農政局参事官

遠藤 寛二君

農林省畜産局参事官

斎藤 吉郎君

建設省都市局下水道課長

久保 起君

説明員

厚生省環境衛生局水道課長

厚生省環境衛生局乳肉衛生課長

神林 三男君

農林省農政局参事官

遠藤 寛二君

農林省畜産局参事官

斎藤 吉郎君

建設省都市局下水道課長

久保 起君

本日の會議に付した案件

○公害紛争処理法案(内閣提出、衆議院送付)

○公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害紛争処理法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(松井誠君) ただいまから公害対策特別委員会を開会いたします。

公害紛争処理法案(閣法第一八号)、公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)、以上いずれも衆議院送付、公害紛争処理法案(衆第五号、予備審査)、以上三案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小野明君 最高裁のほうは急ぐようでございますから、先にお尋ねをいたしておきたいと思

この紛争処理法案の提案理由を見ますと――この問題は行政上の問題として片づけるということが望ましいし、できれば司法にまで持ち込まないで片づけるものならばそうあってほしいと思うんですけれども、どうしても行政上の制度が不備でありますために、勢い司法に持ち込まれるというケースが多いわけですね。この提案理由を見ましても、「現行の司法制度をもつては、必ずしも簡易迅速な解決をはかるのに十分でない」、こういうことが書かれてあるのではありません。そこで、いまこういう負荷を司法にかけるというの

もかなり無理があるように思われるわけですが、公害関係で法廷で争われているものについては何件ぐらいいりますか。これを、できれば事件、種別によつてお知らせをいただきたいと思

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 私どもで公害関係事件と一応申し上げます事件、正確に申しますと、今度法案で御提出になっております定義に、全部が必ずしも当てはまるというわけではないわけでございます。少し広うござい

が、そういったものを含めまして、現在継続いたしております事件を申し上げますと、訴訟事件として百八十六件でございます。それから調停事件として四十七件でございます。その内訳は、まず騒音、振動、地盤沈下等に関するものが訴訟事件

八十六件、調停事件二十九件でございます。なお、そのうち少し内訳を申し上げますと、工場の騒音、振動に関するもの、訴訟二十四件、調停十七件、それから建設工事による騒音、振動、地盤沈下に関するもの、訴訟二十九件、調停八件、それから石炭の採掘等による――鉱業法のほうの鉱害であるかと存じられますが、訴訟二十七件、調停一件、その他訴訟六件、調停三件ということ

でございます。そのトータルが訴訟八十六件、調停二十九件というわけでございます。その次に大気汚染に関するものでござい

訴訟が二十二件、調停はございせん。それからその次に水質汚濁に関するものでござい

ますが、これは訴訟が三十一件、調停が一件と相なっております。それからその次に日照、通風の妨害に関するもの、これが訴訟三十八件、調停十三件でございます。その他いたしまして悪臭を理由とするもの、訴訟五件、調停ゼロ件でございます。それから水が浸入してきたということ

によるものが訴訟六件、調停一件、近くに大きな井戸等を掘ったために現在使用しておる井戸水等が枯渇したというものが訴訟四件、調停一件でございます。また、眺望が非常によろしかったのに、その眺望を妨げるような施設あるいは工作物が建てられたということによつて、眺望の妨害、それから宅地内の眺望の妨害と称するものが一件ござ

います。その他いたしまして訴訟三件、調停二件。で、いま申し上げましたその他のトータルが訴訟十九件、調停四件と相なるわけござい

まして、以上の総計が訴訟百八十六件、調停四十七件、合計二百三十三件と相なっておりますわけござ

います。

○小野明君 非常にまあ件数が多いようにお聞きをいたします。いまお聞きをした中では、かなり迅速簡易な解決ははかられてしかるべきものがあ

るようにお聞きをいたしたわけでありまして、であるにかかわらず、この紛争処理法案提案理由に書かれておるように、この解決ができておる、こういうことがあるわけですが、おきてまいる理由というのは、どの辺にあるわけでしょうか、御説明をいただきたい。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) まず最初にお断わりしたいと思いますが、たとえば四大公害事件等というところで十数年かかっておる、あるいはもっとかかっておるというふうに新聞紙上等で報道されておるわけですが、私どものほうに参つておられます事件は、必ずしも事件としてはそれほど古いものではないと存じます。たとえば四大公害のうち阿賀野川の水銀中毒事件にいたしても、訴訟となりましたのは四十二年の六月でございます。四日市の事件でも四十二年の九月というところでございまして、イタイイタイ病でございまして、水俣病等は四十三年あるいは四十四年の事件ということに相なっておりますのでございまして。しかし、いづれにいたしましても、結局のところ、損害賠償の請求事件でございまして、ことにその被害が人体に及ぶ問題でございまして、私どもこれは可及的すみやかにその結論が出されてしかるべきものであるというふうな考へております。そういう観点から見てもいいますと、必ずしも迅速な解決がなされておるとは申し上げかねるわけでございます。で、それは非常に恐縮に存じておるわけでございますが、その理由というところに相なりますと、実は訴訟というものがある当事者主義をとっておりまして、当事者が主張し証拠を提出するというに相なっておりまして関係上、その本来的な性格として必然的にある程度の時間を必要とするということと相なっておりますわけでございます。で、そういう状態でございますにもかかわらず、なおこの種の事件に共通する問題といたしましては、次に申し上げるような非常に事件を延引させる要素があるわけでございます。まず第一点は、原告が多数であることが通常であるわけでございます。多い事件でござい

ますと、四百人、五百人というふうに原告があるわけでございます。そういうことと相なりますと、やはり一対一でやっております事件に比較いたしますと、どうしても時間がかかるということとございまして。それからその次に、そのように多数でございます原告に資力のない人が比較的多いというところでございまして。何と申しましても民事訴訟は当事者が費用を支弁して訴訟を追及するというところでございまして、そういう無資力者でございまして、どうしても準備をいたします資料を集めますのに十分にまかせないところがあるというところでございまして。その次に問題になりますのは、通常これまでもございましていろいろの事件と違ひまして新しい型の事件であつて、それを裁判いたしましたについて裁判所が専門的科学的な基礎知識をどうしても必要とするということとございまして。ここに出てまいります具体的な知識という点になりますと、これはないので通常でございまして、しかしその前に、科学に関する専門的な基礎知識が必要であるということとございまして。御承知のように、裁判官はこれまでそういった方面の教養と申しますか、教育を受けておりませんので、新しい事件が参りますときには、実は専門家からごらんになると何でもないのであることとまで勉強してそれから事件に入らざるを得ないということとございまして。それからその次に問題になりますのは、この原因と結果との関係、いわゆる因果関係でございまして、この因果関係というものはそういった科学的な知識を前提といたしました上での事実の認定でございまして、この事実の認定に非常に困難を伴うということとございまして。その他事実認定の一助といたします鑑定とか証人尋問等も、いま申しました専門的なものが非常に多うございまして、その理解にもひまどりましますし、また鑑定一つにいたしましてもそう簡単に出来ぬわけでございます。まして、鑑定を依頼しましてから、結果が出てこれを訴訟資料として使うようになるまでに相当な日時を必要とするということとございまして。で、以上ひっきりなめ

ましてそういった活動も、先ほど申しましたように、当事者が非常に資力でもあれば別でございますが、一方被告として通常出てまいります当事者が大きな企業として資力を持っておりますにもかかわらず、原告側はいわば個人の集合でございまして、それも十分な資力がないといったようなことが当事者の訴訟活動の活発化をどうしても妨げる。以上のような原因が加わりまして訴訟がなお遅延するというのが現状でございます。

○小野明君 よくわかりました。そこで、やはりこの被害者というのは、おっしゃる通りに、資力のない方が多いわけですね。それだけにやはり早急な解決というものが、特に損害賠償ですからはいわけですね。裁判所としましては、その辺のいまあげられた四点を克服するためにいろいろ御努力をいただいておりますと思うのですが、この結論を早急に出すために現在いかなる方途を講じておられるのか、その辺を承つておきたい。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) まず、中心となります原因と結果の関係の結びつきを究明するということ事実認定の問題でございまして。これがこの事件の中心となるわけでございます。そのためには必要とされる専門的知識、先ほど申し上げたところでございますが、裁判所側にこれが一番不足いたしておりますので、研修、あるいは事実上の鑑定人に対する面接あるいは会同といったようなこと、さらに原初的と申しますか専門的圖書の購入といったような、現在裁判所に許されておりますあらゆる方法を講じましてこの種の事件を担当いたしております。裁判官の広い意味での研修ということをやまず実施しなければいけない、そのように考えております。

それから次に当事者活動の活発化のためには、どうしてもその費用の足りないというところを補つていくことが必要でございますので、これには訴訟法上の訴訟救助の制度を活用いたしております。また、それに及びません原告の代理人等に対する費用の関保では、現在法律扶助の制度がございまして、法律扶助の制度を十分に活用させ

ていただくということで問題を考へております。そのようにいたしまして、最後に出てまいります事実認定の問題につきましては、これもたびたびあらゆる機会に申し上げておるわけでございますが、これまでの厳格な考え方というものを一つの方向転換をいたしまして、公的機関でお出しになります公害の認定でございまして、そういう一応のものをフルに活用して、そういうことで一応の因果関係の推定ということができますれば、逆に企業側にそのような因果関係の推定が誤りであるとか、あるいは自分たちは関係がないのだというような主張、立証をなさせることによつて、当事者の主張、立証活動の負担を軽減し、そのことによつて当事者等々に近づける。対等に近づけることがとりもなおさず訴訟の迅速的確な処理に資することになる。私どもいま申し上げましたような観点から、できるだけ確な処理、迅速な処理ということについて現在腐心いたしております次第でございまして。

○小野明君 それでは最後に一つだけ。いまお話が出ましたのでおわかりでしたらお知らせをいたしたいと思ひますが、訴訟救助の制度をこの百八十六件のうちにどれぐらい適用いたしておりますか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 百八十六件でございます中で、実は訴訟救助の申し立てがありました事件は必ずしも多くございません。十四件でございます。その十四件の中で、一、二決定をいたしておりますが、十一件について許可の決定をいたしております。ただここで申し上げておりますのは、たとえば水俣病等でございますが、何度も、一次、二次、三次、四次というふうに出ておりますが、そういうものは全部ひっくるめて一件ということとございまして、具体的に相関人間を救助しておるということに相なっております。

○小野明君 総務長官にお尋ねしたいと思ひます。この紛争処理案が生かされるか、あるいはまあ、

殺されるかという適當でないですけれども、ほんとに生きてくるといふ制度にいたしますためには、何点か私も問題があるように思います。その第一点は、やはり新しく充足する制度であり、ここに選ばれてくる中央委員会の委員あるいは委員長あるいは地方自治体の場合は審査会の委員長あるいは委員、この人選が一番大きなポイントになるのではないかと。そこで、この条文で見る限り、人格高潔で識見ある者、どこでもそのようなことが並べられてあるのではありません。その他を見ますと、欠格事項が二項ほどありますが、まあ地方、県に設けられる委員も、この条文によつて結局選ばれるわけですから、非常にこの点は慎重かつ公正な人事が行なわれなければならぬのではないかと思ひます。そこで、この選ばれる委員について、報酬も、かなり中央の場合には高いわけですが、どのような選挙の基準といふものをもつて選出されるお考えであるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 法律の文言の上では、慣例もございまして、私もちょっと人格が高潔であるといふのはどういふ意味だといふようなことも、部内では議論をしてみたいですけれども、まあ、そういうふうな、人格が高潔で識見が高いといふような表現が通常でありますといふことで、では、やはり言われまふような実際の人選の問題だといふことで、私も、この法律を通していただきまして、あとどのようにするかの相談につきましては、まず第一に、何人も裁判の権利を奪われないといふ憲法の基本に對しまして、これは調停その他でおまかせいたしまして、これは調停その他でございまして、当事者と見られる双方の間から、十分の信頼と尊敬の得られるメンバーでなければ、まずまずこの制度そのものに乘つてこないであらう。そういうことが第一であるいはし、したがって出てくる者はどちらか一方に、たとえそれが、被害者の立場に立つことが、考へ方の上ではこの法案を出した根本理由であり

ますけれども、人選の場合におきましては、一方的に極端に片寄つていふような人もなるべく避けることにして、そのためには、やはり裁判所であるも、ただいまは局長より答弁がありました。私も最高裁の判事から、いま公害紛争処理法案が、たいへんむずかしい問題をかかえていゝところで議論してゐるんですよといふ話をいたしまして、当時者の苦心を聞いてみました。やはり一番この点が問題で、局長の説明しましたような基礎知識その他いゝゆる識見と申しますか、そういうような種類の分野における科学的な知識等も加えた人たちがなかなかおりませんし、その勉強すらもたいへんである、ましてや明瞭な、加害者、被害者の立場があいまいです。たいへん苦慮をいたしておりますといふ率直な話も、つい最近聞いたわけですが、そういうこと等考えまして、やはりなかなかおれいそれと、そういううりっぱな方は、じゃ逆にたつてくださるかといふと、これは心配でございまして、わが国が今後どういふ工業国家として変貌し、発展していく過程で、少なくともアメリカの大統領が公害に對して示しておりますような姿勢といふものは、政治の立場において要求されるときが日本にも来ておるといふことを考えますと、それらの重大な意義をよく御理解を賜へるよう努力をいたしまして、双方から信頼をされ、尊敬をされ、かつまた極端に片寄らず、そしてそれらに十分な識見能力を備へた人といふ、これはかね太鼓でさがなければならぬかも知れませんが、意義の重大さを十分に知つてもらつて、御協力を賜へたいものと、ただいまのところは念願しておる次第であります。

○小野明君 これが中央の場合だけで、かなりいいわけですが、県の審査会といふのがありまして、総務長官も御承知かと思ひますけれども、鉱業法に基づく鉱害の紛争処理の場合も、なかなか調停がむずかしい。難航しまして、非常に被害住民に満足を与へるということがなかなかできかねてゐるのが実情なんです。公害というの

は、いま新しい分野でありますし、地方の場合を拘束してゐるということになりますと、やはり選考の基準といふことが、内規といふもの、一応、何らかの形で考へて指導していただかないと、かなりでたらめな人選になつて、法そのものが、もうだめになるということにもなりかねないと思ひます。御承知のように、自然科学だけの知識でもいけませんし、これはもう国際シンポジウムで明らかにされてゐるところですが、そういった識見といふ面についても、かなり具体的に仕分けができてくると思ひますが、そういう選考の基準あるいは内規といふものをつくられてしかるべきではないかと思ひます。一歩進めてですね、その辺はいかがです。

○国務大臣(山中貞則君) 内規といふことは、選考基準といふことは、いろいろあります。地方自治体に対しては、やはりある種の、ただいま申し上げましたような中央の委員会の委員のお願いをいたします際のあるべき基準みたいなもので当然できるわけでございますから、そういうような考へ方をきちんとしたものにいたしまして、都道府県に、そのようなことで地方も選んでほしいといふこともお願いをしたいと思います。また今日まで、ローカルの地域内の企業、もしくは地域内の起因者と住民との間の問題は、大体法律の根拠がありません。知事さんあたりのあるいは県議会等を含めた行政自治体の運用の責任者の方々の間であつてに立たれたらなぞして、地域的に解決を見てゐる例などもないわけではございませんし、そのようなことが、今回はきちんといいたします。効果はあるであらうと思ひますが、なお、それでも自治体の手に負えないといふ場合には、これは中央にあげていく道もあるのでございますから、要するに、この問題は、いづつばな人を選んできた、その地域においてもできるだけ、選べるだけの可能な限りのこの問題に對して一番ふさわしい人を選んできたかどうかを配慮をするための指示、監督をいたすつもりでございます。

○小野明君 次の点は、やはり裁定制度がないといふことですね、この大きな欠陥といふのは。それで、当事者の合意でない、これが成立をしないといふところに、最終的には問題があるように思ひます。それだけにいまの人選ということが重大であると思ひます。

いま一つの問題点は、これは難則の中で、はなはだ私も不満なんです。第四十九条に「公害苦情相談員」といふ項がございまして、これが種々被害住民との接点に立つわけですね、実際には、で、この性格とかあり方といふのは、非常にこれまた住民を参加させる公害対策にあるいは紛争処理にするといった意味でも重大だと思ひます。この公害苦情相談員については、どういふ性格、権限であるのか、この条文だけでは明確でない点があります。この点を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(青藤明司君) 四十九条に苦情相談員の規定があるわけですが、この苦情相談員につきましては、一つは紛争処理なり、訴訟の前のいろいろな苦情がある。それから一つは、紛争処理といふものに乗る得ないような公害の被害関係の処理、二つの問題があるのではないかと。思ひます。これらの苦情につきましては、この第一項にもございまして、地方公共団体がやはり全体でもつて責任を持つて処理すべきであるといふことが第一項にうたつてあるわけでございます。現実には苦情相談員を置いてゐる府県、市町村はございまして、従来必ずしもそうした住民の苦情を受け付ける窓口が明らかでなかつたといふような事情もございまして、まず苦情相談員を資格の上でも明らかにして、住民の苦情につきましては、まずそこで相談に應じるといふことにすべきであらうといふことで苦情相談員制度を設けるということにいたしてございまして、それで、苦情相談員はどういふような権限なり職責を持つたかといふ点でございまして、これはここにもございまして、まず苦情について住民の相談に應じて必要な処理のための調査を

するということまででございます。そのあとがどうなるかという点があるわけでございますけれども、ただいま申し上げましたように、一つは紛争なり裁判によつて問題の解決をはかるという事例もあると存じますし、あるいはそういう紛争でなしに、行政の領域の中で一般行政として公害の処理に当たるといふことも必要であらうと存じますけれども、その後者の場合につきましては、これはやはり公共団体全体の責任でございますので、苦情相談員が窓口として受け付けました苦情案件につきましては、やはりそれぞれの行政の領域の中でそれに対処する方針を定めていくというようにいたしたい。したがって、苦情相談員は住民に対する窓口といたしまして、いろいろ各般の苦情についての事後の処理の推進をはかるというふうな使命を持つものと考えておるわけでございます。

○小野明君 いま公害がある地方自治体では専門職員が不足しておるといふことを非常によく聞くわけですね。やと公害対策をやる部課ができた段階なんですね。こういふ苦情相談員ということになると、かなりそういった専門的な知識も要るでしょうし、それ相応な身分、権限というものも与えなければならぬと思うんです。この法律によつて新しくできた制度ですから、それは当然に新しい人員配置といひますか、それを伴うもの、定数のほかに新たに付け加えられるもの、こういうふうな解釈をしてよろしいわけですか。

○政府委員(青鹿明司君) 具体的にどういふ職員を苦情相談員に当てるかは、やはりそれぞれの地方の首長の判断でございますので、私もいまいとところ何とも申し上げかねるわけでございますが、意向調査等によりまして、当初は公害関係の事務をとる職員を当てまして、情勢によつて逐次あるいは必要があれば専門的な苦情相談員を置くというふうなことを考えるのではないかとというふうな回答が参つておるわけでございまして、必ずしも当初から必ず専門の職員が置かれるかどうかという点は私もまだはっきり御答弁を申し上げかねるわけでございます。

○小野明君 それじゃ何にもならぬじゃないですか。これはいま公害対策課が部員なり課員で手いっぱいである。その人たちがこの新しく設けられた制度の中で苦情相談員もやる、こういうことになる、これは有名無実になつてしまひます、これはね。しかもこの法律で置かなければならないと、こういう必置事項にしておる以上は、これは別に新たな職員を採用して定数のプラスをやる、こういうことではないと、あなたの御答弁のように、それは知事が考えるでしょう、そういう無責任なことではこれは問題だと思ふ。その点はその程度のことでは私はいかぬと思ふのです。再度御答弁願ひます。

○国務大臣(山中貞則君) いま室長のあはれは、意向調査に基づいて知事さんたちがどういふふうな申し上げたのでございまして、やはり法律がこうやってきちんとして通りますと、これは定数外であらうと定数内で処理できる都道府県であらうと、いづれにしても相談員を置かなければならぬという国の意思に沿つてやつていただく、これは法律の命令事項でございますから。そのかわり国はそれの方々につきましては、定員外でなければならぬという言い方も少しどうかと思ひますが、それらの人々に対しては交付税でちゃんと基準財政需要の中に算定をいたしまして交付するということになるわけでありまして、これはやはり定員外で置けよということをお願いしても、かえつてそれは窮屈になるかもしれない、実情から見ますと。ということでもありますので、そこらはやはりその府県の知事さん等の御判断というものが主になつてしかるべきことではないかと思ふのでございます。

○小野明君 私の申し上げた定員外というのは、定数にプラスせよという意味なんです。ですから、長官から御説明あつたような、地方交付税で完全に見る、中央もこれだけ規定しておるのですから、めんどろを見るかどうか、こういうこと

がお尋ねしたかったわけでありまして。いまの御答弁で了解いたします。それから、これは最後の点ですが、やはりこの処理制度が国家行政組織法の三条機関でないといふところ、いま一つ大きな問題があるのです。それとの関係を、三条機関に私はすべきだと思ふのですが、これについて長官のお考えを最後に承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 私も先ほどお答えいたしました憲法の「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」というたてまえから考えますと、三条機関というものできちんとその権利を最終的に行使せざるを得ない立場の前に、国の行政機構の中で三条機関でやらなければならぬといふ要請も十分私にわかつて、かといつて半面裁判所以外の場所において終審を行なうことができないといふ憲法のたてまえから考えますと、裁定といふものを伴わないで三条機関だけを置くということについてはどうだろうかといふ点等もございまして、今回のこの法律では三条機関について、意見が、政府といたしまして国会と一致いたしませんでしたけれども、これから三条機関といふものの、さらにこの公害が今後、よくないことではありますけれども、好ましくないことであつてもふえる一方でありまして、多種多様な形態を伴つて起こつてくる必然性があると思ひますので、この法律の通過いたしましたことで忘れてしまふのではなくて、この法律を審議するにあたりまして、三条機関の論争が終始あつた。しかも衆参両院において共通の立場から共通の意見としてあつたといふことを念頭に置きまして、今後検討してみたいと思ひます。現在検討中であり、まず段階を率直に申し上げますと、ずいぶん古い時代に置かれました土地調整委員会といふものがございまして、これが鉱業権を主にいたしまする権利者、その権利の行使に伴う周辺の、主として農地関係のまた権利との競合、衝突関係について三条機関の行政委員会が持たれておるわけでございまして。しかしながら、今日では実態はほぼそ

ういふ形態は砂利採取法その他も制定をされまして、形態が違つてきておりますので、もつぱら土地収用法あたりのほうで、それを三条機関の土地調整委員会を引つぱつてきて、逆にほかの法律で設置目的以外の事務の仕事が多いようなふうなまま変わりつつあります。そこでこれをやはり換骨奪胎と申しますか、このような機構を今後存続するとして、三条機関としては数少ないものでございまして、このような貴重な機関をほんとうに生かして使うためにはさらにどのような目的を与えることが可能であるか、その中にたゞいま申しておられます公害紛争処理についての裁定に近い機能をそこで持つまで与え得ることが可能であるかどうか、それらの問題を引つくるめまして、来年度の予算要求の八月末くらいまでには予算を通じて残すなら残す、土地調整委員会をやめるならやめるというケースもありますけれども、換骨奪胎して新たな使命を付与するなら付与する。そのために法律が必要ならば次の国会にお願いをするといふことで、決して現在のこの時点では踏み切つておりませんが、皆さんとの質疑応答の中で、この事柄だけは思想も党派も越えた問題でございまして、私としては、非常に弾力的に受けとめて精力的な努力をしておるところでございます。現在の時点においては、いまのところ三条機関を新たに設けることについて私自身が決断し切らないという点にかかつておると思ひます。

○田中寿美子君 公害の紛争処理法案につきましては、私六十一国会のときに、六月二十七日の公害対策特別委員会に相当詳しく御質問しております。採決の直前に流れたものでございまして、同じ議論を私は繰り返したくないと思ふんです。その後昨年のいまごろと、それからことしと比べて、公害についての認識というのは非常に進んだと思ひます。というのには事態がそれだけ、公害が進んできているからなんです。それでまあ昨年度から比へますと、佐藤総理はじめ各大臣とも公害に対する態度が変わつてこられたと

いうふうには私は思っております。それだけまた新しい公害の問題が大気汚染、水質汚濁、産業廃棄物、その他たくさん出てきております、また騒音なども。それだけ紛争も非常に新しい形であらわれてきていると思ふんです。社会党は独自の紛争処理法案を出しているわけなんです、ただいま小野委員と総務長官並びに政府委員の方のやりとりを伺っております、私総務長官に御決意のほどを次の点で伺いしておきたいと思ふんです。

すでに小野さんからも出たことなんですけれども、紛争処理機関の権限を強化するという意味で、衆議院から送られてきた法案に附帯決議がついている。そして将来八条機関から三条機関へ移行しようという方向で検討するというようなことばもありますね。ですから、その点いま御説明されましたけれども、中央審査委員会の権限を中央だけでなく地方でも、権限あるものにするために、人格高潔、公正な人選というのには、私はたいへん、いまも小野さんが問題にされたけれども、問題はあろうと思ふんです。たとえこれば、私は今回御質問しないことにしましたけれども、例の水俣病の水俣病補償処理委員会というのが非公式にできております。あれに選ばれた三人の委員というのは、私はどちらかというと感覚的に古い方が入っていられる。公害は新しい様相を呈してくるんですから、相当新しい感覚でものが考えられるような人選を行なわなければならぬ。その人選を行なう場合に、先ほどの説明がありますが、双方が納得するというのは、被害者の側あるいは住民の側の意見も何らかの形で聞くようなことを講じられるのかどうかということです。

それから、調査機関をつくらなかったから、先ほどから専門官が足りないとか専門的知識を持っておる者が足りないということでございますが、それこそ強力な調査機関がない限り公害については正しい判定がむずかしくなってくる。東京都の公害研究所長の戒能通孝先生が、昨年の公害対策特別委員会の公聴会において公述されましたときに、公害の和解の仲介、調停、おも

に補償金の問題になってくると、補償金額をきめるというのは裁判所のほうには正確にできるんです。民間で人選をしようとかにさせて、やるということでは少し心配ではないかという意見を述べておられます。その辺を十分考慮しなければならぬ点ではないかという点について。それから、この前の床次総務長官ですね。やはり刑法に私が公害罪が設定されていけば、和解の仲介、調停の際にもやりやすい点ではないかというふうなことをお尋ねしたら、やはりそうだと思うというふうな言われたんです。その点をどう考えられるか。それらの点についての長官のお考えを聞かしていただきたいと思ふます。

○国務大臣(山中貞則君) 最後のほうから申し上げて恐縮ですが、私の知らなかった問題でございまして、刑法に公害罪が定められてあればやりやすいということの答弁が前長官からあったということでございますが、ただいま聞きまして、ところ、法制審議会におきまして、法務省ではその問題について研究課題として取り上げているそうでございます、御承知のような手続でございますから、それが結論が出ますと立法化の段階になるわけでございます。その点は私の所管外でございますので、まず初めに申し上げておきたいと思ふます。間違っていましたら、いずれ法務省と連絡いたしまして、間違っていましたら訂正をいたしますが、そういうことだそうでございます。

それから小野委員から基本的な問題として御質問になった点を、さらにこまかに調査能力その他の問題まで触れられての御質問でございますが、もちろんこの問題につきましても、ある場所においてだれかがだれかをなぐつてというような明白な被害者、加害者関係というものでなく、しかも不特定多数の間に発生しますだけに、なかなかつかみにくい因果関係にある。そのために専門的な知識も要するし、また、双方から信頼を受けてそれを預けるというだけの人柄も持っていられなければならないだろう。ただ戒能先生ですかおっしゃったそういう知識というものが、あまり

そうみんなないわけですから、行政機関の中で裁判に行かないで話がついてしまう場合に、心配じゃないかということでございますが、確かにそういう心配もあり得ると思ふますが、この法律を出しました趣旨が、このままでは全部が裁判に持ち込まれて、しかも裁判の経過等見ますと、本筋のどのような被害がどのような人に対してだれがどのような問題よりも、手続が不服である、異議があるとかというふうなことが、さらに別な論点となつて争われているようなことも派生しているように聞かれています。でありますので、そういうことになる前に、両方が私ども加害者という法制上の立場には断定はしてない。しかし、自分たちがやはり何かしなければならぬ原因者であるということについては認めますというふうな話し合いのケースというものは、相当私はあると考へます。でありますので、この法律は何を目標につくられたかといへば、一般の弱い立場の被害者を、しかも被害者の健康と生命に関する問題、これを国が政治の姿勢として少なくともだれもが受けられるかわりに、たいへん救済が難解でありむずかしい。司法権の前に行政権の立場で手を差し伸べたいという気持ちでつくつておるわけであり

ますから、私はこれが万全であるとは申ししておりませんし、そう考へておりません。しかし、私たちは、いま政治の名においてこの事柄をやらなければいかぬ。これをなまけては国民に申しわけないし、日本の経済的発展というものは人間不在の発展になるおそれがある。そこを私たちは政治の姿勢としてこの問題に取り組み基本にしなければならぬと考へておるわけでございます。でありますので、この法律によつてはたして万全かといへば万全でないと思ふます。しかし、この中で法律をつくつたことによつて、中央または地方において一〇%ないし二〇%、できれば六〇%、七〇%の救済率というものが出てきますれば、ますます私たちは政治として何かをなしたということについてはこたえている。

その次に、それではなおその間の裁判所への断絶というものがまだ距離がありましようから、それを埋めるにはわれわれは政治の中において何をさらに前進していくべきかについて、先ほどの三条機関等もございまいし、今後一生懸命この問題はお互いが努力して何かを求め続けていかなければならない問題であるというように本質を考へている次第でございます。

○田中寿美子君 それでは私、BHCの汚染牛乳の問題、さらにBHCの環境汚染とか、こういうことについて、きょう御質問したいと思つております。午前中、主として農林省の方に農薬の扱いその他を中心にして、それから午後、厚生省の方を中心に食品衛生の観点から聞きたいと思ふますけれども、関連しておりますので、あるいは両方にわたるかと思ふますが、BHCの問題をここで取り上げるということは、今日、BHC農薬がすでに環境汚染原因となつていて、そして非常に重大な問題を非常にたくさん引き起こしておりますから、そこで私は、公害として取り扱うべき側面がある、そういう意味でこの委員会でお尋ねするわけですから、単に食品衛生の問題とか、それから農薬使用、農政上の問題というところをこえて広範な、人体とか動物とか環境破壊とか、こういうことを伴っているという意味で御質問するつもりでございます。

BHCの牛乳汚染のことにつきまして、少し経過をたどつてみますと、昨年の十二月、高知で牛乳のBHC汚染が検出されたという報道がされたわけですが、これはわれわれにわかつている経過でお話しするわけですが、もちろんもうすでに各地の衛生研究所で調べていられたようですけれども、一般に発表されたのは十二月中旬以後でございます。その前にBHC工業会ですか、BHCの製造禁止ということを発表いたしました。当時、厚生省は、BHCの中のベータについてWHOの基準がないから判断がよくできない、そしてその検出されたものは慢性毒性なんだから心配はないというPRをもつぱらしていられた。金光環境衛生局長もそういうような談話を発表されて、はっ

きりとそのデータについては消費者に不安を与えてはならない、あるいは生産者である酪農民に不安を与えてはならない、こういう考え方からだろうと思うんですが、データを伏せていらつした。ところが厚生省は、その後、全国八地方の牛乳検査をされて、そしてその結果が四月の二十二日に新聞紙上では発表されました。それから農林省は十二月の二十六日と一月の二十八日に畜産局長の通牒を二回出していらつしやいます。で、四月の二十一日ですね、厚生省が食品衛生調査会の残留農薬部会と乳肉水産食品部会ですね、その合同部会を開かれて、そしてその結果の意見を発表されております。そしてそのときにデータも発表された。そこで初めて私たちはそのデータを知ったわけですね。

念のためここでこの内容のポイントを申し上げますと、そこで発表されたことは、第一点として、八地域の牛乳にBHCの異性体が発見された。そのうちベータBHCが大部分を占めている。平均値で最低が北海道の〇・〇〇八PPM、最高が長崎の一・二八八PPM、これが二月の段階のことですね。

それから次に、そしてこれは農薬の使用量と並行している。だからBHC農薬をたくさん使ったところほどたくさん出ているということだと思ひます。

それから三番目に、諸外国よりはるかに高い数値だと、であるからBHCによる環境汚染がどんどん進んでいると、つまりこれは公害だということですね、環境汚染は。

それから第四点で、人体に及ぼす影響はいま直ちに危険ではないけれども、長く続ければ保健康上あぶない。

それから次に、だからBHCを主とするところの有機塩素系の有機塩素剤使用停止などのできるだけ強力な措置をとってほしい。

そして最後に、汚染源は飼料であるから、BHCを含んだ稲わらであるから、時期的にはもう四月の二十一日ですから、BHCに汚染された稲わ

らを食べる量がだんだん減って次に青草が出てくるから、危険な域は脱しつつあるというようになると発表された。

で、発表された数字の内容は、この数字だけでも相当の私たちは驚きでございすけれども、問題点は、許容限度がWHO、FAOの一九六八年の基準が〇・〇〇八PPM、それに比べますと驚くべき高きだ。たとえば大阪は最高二・四三三、平均で〇・九七〇、長崎は最高二・〇二八、平均で一・二八八、だからWHO、FAOの基準からしたら三百倍にもなるというふうな、こういうふうなたいへんショッキングな発表が新聞紙上でもされました。で、こゝでちょっと疑問に私が感じたのは、発表された時期が四月二十一日、すでに手を打ってあった時期なんではないか。で、畜産局長の通牒は十二月と一月に出ておる。何となくその発表されたときに感じたものは、間の抜けた感じですね。そこに一体何かがあるのか、なぜそういうふうな、つまり一月、二月、十二月から、いやそれよりもっと前に昨年の夏、各地の衛生研究所で研究をしていた、そして十二月に高知で発表された、それから三月の終わりに各々の衛生研究所でちらほらと発表が始まった。そして厚生省は四月二十一日にその合同部会の結果を発表した。こういうふうな発表の時期がおくれたのは、何か作作的な感じがするのですが、そこに何かがあったかどうか、その辺、つまりその間何をしていたのか、つまり時日はほとんど進行していた。一月、二月、三月の段階でBHC汚染の稲わらを牛は食べていた。そして牛乳には出ていた。それからこれは環境汚染ということからいえば牛だけじゃないと私は思っておるわけですね。ですからまず米にもあるはずで、米のためにBHCは使っているから、それから土壌にもあるでしょう。水にもあるでしょう。それから野菜に対しては八種類の農薬に十二品目の許容基準をつくつていらしやる。だから野菜も調べられたはずだ。それから調べて見ますと、地方の衛生研究所では肉や魚の、あるいは母乳までも調べているところがあるのです。

あるのです。人体の中の蓄積を調べているところもあるわけですね。そういうような状況があった間にこういう高い数値が出てくるのです。どういう手を打っていられたのか、これは農林省、厚生省両方から最初にお伺いしたいと思います。

選択権が乳幼児にはございませんから、重大な問題であるということで、この間に厚生省のほうから農林省のほうに、こういう問題が現在起きておるのだ、したがって、ひとつ何か強力な手を打つてくれというところで、実はBHCのあるいはDDTの国内向け製造のいわゆる中止という線をその時点で踏み切つてもらったわけですが、これが公表されたのが十二月十日だと思ひます。一応そういう手を、まず十二月十日製造の中止を一応やうたわけでございます。その間に、なおうちのほうといたしましては、これは牛乳というふうなものが特に問題になるということで、先ほどの観点から、とりあえずほかの動物食品をやめても、やはりこの牛乳だけに主力を集中しようじゃないかということになりました。十二月十九日に、先ほどの六県のほかにさらに北海道あるいは九州を加えないと、やはりブロック別といつても北海道と九州が抜けておるので、全国的な傾向を把握してみようということで、この六県のほかに長崎と北海道を加えまして、八府県にいたしました。そしてほかのものはやめまして、この牛乳の汚染状況を系統的に調査しようということにいたしました。生乳を中心に、しかもある一軒の農家を中心にして、五軒の農家を対象といたしましてデータをとりとみる。その際、乳だけを調べるのではなくて、農薬を使ったのはいつであるか、あるいはえきでどんなものを使っておるか、井戸水であるか水道水であるか、そういったようなものもあわせて環境の調査もしていただきたいということをやったわけでございます。その間、農林省もさうやがるといふことで、えきそのものの分析は農林省にお願ひしたわけでございますが、そういうことで牛乳、生乳を中心に調査を始めたわけでございます。それで、さらにその間に新聞紙に報道されまして、先ほど局長の話で安全であるといふようなことが出たわけでございますが、これは一応うちのほうでは衛生試験所の毒性関係の部長とも相談し、あるいは所長とも相談した結果、

あるのです。人体の中の蓄積を調べているところもあるわけですね。そういうような状況があった間にこういう高い数値が出てくるのです。どういう手を打っていられたのか、これは農林省、厚生省両方から最初にお伺いしたいと思います。

〇説明員(神林三男君) お答え申し上げます。このBHCの問題は、実は昨年の七月に大体世界各国と申しますか、特にスウェーデンであるとか、あるいはアメリカあたりで多少規制を強化したという情報が入りまして、なおまた私たちのほうも七月中に高知のデータも、直接ではございせんが、間接に入つてまいりましたために、これは特に牛乳の問題でございましてから捨てておけないということと、昨年七月三十日に厚生科学研究費の緊急保留分をいただきました。とりあえず動物性食品の中の残留農薬の実態を調査するということとをまず始めたわけでございます。それから、そのために八月五日の日に、特にその当時分析能力があるとかあるいは一応ブロックの代表であるというふうなことで、宮城県、新潟県、愛知県、それから大阪、岡山県、高知県というところの分析の担当者を集めまして、ひとつ動物性の食品の農薬残留の実態を調査していただきたいというふうにしたわけでございます。その間に実はこの高知のデータというものが十月の四日の日に仙台の学会で正式に発表されております。それから十月中旬に至りまして、さらに牛乳中の農薬の残存というものが大阪であるとかあるいは愛知、それから先ほどの高知というふうな結果によりまして、これは相当問題があるということとございまして、特にその三県は牛乳を中心にしてやっていただきたいというふうにしたわけでございます。それで十一月になりました、一応中間的なものでございまして、国立衛生試験所でやったデータ、あるいは愛知県のデータ、あるいは大阪府のデータというふうなもので汚染が認められたという状況でございまして、そこでこれはまあ牛乳というものは、特にほかの食品と違ひまして、やはり乳幼児の主食であるという点、特に私たちは、しかも

選権が乳幼児にはございませんから、重大な問題であるということで、この間に厚生省のほうから農林省のほうに、こういう問題が現在起きておるのだ、したがって、ひとつ何か強力な手を打つてくれというところで、実はBHCのあるいはDDTの国内向け製造のいわゆる中止という線をその時点で踏み切つてもらったわけですが、これが公表されたのが十二月十日だと思ひます。一応そういう手を、まず十二月十日製造の中止を一応やうたわけでございます。その間に、なおうちのほうといたしましては、これは牛乳というふうなものが特に問題になるということで、先ほどの観点から、とりあえずほかの動物食品をやめても、やはりこの牛乳だけに主力を集中しようじゃないかということになりました。十二月十九日に、先ほどの六県のほかにさらに北海道あるいは九州を加えないと、やはりブロック別といつても北海道と九州が抜けておるので、全国的な傾向を把握してみようということで、この六県のほかに長崎と北海道を加えまして、八府県にいたしました。そしてほかのものはやめまして、この牛乳の汚染状況を系統的に調査しようということにいたしました。生乳を中心に、しかもある一軒の農家を中心にして、五軒の農家を対象といたしましてデータをとりとみる。その際、乳だけを調べるのではなくて、農薬を使ったのはいつであるか、あるいはえきでどんなものを使っておるか、井戸水であるか水道水であるか、そういったようなものもあわせて環境の調査もしていただきたいということをやったわけでございます。その間、農林省もさうやがるといふことで、えきそのものの分析は農林省にお願ひしたわけでございますが、そういうことで牛乳、生乳を中心に調査を始めたわけでございます。それで、さらにその間に新聞紙に報道されまして、先ほど局長の話で安全であるといふようなことが出たわけでございますが、これは一応うちのほうでは衛生試験所の毒性関係の部長とも相談し、あるいは所長とも相談した結果、

あるのです。人体の中の蓄積を調べているところもあるわけですね。そういうような状況があった間にこういう高い数値が出てくるのです。どういう手を打っていられたのか、これは農林省、厚生省両方から最初にお伺いしたいと思います。

が、今後は全国的にこの調査をやってくれというふうなことで、あるいは牛乳に限らず、ほかの食品に対しても今後調査をしていただきたいというふうなことを、

どを乳牛の飼料とする作物に對しまして、あるいは畜舎内におきましてはBHC等を今後一切使用しない、それから放牧地等におきましてはBHC

ざいますので、事態はこれから好転するのではないかと、いうぐあいにわれわれとしては考えておるわけでございます。この時期におきまして、先

したけれども、それが末端まで徹底しておりません。これは私もずいぶん酪農家のほうを回りまして、そしてBHCに汚染されている稲わらを使って、

てはいけない、食べさせてはいけないことを知っているかというのを尋ねましても、全然農民のほうでは知っていない場合が、私の行ったところは全部そうでした。そういう意味で、通知を出したとか、談話を出したとかいうようなことでは対策は進まないわけです。実際に、それじゃ一月、二月、三月の間に、あるいは四月までの間に牛乳中のBHCを減らすことはどうなるか。どれだけの対策をとって、どれだけ減らしたかというデータがあればそれをおしやつてください。

○説明員(遠藤寛二君) 私どものほうで調査をいたしました稲わらの中のBHCでございますが、調査をいたしました結果、大まかな点を申し上げますと、稲わらにBHCが、これはメイ虫及びウソカの防除に使用ものでございますが、稲の前半期だけ使いましたものと後半期まで使いましたものと、中ごろまで使いましたものと三通りに分けて、後期まで使いましたものが非常に高い残留量を示しておりますが、前期だけでとめたものになりますと、その一けた下がる、オーダーが一つ下がるというデータになっております。それが先ほど先生からちよつとお話にございました、厚生省がおやりになった調査と符合するかどうかという点、それは北海道、宮城なんかでございまして、ヘクター当たり使用量が大体〇・二キロから〇・三キロぐらいのBHC量になっております。それは非常に少ないほうでございまして、多いところの大阪でございまして、長崎でございまして、これは一けたオーダーが上がりまして、三・五キロ前後というような使用量になっております。それはなぜかと申しますと、メイ虫だけでございましてそれほどもないものでございまして、秋、ウソカが発生しますと、八月、九月になってその防除に使う。それですら、その収獲後もわらにまで残る可能性が非常に高いという点と符合はいたしております。

その中にもBHCがあるのじゃないかという御指摘でございます。これらは私どもで調査をいたしております範囲では、普通のBHC使用をやりました場合に、トータルのBHCといたしまして〇・一五PPMぐらいでございまして、その点につきましては、それも大部分、ぬかをのけてしましますと、さらにオーダーが下がりますので、現在厚生省が安全だとおっしゃっております限界をはるかに下回りますのでだいじょうぶではないかと思ひます。

それから先生御指摘のとおり、私どももこういう禁止の通達を出しまして、それが実効ありません場合には非常に困るわけでございまして、私どももいたしましては、今後また指導を徹底してまいりたいと思ひます。

具体的にその指導方法を申し上げてみたいと思ひます。先ほど畜産局から申し上げましたような会合を行ない、通達などを行っておりますが、私どももいたしましては、末端に病害虫防除所というものを現にたくさん持っております。それから防除員という者が一万八百名ぐらいおります。そういう者を使いまして、これから先、いよいよまく時期にかかってくるので、打ち合わせの会を開きますというところが一つでございまして、それからもう一つは、極力これは共同防除に持つていきたい。単独でルールに反したような使用方をしないようにさせるということでございまして、そこで共同防除に持つていきたい。そこで酪農家がその地域内に入つておるような共同防除の地域内ではBHCは使わせない、これは防除ごみからはずしてもらうということにいたしております。それから流通稲わらにつきましても大体のルートを押えまして、そういうことをいたしたいと考えております。

りたいと思ひますが、そういうった末端を通じまして私ども実はほかに類例を見ないほどのわりあい強固な組織を末端まで持つておりまして、それを通じましてやつていきたい。またメーカーないし流通機関としての主たる流通業者が全購連になるわけでございますけれども、そういうところに対応しまして全購連の支所の段階まで私どものほうでいってまいりますような稲の後半期の販売はとめるように、それから飼料作物地帯にはとめるようにというのを現在手配をいたしております。大体それに従つてくれると思つております。それからメーカーに対しまして、そういうたようなものを反するような地域に売らないというのを指導をいたしてまいりたいと思ひます。また御指摘もございましてので、近い機会、稲の防除に間に合いますようにもう一べん通達もいたし、またさらに、各末端を動員いたしまして、厚生省の出先とも連絡をとりまして安全な使用を徹底してまいりたいと思ひます。

○田中寿美子君 長崎のように非常に高い教値が出ている。それから大阪あるいは新潟あるいは愛知、そういうところはどういうことをなさつたかということをやさつき一月、二月、三月、四月にかけてBHCが減るためにはえさの対策あるいは農薬の対策をどうなさつたか、具体的にそれを言つていただきたいと思ひます。それから同時にお尋ねいたしますが、BHCの現在量ですね、現在の在庫量、これはどのくらいあるのかということなんです。

○説明員(遠藤寛二君) 農薬のほうの施与の問題につきましましては、ちよつといままでの時期は農薬を使う時期でございませぬものですから、通達を流しまして各地におきましてブロック会議等をして、おる程度でございまして、これからいよいよ末端まで詳しく指導いたしてまいります。それからえさのほうの問題につきましましては、畜産局からお答えいたします。それから在庫量につきましては、ガンマBHC原体といたしまして約二千五百トンぐらいでございまして、そのうち七百トンぐらいが従来の経過からいきますと、傾向からいきますと、輸出に向けられると思ひますので……。

○田中寿美子君 何%。

○説明員(遠藤寛二君) 七百トンぐらいでございまして、国内用が千八百トンぐらいになります。メイ虫の一化期の防除に使う分があるかないかというくらい在庫量になると思ひます。

○説明員(斎藤吉郎君) ただいま御質問のえさの対策でございませぬけれども、えさにつきましては、先ほど来申し上げましたような全体での会議その他のことを、通達等を通じていろいろと指導してまいつたわけでございまして、特にたゞいま御指摘の低いところだけに特別なという措置ではございませぬけれども、既作付飼料の繰り上げ給与でございまして、また、濃厚飼料の利用といったようなこと、また、濃厚飼料を多給いたしますとかいうような措置をいろいろととるようになりまして、指導したわけでございまして、元来、先ほど先生もおっしゃいましたとおり、これからの段階では青草等の時期になりますので、今後におたりましては心配はないのではないかと、いろいろ聞いて考えておるわけでございまして。

○田中寿美子君 ちゃんと私がお尋ねしたことを答えていたでないわけですが、たとえば非常に大きな量のBHCが出たところはさつそく手を打たなければならぬはずなんです。ですからそういうBHCを含んだ稲わらを焼き捨てしてしまうとか、そのかわりに飼料としては何を与えるか、そういうような対策が即座にとられなければ、四月に発表されるまでの間に牛乳が絶えずつと汚染が続いていくということなんであつて、このことは国民の健康にも非常に害があるし、そういうことは、伏せておくことは農民を守る立場であるという考え方は、私はむしろ反対だと思います。後にそれがだんだん蓄積してきて問題になつたときに、かえつて農民を窮地におとし入れていつてしまう。その対応のしかたがたいへん農林省は緩慢であつたように私は思ひます。ですからその手当て、幾らか危機感がないんじゃないか、

あるいは厚生省の感じていたデータ、出したデータに対して農林省がどうも——私は農林省の方に何人かお会いして話を聞いていると、必ずしも肯定したいものがあるような態度をとっている。その辺が怠慢があったような気がするんですね。ですから、四月まで待てば青草が出てくるからという考え方はいけない。それからそのBHCの現在の量のことですがね。いまガンマBHCで二千五百トンとおっしゃいました。これはベータを含めたもの、リンデン化された数量じゃないですか。私が見た資料では、日本BHC工業会が製造したものは、昭和三十六年一万六千トンであったのが昭和四十四年には四万三千トンまでふえておりますね。そうして農林省の方にこれを外国への輸出用はどのくらい使うかと聞いたら大体一〇％くらいだと、そうすると二千五百トンくらいでしょう。それじゃ四十五年度中にその種の穂ばらみ期に使う分量はどのくらいでしょうかと聞いたら一〇％くらいでしょうと言われたので、非常にたくさんのもので在庫しているのではないかと。いま問題になっておるベータのほう、そしてそれが全購連の手の中にあるというところは問題ではないか、全購連がそれに対してどのような対策をとろうとしているのか、あくまでこのBHCを使っていくということについて、私は、前期に使ってはたしてそれはあとに穂ばらみに残らないものかどうか、非常に疑いを持つわけなんです。土の中にも水の中にもしみ込んでいくはずなんです。それがやはり汚染された稲として出てきて、そして牛乳にも入ってくる、あるいは米にも、それから流れっていく水の中にも——水の中には魚もいるわけなんです。すべてのものに汚染をしていくということになる心配がありますが、いまの数字それでいいんですか。もう一ぺんちゃんとした……

量換算でございますと、日本の一年間の消費量が大体五千九百トンくらいでございます。それで大体穂のメイ虫の防除期の第一化期——先ほど申しました穂ばらみ期より前の時期に使用しておりますものが、大体国内におきまして使用いたしておりますものが年間大体三千トンから五千トンくらい使うわけでございます。それで大体そのうちの、三千トンのうち第一化期に使用しますものがその約六割でございますして千六百トン、それから輸出も原体換算で申しますと七百トンでございますして、実製剤量になりますと三％、五％、一・五％というふうにございまして、ちょっとそういう数字を申し上げたわけでございます。

それからもう一つ、水の中ないしは土壌の中にも残るのではないかと、それから穂の前半期にまけば心配ないということはどうかとおっしゃるわけでございますが、穂の前半期にまきましたものは大体オーダーといたしまして、穂ばらみに残っておりますものが一PPMオーダーくらいになっておりますので、後半期までまきましたも約十分の一くらいになります。ですからそれは心配ない、それがまたもし万一えさに入りましてさらさら低いオーダーになるわけでございます。それから土壌の中にもしみ込んだものがいつまでも残ってまた吸われるのではないかとというお話でございますが、これは私どもの省でも試験をやりましたが、それから東北大学なんかでもかなりやっておりますが、BHCが土壌の中に入りまして場合微生物によりましてわりあい早く分解される、特に大体土壌の中で水稲でございますから水が張られるわけでございます。空気の乏しい水を張った状態にBHCが置かれました場合に、大体四週間くらいで十分の一から十分の一くらいになっております。それから愛媛大学なんかでもやりましたデータでも、一週間で半分になり、五週間で一〇％になるという急速に減退される嫌気性菌によりましてわりあい早く分解がされるわけでございますので、それが翌年残ってきてということとはそれほどなからうと思っております。特に今後におきましては、もう大体前半期にまかれるようなことはございせんから、さらにその濃度も下がってくると思っております。それから水につきましても、まきましたあとと一時に出るかという問題がございましてけれども、これも非常に薄まってございまして、土壌に非常に吸われましてすぐに分解が始まるというところでございます。濃度といたしましては、農業技術研究所でやりましたデータで、河川で九月、九月というのは秋にまきましたあとでございますけれども、その時期におきましてメイ虫ウツカ、大体済んでしまわったところでございまして。大体全BHCで〇・〇〇二PPM以下というデータになっております。愛媛大学であちこちいろいろなところでやりましたが、四国の一番高いデータで八月末で〇・〇三PPMというデータを出しておられます。これも非常に薄まっておりますので、人体に有害という段階ではないと思っております。

ては、もう大体前半期にまかれるようなことはございせんから、さらにその濃度も下がってくると思っております。それから水につきましても、まきましたあとと一時に出るかという問題がございましてけれども、これも非常に薄まってございまして、土壌に非常に吸われましてすぐに分解が始まるというところでございます。濃度といたしましては、農業技術研究所でやりましたデータで、河川で九月、九月というのは秋にまきましたあとでございますけれども、その時期におきましてメイ虫ウツカ、大体済んでしまわったところでございまして。大体全BHCで〇・〇〇二PPM以下というデータになっております。愛媛大学であちこちいろいろなところでやりましたが、四国の一番高いデータで八月末で〇・〇三PPMというデータを出しておられます。これも非常に薄まっておりますので、人体に有害という段階ではないと思っております。

○田中寿美子君 いま私は厚生省のサイドのお話は省いておきますけれども、農林省もその調査というものの、ほんとうに生産物の中にあられていく経路というのは、もっとほんとうに調査してみてもらわないと困ると思うんです。私は、新聞紙上で各地の衛生研究所が発表しているデータなんかを見ながら、昨日高知衛生研究所の上田雅彦技官に電話をして確かめました。確かに人体の中にBHCはたくさん蓄積されてきている、これは牛乳だけじゃなくて、日常とる食物全体から入ってきているわけで、特にBHCというのは農薬なんです。それから、農薬を使って生産されたものが口に入ってくる、こういうことで人体の中に蓄積されていくわけで、それについての論文をもう書かれて、ごく最近のうちに雑誌に発表されることになっているようですが、それで相当明らかに人体の試験の結果を出していただけるようです。ですから、農林省はBHCを稲にまいた、それが土の中ではどういうふうな消化していったという程度で考えていてもらうては非常に困る。農作物その他のものにもかけてはいるわけですね。ですから、そういう

○説明員(遠藤寛二君) 私ども人間の健康にかかわるものでございまして、できるものなら在庫の有無等にかかわらず、こういうものはやめてしまえばいいわけでございます。たとえば先般も川の中にほうり込んだりして問題になりましたけれども、プラスチックのようなものも在庫量にかかわらずなく水銀の場合も同じでございますけれども、そこで直ちに回収したりしたことがございまして、非常に危険であるという場合にはそうせざるを得ないわけでございます。ただ私どもいたしましては、一つは厚生省のデータによりまして、現在の段階では何とか急にどうだということはないというデータをいただいております。それからもう一つ、稲のメイ虫ウツカの防除剤、四十四年度までにおきまして、約半量がBHCで占められております。したがって、これを一挙に使用禁止ということにいたしますと、大部分が稲に使っております、多少森林に使っている、その他野菜に使っているわけでございますので、急に第一化期の防除というものを全部切りかえるということとはわれわれとても量的にむずかしい面がございまして。先ほど申しましたように、オーダーが一けた下がりますので、第一化期の防除に使われるかわる薬がないかというお話でございますが、これは薬

としないわけではございません。たとえばカーバメイト剤でございますと、低毒性の有機燐剤、そういったものはございます。そういったものに切りかえる予定にしております。そういったものは、二化期以降は大部分それで間に合うかと思っております。一部の森林等につきましては、場合によりましてはBHCにかわる薬があるかどうかという点についてはBHCと心配でございますけれども、現在の、製造を中止しておりますので、現在ありますものが先ほど申しましたように、稲の一化期に使われるというところであります。稲の終わりになってしまいう程度しか残っておりません。私どもとしては、その点の切りかえのときに、薬につきましては多少摩擦が起こるかもしれませんが、切にかえたいと思っております。次第でございます。ストックがあるから損害出せないという話ではないのでございます。全購連につきましてもそういう趣旨を了解してもらいまして、現在、末端に至るまで、先ほど申しましたように、支所段階までをわれわれのほうから直接指導をいたしております。その下の段階につきましても全購連にまた連絡もいたしておりますし、今後も指導をいたしまして安全の指導をいたしたい、そういうふうな思っております。

○田中寿美子君 時間がありませんから、最後の一点です。私はさっきも申し上げましたように、末端の農家に農林省の通牒が浸透していないという事実、これは十分認識していただいて、特に出てきた牛乳がBHCに汚染されていて飲ませることができないということになれば、これは酪農家は自滅しなければならぬ。それまでに十分指導する責任が農林省にあると思うのです。それから農業については、それにかわるべき農薬をすぐ開発していくという対策、これは通産省なんか関係があると思います。積極的にやらなければいけないと思います。BHCが残っているから、これは損失になるからという考えじゃなくて、いまや人間の命を守っていくという立場に立つてもらわなければならぬ。もう一つはえさの対策、

これもさっき申しました非常にたくさん汚染が出ていた地域でBHCを含んだ稲わらは焼き捨ててしまいうらいに、そうしてそれにかわるべきものも足りなかったら、あのときヘイキューブの輸入ということも考えられたわけでしょう。それを今後考えているのかどうか。それを輸入した場合に農民がそれを買うことができるような値段なのかどうか、もしそうでなかったら、国内で一体どういう対策をしようとしたのかどうか、そうしませんでしたと、飼料が非常に高ければ、これはやっつけけないということになりますので、そういう将来の対策をお聞きして、午後の厚生省のほうにあと質問を残しておきたいと思っております。

○説明員(遠藤寛二君) 新農薬の問題につきましては先生のおっしゃるとおりでございます。農薬というものは従来大害虫を殺す、菌を殺すということと劇毒に片寄りかてございまして、したがって、逐次変えておりまして、水銀をやめ、それから急性毒性の強い有機燐剤をやめ、今回またBHCをやめるということで逐次切りかえております。ただなかなか慢性毒性の問題まで検討しまして、新農薬を開発するというところにつきましては非常に困難でございます。新農薬の開発につきましては主として科学技術庁の関係で理化学研究所で研究しております。それから残留毒性につきましても厚生省のほうで研究しているようでございます。私どものほうは、主として使用の方の問題を研究してまいったわけでございます。しかしながら、今回こういう慢性毒性の問題が強く出てまいりましたので、四十五年度からは慢性毒性の検定機関の財団法人をつくりまして、国がそれに対して四十五年度におきまして一億円の補助金を出しまして、慢性毒性の検定までやる機関をつくるというのをやっております。今後とも努力をしてみたいと思っております。それからまた末端への指導が届いておらぬではないかということにつきましても、十分御意見を承りましたので、今後、極力全力を尽くしまして、指導につとめたいと思っております。

また、えさのほうは、畜産局のほうからお答え申し上げます。

○説明員(斎藤吉郎君) 先生御指摘のとおり、一二月のほうで高い数値が出たところで、直ちに即応的な措置をとるべきではなかったかというお話しでございますが、これは、そのときの時点の数値がまともな厚生省のほうで御発表になりましたのが四月の二十一日ということでございますので、先ほど来申し上げておりますように、その時点では確かに先生御指摘のいわゆる指導の不徹底というふうなこと等もございまして残念な結果になっておるわけでございますけれども、るる申し上げましたようなことで、現段階になってまいりますれば、この数値はおそらく下がってきておるのではないかといたうぐあいに考えるわけでございます。そうは申ししましても、このえさ対策という意味合いにおきまして、有効な措置をとるようというお話でございますが、確かにヘイキューブの問題、その他いろいろあるわけでございます。これは国内でのこういういわゆる自給飼料のものの流通というふうな問題とも関連いたしますところの、いわゆるわが国の畜産におきましてこのえさ対策、えさの国内産でどういうぐあいにやっていくかという問題等とも関連をもちますところの根本的な命題でございますので、それら基本的な問題も考えあわせながら、今後、その措置については、十分今回のような問題になる稲わらを多量に使用するというようなことのないような方法で結論を見出してまいりたいと思っております。今後、今後の検討に待たしていただきたいと思います。

○小平芳平君 総理府にお尋ねいたしますが、公害紛争処理法案についてお尋ねしますが、これだけの大事な法案の質疑の時間が私は二十分と限られておりますので、ごく概要だけ御答弁願いたいと思ひます。

初めに、この第十条、「中央委員会に」、「専門調査員」を置くことができる。」というふうに

なっておりますが、この中央委員会に置かれる専門調査員は、どういう性格のものであるか。そうして、地方には置かないかどうか。

それから中央委員会の委員の方も、専門調査員の方も、いずれも公害に対する専門家が委嘱されることと思いますが、その性格についてお尋ねしたい。

それから専門調査員は、要するに、諮問に答えるだけなのか、あるいは事務局の一部として構成されるのか。そういうような点についてお尋ねします。

○政府委員(青鹿明司君) 専門調査員は委員並びに委員長候補機関でございます。非常に公害が多面的な問題でございますので、必ずしも委員の方が全部自分が専門的な知識を持って研究し、調査するというわけにまいらぬ部分があるのではないかと思います。これを補佐する意味でもって、専門調査員と申しますのは非常勤の職員でございますが、事件ごとに任命いたしまして、必要な調査をやつて、委員会の活動を助けるという性質のものでございます。

なお、事務局との関係でございますが、別に、事務局員といたしまして二十一名予定いたしておりますが、これが一般の事務的な処理は担当することになるわけでございます。

それから、地方には専門調査員の制度は置いてございせんが、これはやはりいろいろ条例でもって審査会等を置きます場合に、その段階でまた必要に応じて地方自治体の御判断でもって、その点についての処置はお考えいただきたい、かように考えております。

○小平芳平君 地方にも必要があればこの条例等で専門調査員を置くことは差しつかえないと、そういうわけでございますね。

それから地方についてですが、第十三条では、公害審査会を置くことができるようになっていて、十八条では、審査会を置かない都道府県においては審査委員候補者を委嘱して置かなければならないと、こうなっているわけですが、都道府県によつ

て、このように片方は審査会を置く、その上専門調査員も委嘱をしているというような都道府県もできれば、他方においては単なる候補者名簿をそろえておくという程度の都道府県もできるといふ、あまりにも差別が大きいに思いますが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 国におきましては、中央で政治の姿勢並びに考え方、その具体的なあり方を法律で示しておりますが、都道府県から以下になりますと、それぞれの地域における公害の態様というものが多種多様であり、しかもある県においては、いままでもこれからの県もございまして、まあ大体日本列島を展望して考えられます公害多発地帯は大体太平洋ベルト地帯のあたりが中心であり、あるいは阿賀野川とか水俣地区とか、そういう特別な工場並びに河川あるいは入り海等の環境等がいままで出ているわけでありましてけれども、そうであるけれども普通の、産業公害的に言って平和な県というものは、常時委員会を設けておかなければならぬかどうかについてはいろいろ問題があるところでございますから、したがって、必要があったらいつでも対応できるように、御相談をいたしましたあげくの結果として委嘱をいたしておきまして、そして何かやはり起こったと、たとえば宮崎県あたりで私聞いたことありますが、大体公害などのあまりない県でありますけれども、大淀川、宮崎市内を最後に流れて海に流れます大淀川の上流でん粉の汚水による公害が二、三年前でございまして、たいへん県会やその他でやかましく論ぜられたことがございまして、それも一応知事さんがいろいろと衛生部あたりと相談をされた結果その問題はひとまず済みまして、いまはまた平和な県に戻っておりますようにございまして、産業的に平和な県でございまして、そういういろいろな形態がございまして、いろいろな形だけを全国一律に統一しておくということも、ある場合においては必要でございまして、この種の問題では必要な場合にはいつでも対応できる

措置をとっておけばよろしい県、それと一方においては常時そういうものの準備をし研究をしておかなければならない、過去の経験値を持つ県というものがいろいろございまして、それから、そのところはいろいろの意味合いにおいて自治体の自主性、実態というものに依拠してやっていただきたい、趣旨はしかし住民の生命、財産、健康というものを守ることにあります。この趣旨はよく理解して行政の運用に当たってもらいたいということにおいて一貫しておるわけでございまして。

○小平芳平君 それじゃあその長官の御説明の、全国画一的にそういう体制だけ整えなければならぬとするのもどうかというその御意見はよくわかりませんが、しかし、いまお話し、産業公害の上から言えば平和な生活をしていくと、しかし産業公害もいまは差しあたって問題になっていなくともどんな問題が起きるかかわからない、実際問題としては、それからまた、産業公害以外の、いま田中委員から御指摘のあった農業等の被害はこれは限定できないところですね。ですから要するに、公害基本法でいうところの公害に関する紛争を処理するということでありまして、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、こういうものが全く問題にならない、人の健康または生活環境にかかる被害が起きていないというような県があるかどうか、はたして、もうそれは黙って泣き寝入りしているというような、そういうものが非常にあるじゃないかという姿勢で取り組んでいくことが公害に対しては必要だと思ふことが一つ、それからもう一つは、従来も県の公害課あるいは市役所の公害課へ苦情や紛争を持っていくことはあったわけですが、実際上、県へ行けば市へ行けば、市へ行けば保健所へ行けば、保健所へ行けば衛生研究所へ行けばというようになことをやられていくうちにやむやみになってしまったというふうなことが、公害が多発する都道府県と公害のない都道府県というふうに分け方自体が非常に疑問であって、むしろ各都道府県で審

査会を置くか候補を置くか、それは判断するといふたし、たし、取り組む姿勢としては、公害のない県とか公害のない地方なんというものは考えられない。とにかくいままでではやむやみになっていいた紛争なりそうした公害の問題が今度は紛争処理法案が成立することによって非常にスムーズに住民に対するサービスができるようになったということがこの法案の第一のねらいじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) おっしゃることは私もよくわかりますし、また公害のない県があるかと言われれば、やはりそういう意味ではほとんどどこでいってもいろいろな意味の公害というものが発生しつつあると考へます。ただ、しかし、常時審査会を設置しておかなければならないような状態であるかどうかについては、それが必要だと全国の知事さんが全部お考えになれば、あるいは結果として全部にできるかもしれないし、きょうの委員会の冒頭に、最高裁のほうから現在公害に関する係争中の事案について事柄別について分けて説明がございまして、その中で、私たちの今回公害の紛争処理法で考えております以外のケースとして水の侵入、井戸水の枯渇、眺望の妨害、宅地内の眺望の妨害あるいは日照権、通風の妨害、こういうような私たちのいまの段階では考えていないものも裁判の場には持ち込まれているようにございまして、したがって、われわれは一応この法律を一番この法律の大前提は国の繁栄の陰に個人の生命、健康というものが脅かされることのないように思うならば、それを拾い上げていく。したがって、相談員その他は必置制にございまして、そういうところをくみ上げていく、なるべくすみやかに、しかも当事者が納得できる線が出せるようなことを目標にしておりますので、まづこれで進んでみまして、やはり「置くことができない」とはいけないうので、これは必ず置かなければならないというふうに、相談員と同じように審査会もつくらなければならぬという結果が出ます。

れば、法律の改正が必要であると判断いたしました、いつでもやってまいりたいと考へます。

○小平芳平君 そういう積極的な姿勢をお聞きして、私は私の申し上げている趣旨も同じであります。

いづれにしましても、この公害に対する紛争というものは、無限といつては誤解があるかもしれないが、ほんとうに多いと思うのです。それがこの法案の成立によってたいへんよくなったというところが一つ一つ出ていけば何にもならないじゃないか、このように思っているわけでありまして。

それからもう一つは、先ほどの中央委員会の委員とそれから専門調査員との関係について先ほど御説明がありましたが、公害の場合は要するに、原因者と被害者がはっきりしない面があるわけでありまして。たとえば、この河川で魚が死んだ、それがはたしてどの工場の廃液なり排水が原因なのか。あるいは農作物に被害があった、それがはたしてその工場のばい煙なり排水なりが原因なのか、そういう場合にただ話し合っただけで中をとれというわけにいかない。原因者がはっきりすればそれで紛争になり、その紛争は話し合ひで解決という線に進められることが当然と思ひますが、とにかく科学的にはつきりあなたの工場が加害者だやということがわかれば、その上で話し合ひになると思うんです。ところが、実際問題科学的なそういう調査あるいは研究がすつきりいかないところ、国としては中央委員会がで、専門調査員が三十人委嘱されて、それで各都道府県において実際問題起るわけですが、どうかの都道府県でそういう紛争が起き、それを科学的に調査研究するという機関は従来と同じなのかどうか。あるいは国の専門調査員が専門にやってくれば十分の結果が得られると期待されるかどうか。とにかくある県でアユが死んだ、アユが多量に水銀を含んでおる。そういう一つの結論を得るのに非常に長く現状としてはかかるわけですね。たとえば富山県

でとったアユの水銀検査するためには、新潟へ持っていくたり東京へ持っていくたりして検査をしてもらっている。実際問題の衛生研究所ではとてもそれだけの設備もないし、また人員も足りないという実情にあるわけだ。したがって、いまお尋ねしている点は紛争を処理することがねらいであります、紛争を処理することがねらいであります、科学的なそういう根拠なしに、ただ話を進めようとしてもそれは不可能な問題が多いというので、その場合、科学的なそういう調査研究は中央のこうした中央委員会専門調査員の充実でそれ一本でよろしいかどうか、あるいはむしろ地方にもそういう専門的なものは地方ごとに置くとかあるいは国が地方に援助をしてそういうものを置くとかというようにも考えられるかどうか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) できれば地方でもそういう専門の調査員の人を全部必置制にしたほうが、件数がかかりに相当期間なくとも制度としては一番いいと思いますけれども、ただ、この問題は都道府県の行政区域内の問題で知事さんや議会等が仲介されて話のつくケースもいろいろございますし、それでもむずかしいと思う場合には調査員程度、それぞれの地方に大学もございまして、委員をされてやってみて、これはローカルでは片づけられないと思つたら、中央にあけて調査をしてやってもらう方法もあるわけです。いままでの私たちの経験から考えますと、たとえば、厚生大臣がこの事件の加害者は何々工場である、こういうふうに入命を守る立場から断定をかりにしたといふたし、そういう例もございまして、それ、そういうものも、その工場というものを、会社といふものは、それで裁判によつて黒白をつけてもらおうじゃないかということになって、延々とそこから論争が始まってしまつて、一体その谷間で被害を受けて毎日悩んで苦しんで不自由している人、あるいは死んでしまった人、そういう人たちについてはここでだれがいつ何をして

くれるのかという問題とは遠ざかったような形に逆になつていってしまうというケースもなきにしもあらずだと思ふんです。そういう場合にこのような両方によく相談をいたしまして、このままでは大体科学的な分析その他でも、この河川の流域で水銀ならば水銀を発生せしめておられると思われる工場はあなたのところしかない。ただこれを科学的に証明せよというところにはまだいってないけれども、しかし、いづれそういうことを裁判でやつてみてあなたの方の工場になると思うが、それならば、被害者の人たちもあなたたち気の毒と思うならば、意図しないことであつたにしても、ここで相談に乗る気になりませんかといううな話し合い等をいたしました場合に、私は十件のうち二件でも三件でもわかりましたと、私たちも自分たちが加害者ということとは会社としては認められませんが、しかし、やはりこの流域で、先ほど申しました例をとるならば、水銀を出しておる工場は私のところ一つであるという事実は認めざるを得ませんから、それまで起こつた被害については相談に乗りましようというケースが出てまいりますれば、まさに私たちがこの法律でねらつておるところに乗つてくるわけでございます、あくまでも裁判権を奪うものでもございせん。これは被害者、加害者ともです。しかし、その前に悩み、苦しみ、つらい思いをしておる人たちは、そういう人たちになるべく早く解決を、満足はされないうでしようが、まあ話がついた、措置もとられたというところで、政治の責任において私たちがやらなければならぬ分野というものをここで懸命に求めているんだというふうな御理解を賜りたいと思ひます。

○小平芳平君 その点はわかりましたが、時間がありませぬので、最後に一つだけ、実情としましては県では衛生研究所が担当しましてそれで一応やつてくれることになつてゐるわけですが、ところが、きょうの紛争処理の法案の質問で私が衛生研究所の実情を尋ねるからと言つたら、総理府の所管じゃないからだめだと言われたんですが、確

かにそれは総理府の所管じゃないと思ふんですが、公害の、とにかく具体的に申しますと、ある川で魚が死んだ、コイが死んだ、アユが死んだ、その川の水を漁業組合の人が持つていって、衛生研究所に行きまして、とにかくこの水で魚が死んだんだから検査をしてほしいと言ふ。ところが、衛生研究所のほうは、そう言われても、この水の何を調べてくれというのか、それさ言わないで、そんな持つてこられたつてしょうがないと言ふんです。それはあらゆる検査を全部やれば結論が出るでしょうけれども、とてもそれは時間がかかるとし、手数もないといううなことで、結局はかどらない、話が。ですから、やはりそういう研究のための機関、あるいは調査のための機関、そういう機関が各都道府県にあればいいし、あるいは中央から中央でもつけようですが、この財政的、機能的にこれは飛躍的に充実をして、いまだに一つ一つの紛争は相変わらず井戸水一つ持つていって、飲料に適か不適合だけなら、それはその時間から結論を出してくれますけれども、なかなか魚が死んだ原因を調べてくれと言つても結論が出にくい。したがって、財政的にも機能的にも飛躍的な充実をして、初めてこの紛争処理が生きてくる。このように思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) そういう事例のありますことを具体的には知りませんが、たぶんありそうなことだと思ひます。これは、役所の機構そのものにも問題がありましようし、また、都道府県のそういう試験所、研究所の能力の問題もございませう。あるいは好意的に見るならば、日本のこの工業発展の中で、いままで考えられなかつた学問分野というものがどうしても試験研究員に必要になつてきてゐる。それが、いわゆる人命あるいは健康といううなものでどういふ影響があるかについての分野は、日本のいままでの普通の——特定の学者は別といたしまして、普通の学問の技術分野においては、まだみんなが修得以前の段階

にあるのかもしれない。したがつて、そういうケースも出てくる界があるかと思ひますけれども、この法律をつくることによりましてそういうことが少なくとも考え方の面においてあるいはその処理のしかたについてあるいは民意をすくい上げるすくい上げ方の制度についていふものがここに出ておるわけでありませうから、それと対応いたしました地方であるならば都道府県知事の責任者としての意を受けた今度は委託調査と言ひますか、都道府県知事の命ずる調査ということになるわけでありませう。そうすると、いままでの機構の一番好ましくない事例というものがだんだんこれはいいほうに法律ができたところからはではないかと思ひます。先ほどの質問にもいふん答えたのでありますが、この法律をもつて万全だと思つておられますので、いま何かをしなればならない。さしあたりこれをやると、やつてみて効果もあるだろうし、なおかつこれではわれわれの政治として少なくとも満足できないというものがあつたらば、毎年でもこの法律は変えていかなければならぬ事柄を含んでおる法律だと私は弾力的に考へております。でありますので、いまの御指摘のような問題等がありますことも、事実は知りませんが、否定できないところでありましよう。また、中央官庁において、地方の試験所、これは所管じゃないとお答えしたさうですが、これはまさに所管じゃないと思ひますけれども、しかし、こういう法律を私どものところであつたりました以上は、この事柄に關しまする各行政機関の試験研究のあり方等については、私たちがほうでインシテチブをとつて、そういう政治姿勢のあるべき方向に向かつて足並みがそろつていふ方につけて努力は続けていきたと思ひます。

○片山武夫君 私は総理府に御質問を申し上げたいと思ひます。
今度この公害紛争処理法案が出されたわけですが、具体的にこの第二十四条の中にあります所管事項、これはいまも質問にあつたと思ひますけれども、公害がすでに発生して被害がすでに

発生している、それから、これは相当いま教はあるかと思ひます、こういう事態に立ち入らない前にこういったような問題は、これは当然に処理していかなければならなかつたはずでありますけれども、これはすでに手おくれの状態というものをこの紛争処理委員会の中で処理しよう。こういうことでありますし、特に後段にありますが、このように状態になるおそれがある場合というふうにも、この問題のことで指摘しておりますけれども、非常に抽象的な表現では、これはなかなかいまでも質問にいろいろあつたようにわかりにくい点があるわけでありまして、もちろんこれは政令でいろいろ定められると思ひますが、この公害を受けた、被害を受けた。こういうことから出発して、それを具体的にこの紛争が起きて、そして、その紛争の処理をしていくという段階でいろいろむずかしい問題があるかと思ひます。具体的に申し上げれば、これは市町村でいろいろ問題になつて、これがどうも市町村ではなく、県、いわゆる県範囲でやらなければならぬ問題ではないかと、範囲が広がつて、さらにこの県一県だけでは処理できなくて、二県以上にまたがる問題だということ、中央の紛争処理委員会に上がつてくる。相当のこれは時間がかかると思ひます。一体この時間的な問題をどのように踏まえて考へておられるか。これがまず第一の私は問題であります。

それからまた、被害者がこれを取り上げた場合に、いろいろ具体的な問題も出てくるかと思ひます。ありますけれども、そういうような段階を経て、いまだに裁判になつていない問題もあるかと思ひますし、裁判ではなかなか解決がつかないから、それを促進する意味で、この紛争処理委員会を設置するんだ、こういう理屈になつておるわけでありまして、これはたしてそのとおりいくかどうか、この点ひとつ具体的に何か御説明する種でもありましたら説明をしていただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 初めの町村で処理できない、県に行つて県で処理できない、今度は中央だ、という、そういうケースもあり得ると思ひますし、また逆に町村限り、県内限りで処理できる紛争もあるかと思ひます。一方において、一番重点は中央の委員会に置いてあるわけでございますから、これは都道府県にまたがらうとまたがらうと事柄の重大なことで、なおかつ企業者側等の現在までの経過において、何とも被害者と思はれる方々から見れば、どうにもならない問題等が国が仲介に裁判以前に入ることによつて解決が可能であるというケースがあり得るならば、積極的に中に入つていくわけでありまして、いろいろな態様が有り得るかと思ひます。ただ、日本の企業といふものは、これをいままでの発展の経過を振り返つてみますと、その種の自分たちの企業の収益あるいは立地条件というふうな産業立地的な考えからは、一応いろいろな綿密な計算をして企業を興しておりましたので、しょうけれども、それをその場所につくつたことにおいて周辺の、地域の住民、国民の人々にとつての好影響、悪影響を考へるかの計算についてはあまりしていません。好影響については、まあ企業誘地等について低開発地域工業開発促進法等の対象になつたと思へば、雇用需要の関係がどれくらい貢献するかというように、いいほうだけを計算しまして、いままでの産業といふものはあまりそういう考へ方が少なかつたのではないかと。しかし、今日ではたとえば重油を脱炭したします場合に、当然それは企業収益につながらない設備投資でございまして、これを特別償却耐用年数等でめんどろを見ると思ひます。なおかつその膨大な投資といふものが収益につながらない。しかし、硫酸分を抜かなければ都市においての石油精製は無理であるというふうなことがありまして、このしから、あまり例外は石炭その他しからいせんが、輸入関税の緩和というふうなことでやるようになりまして、これからは企業もおそらく自分たちが産業立地を定めるにあつては周辺住民に与える

マイナスの要素についても研究をしていくのじゃないかと思ひますし、やがては国のGNPの計算等の中には公害その他のマイナス要因というものは控除して計算をするような時代は遠くないんじやないかと、方式はいろいろありましようが、そういう時代が近づきつつあると思ひます。そうすると、問題はいままでにそういう配慮なしにどんどん問題として公害を直接及ぼしてしまつたといふものについてはどうするかという問題が、直接に裁判に行つていけるものもありまして、今回の法律でこの法律による救済と申しますか、明るい道を見出し得るといふ分野のものもあるかと思ひますので、これから先の企業は、政府の責任において国の方針として周辺の人たちに迷惑を与え、国土をそこなうといふような企業については認可条件その他においてもきびしくする必要があると思ひます。そのような変化の前の段階において起こつた紛争その他については、ほうつておきますと、たいへん長い裁判になつたので、当事者間の了解をとることに努力をして、できればこの法律の段階で納得をしてもらう措置をとりたいたいという念願でございまして。裁判との関係は具体的なケースにおつたりますと、たいへんむずかしゅうございまして、先ほどかりに阿賀野川の加害者は何々会社である、水銀の加害者は何々会社であると、厚生大臣がきめつけてみたところで、裁判にいくと、もう手続その他の問題で、わき道の議論で裁判を延々とやつておるというふうなことも聞いたりしますが、そういう結果になつてしまふならば、乗つて話し合ひするたらどうですかという場合に、全部が拒否するとは限らないと私は思つております。ですから、そこら辺では話し合ひに応じてしまふといふようなことで、先ほど来申しておりますように、二〇%でも三〇%でも、できれば六〇、七〇というケースがこの法律の中で処理されていくことを期待しておるわけでございます。裁判で具体的に争われておる件数をこちらに

何件か引き取るというふうな、そこまで明確なものも実は持つていないわけでございます。

○片山武夫君 ちよつと具体的に聞きまして、たとえば自分のうちの前に、これは工業地帯であつたとする。非常に自動車が多く通る。その排気ガスのためにあるいは被害を受けたのか、あるいは工場の排煙によるものか、影響なのか、何かしら健康を害するやうな事態が起きた。これは自分ばかりではなくて、近所にもそういう人たちがあつた。これは市町村の公害の問題から申し上げて、そういうときには、これは確かに自動車の排気ガスもあるだろうし、あるいは煙突からの排煙の問題もあるだろうし、いろいろ問題が重なつてきて、だんだんに範囲が広がつていくことが予想されるわけですね。一体この被害者だと思ひ自分、これをどういふふうにして早く処理してもらふか、どういふふうにして早く処理してもらふか、ということ促進する意味でこの紛争処理委員会が設置されたと思ひますけれども、これは実際にいろいろいふ法律のことでも、手続を知つておる人はいくつかもしいないけれども、知らない住民がそういう状態があつたらこれは一体どうしたらいいのか、具体的に一番早く解決するのかわつたことに対するPRですね。このPRは一体これはどこでやつてくれますか、ひとつその辺を。そしてそれを具体的にもし長官がそういう話を聞いたとしたならば、こういうふうにおやりなさいという、何か具体的な指示がおできになるか、その辺のところをまずお聞きしたいのです。

○国務大臣(山中貞則君) 大気汚染についてはなかなかむずかしゅうございまして、たとえば四、五年前に煙突を七メートル以上のものであるならば大体だいじょうぶだろうというので、固定資産税、特別償却等を企業に対して認めて高い煙突をつくらせたのですが、それもどうやら今日ではだめらしいというので、先ほど申し上げました脱硫装置そのものでなければいけぬというふうに変わつてきております。また、工場ができたために自動車の交通量が多くなつた場合、これなど非常

に判断がむずかしいわけでしょうし、たとえば甲州街道と環七の大原交差点——大原ぜんそくという、はなはだ好ましくない周辺住民の御迷惑な状態を承っておりまして、結局そのものはなかなか直せなかったのですけれども、立体交差というようなことをやって流れをスムーズにしたということによってだいぶ違ってきたようにございますから、そうすると、あそこ常時渋滞をしておる車が停車もしくは徐行しながら排気ガスというものが相当に周辺に悪影響を及ぼして、立体交差にすれば通り抜ける時間というもので、そういう排気ガスの排出量は、車の量は変わらないでしようけれども、だいぶ違うのだらうという気がして見ておりますけれども、いわゆる政治全体の問題で、いわゆる建設省の道路で、できればある程度緩和できるところもあるでしょうし、あるいはそういうない企業が来たために企業の自動車そのものがうちの前を通るので騒音と排気ガスと両方である。こういうような問題はたいへんむずかしい問題で、私もその点は率直に言つて常識をあまり持っておりませんけれども、これからはそういう新しい日本にも学問分野というものができてきたければならないのではないかと思います、要するに、迷惑を受けておる個人にとっては、原因は何であれ、はなはだ迷惑な感じがいたします、公害でございますので、それらの人々に対しては私たちはこの法律はあくまでも被害者の立場に立つておるわけでございますから、むずかしいケースがあつても、それを何らかの型にはめて結論を出す努力をしなければならぬと思つております。

うことにならうかと思ひます。県へ持つていって見たところが、県だけでも処理がつかぬ。そういう、県を経由しなければこの中央の審議会には、紛争処理委員会には持ち上げられないことになっている。おそろく一般の市民、住民が、それほどむずかしいいわゆる手続をとることがはたして可能かどうか、こういったような問題がひとつ出てくると思ふのですが、その辺いかがお考えになっておりますか。

○国務大臣(山中貞則君) これはもう被害者の個人個人、あるいは個人の集団である多数の人たちというものに、すべて自分たちで調査して原因を突き詰めて持つてこいということを申しておられますので、自分たちはこういうことによつてたいへん居住環境あるいは生活に重大な脅威を受けてつあるという訴えを受けました場合に、それぞれ段階において処理できるケースは処理する努力をするわけでありまして、国の段階になりますと、相当強い権限を持つて立ち入り調査もしくは資料の提供等を要求する権利も与えられております。違反したつて罰金一万円以下じゃないかというりこともあります。それは大企業、資本金何百億が一万円の罰金ぐらい何でもないでしょうから、自分は立ち入り検査も資料提出も拒否すると言つて、一万円払つてそれで済むかと思ひます。それからそれは裁判にまで持ち込まれると思ひます。その場合には、国が行政の立場において、このような法律を背景にして行なつた調査に一万円の罰金を払つたからと言つたつて、それはいいことではないので、その払つたことによつてのがれたということは、多分これはその資料も同時に裁判の資料に送付されるわけでありまして、もう最初から相当マイナスのハンディを背負うことになるわけですから、そういうことも覚悟して一万円を納めればそれで済むのだという、笑話のように罰金納めて、おだやかな話じゃありませんが、立ちしよんべんするかなというやうな、昔そういうことを言つたことがありますが、それとも、そういうことは違ふので、相当企業にとつ

ては一万円の金額だけでない問題があるのじゃないか。ですから、この法案の段階で、なるべくそれだけの段階において被害者自身が金を使って調査をしなければ取り上げないのだという気持ちじゃありませんので、相談員その他を通じてその実態を、先ほどからくみ上げるといふことを申しますが、積極的に国、地方公共団体が、その姿勢として住民のかような苦情、悩みをくみ上げていくのだといふことを貫いてまいるつもりでございます。

考えてよろしいのかどうなのか。いわゆる各関係官庁との関係を少し教えていただきたい。

○国務大臣(山中貞則君) この法律ができませんと、いままでどおり会議の庶務は厚生省がつかさどつておりました、私どものほうはひさしを貸しているだけだといふので、はなはだ行政責任上明確でない形に置かれております。しかし、繰り返して申しておりますように、公害に対する政治の姿勢というものは、もう党派、思想を越える問題としてここに提起されておりますので、総理府というものは、総理大臣のいわゆる内政向きのことには官房長官、一般行政向きの総理の立場に立つた国の政治を行なう姿勢を示す場所には総理府だと私は心得ておりますから、この法律に基づいてもちろん事務局も設置されますし、委員会等の修正等を、一院においてなされたことを原案に盛り込んだ等もございまして、今回の修正部分等も踏まえまして、十分の機構も備えながら、実際の各行政官庁のそれぞれの分野に多岐にわたつて分かれておりますものを、私どものところで積極的に今度は引き上げていきまして、もちろん庶務も私どものほうで……。会議の庶務はやはり基本法には書いてあるやうでありますから、そうなりまして、公害行政全体の責任は、事務局等も私どものほうでつくるわけでありまして、これから積極的に指導権を持つて政治の姿勢を進めてまいります。で、この会議の庶務というものについては法律で、基本法に書いてございますので、これを將來変えなければならぬ、こういう必要がありましますならば、私は変えることにやぶさかではございませんが、差しあたりは現在の紛争処理法案というものを預かつて、トラブル処理については私のほうで責任を持つてやるということをやつてみたいと思ひます。

○片山武夫君 この紛争処理委員会は、これは当事者から申請があつてこれを取り上げるということになつておる。これは住民が被害者だといふやうなことであつたならば市の公害対策に持つていく。いま言つたそういう複雑多岐にわたる原因による公害なものですから、これは市では扱ひ切れない。そうすると、そのときに市では扱ひ切れないからあなたは県へ持つておいきなさい、こうい

うことにならうかと思ひます。県へ持つていって見たところが、県だけでも処理がつかぬ。そういう、県を経由しなければこの中央の審議会には、紛争処理委員会には持ち上げられないことになっている。おそろく一般の市民、住民が、それほどむずかしいいわゆる手続をとることがはたして可能かどうか、こういったような問題がひとつ出てくると思ふのですが、その辺いかがお考えになっておりますか。

○片山武夫君 具体的問題それはそれくらいにしまして、いろいろこの公害は多岐多様な状態で発生しておりますし、このいわゆる対策を講じている関係官庁は非常に多い、一貫性を欠いてゐるのではないか、こういったやうな私は疑問が一つあるわけでありまして、この基本計画に基づいてこれは処理されていくとしまして、この公害に対するいわゆる最高の責任者、これは総理大臣だと思ひますが、これは総理大臣に一々お聞きしているわけにもいけません。おそろく私は総理府が代行しているのじゃないかと思ひますが、いわゆる関係官庁が非常に多過ぎるということから、具体的な一貫性のある施策がなかなか生まれてこない、こういう心配を実はしております。

そこでお聞きしたいのですが、この基本法を推進するにあたりまして、公害対策会議というものが、これは総理府の所属機関としてあるわけでありまして、この公害対策会議、これは議長はたしか総理大臣になつておられますね、会長は、こういうものが今日までどのくらい開かれましたか、ちよつとお聞きしたい。

○片山武夫君 この紛争処理委員会は、これは当事者から申請があつてこれを取り上げるということになつておる。これは住民が被害者だといふやうなことであつたならば市の公害対策に持つていく。いま言つたそういう複雑多岐にわたる原因による公害なものですから、これは市では扱ひ切れない。そうすると、そのときに市では扱ひ切れないからあなたは県へ持つておいきなさい、こうい

うことにならうかと思ひます。県へ持つていって見たところが、県だけでも処理がつかぬ。そういう、県を経由しなければこの中央の審議会には、紛争処理委員会には持ち上げられないことになっている。おそろく一般の市民、住民が、それほどむずかしいいわゆる手続をとることがはたして可能かどうか、こういったような問題がひとつ出てくると思ふのですが、その辺いかがお考えになっておりますか。

○片山武夫君 具体的問題それはそれくらいにしまして、いろいろこの公害は多岐多様な状態で発生しておりますし、このいわゆる対策を講じている関係官庁は非常に多い、一貫性を欠いてゐるのではないか、こういったやうな私は疑問が一つあるわけでありまして、この基本計画に基づいてこれは処理されていくとしまして、この公害に対するいわゆる最高の責任者、これは総理大臣だと思ひますが、これは総理大臣に一々お聞きしているわけにもいけません。おそろく私は総理府が代行しているのじゃないかと思ひますが、いわゆる関係官庁が非常に多過ぎるということから、具体的な一貫性のある施策がなかなか生まれてこない、こういう心配を実はしております。

そこでお聞きしたいのですが、この基本法を推進するにあたりまして、公害対策会議というものが、これは総理府の所属機関としてあるわけでありまして、この公害対策会議、これは議長はたしか総理大臣になつておられますね、会長は、こういうものが今日までどのくらい開かれましたか、ちよつとお聞きしたい。

これ。その辺のところ、どうして厚生省に置いておかなければならぬのかというところなんです。ですから、そういう重要なことが、通産省なのか、厚生省なのか、総理府なのか、こういった点が明確でないの、もう少しこれは明確にすべきではないかという意味で実は伺いましたわけですが、それでいま一つ、最近御承知のように、東京都において条例を出した、出したのか、出そうとしております。それに対して、厚生省なり通産省なりでいろいろ問題を起しているやに聞いておりますけれども、結局条例により規制と国の規制、このいわゆる限度に食い違いができてきた場合、これは国の法律が優先するのだという立場をおとりになるのだらうと思うのですけれども、しかし、その辺の調整は、これは非常にむずかしい問題だと思えますけれども、一体この点は、東京都に限らず、すでに条例でいろいろ幾つか出されておりますけれども、国の規制と比べて確かによりきびしい条例が出されているやに聞いておりますけれども、この辺の調整は紛争処理機関でやることではないでしょうか、そういうことも紛争処理機関でやるのですか。

○国務大臣(山中貞則君) 地方と所管省とのトラブルまで処理するところまで実は私たちがいかないのでございますけれども、いまの問題点は、たしかPPMのきめ方のきびしさ、あるいは国のほうが甘いというのかもしれないが、それと厚生省関係との問題、あるいは国のほうは煙突一本ごとの規制を定めているのに、数本煙突が工場に立っている場合には一つの単位として、数本の煙突から排出されるものを基準で測定していくべきではないか等の見解の食い違い等もあるようございいます。これらのところは好ましくないことであることは間違いありませんし、やはり論ずるほうは両方とも何のために議論しておるのだということを考えてみれば、話すべきではないとは思いますが、すなわち人を守る、人命を守るということから出発して論争しておるんだとすれば、それはきびしいにこしたことはないわけでありま

から、そこらに国のほうの基準が現状に合わなくなってきたというならば、それを現状に合わせるような努力は国のほうでやっていたことだ、あるいは国をわざと困らせるようなことでやっているというやうなことでない限りにおいては、私は、やはり人命を守るために意見が食い違っていることは間違っていない、その事柄が間違っているとは思いません。本日は、厚生大臣がここにおられませんか。午後出席されるそうでございますが、その点等もあるいは御質問があると思えますが、おそらく厚生大臣も政治家でありますから、考えは私とそうたいして変わっていないと思っております。

○片山武夫君 最後に一つ、先ほどの事務機関が厚生省に置かれておるといふ問題、これは一元化の問題として、ひとつ十分にお考え願いたいと思は思ふんですけれども、公害が非常に問題になってまいりましたし、この公害はすでに発生したあるいはこれから発生しようとする、いわゆるこれらの産業発展とこの公害という問題を考えた場合に、すでにこれは生活環境保全、こういう問題が非常に大きな問題になってまいりましたし、同時に今度この公害対策基本法に基づくとこのいろいろなこまかい法律が今度進められていると思ふんですけれども、それを進めるにあたって、いわゆる原則的な基本的な立場が環境基準法、これは人体の悪影響を救うという、そういう立場から考えた場合には、現在のいわゆる環境基準基本法ですか、これは環境保全の、いわゆる現在ある基本法ですか、これは少し改善の余地があるのではないかと、こういうふうな考えられるんですけれども、これについては何らか検討がされているかどうか、その辺のところを、いろいろ矛盾が今度出てくるんじゃないかと思ふんですけれども。

○政府委員(青鹿明司君) 環境基準につきましては、対策基本法の第九条第三項に「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」ということになっておりまして、たゞいま水質あるいは大気汚染につきましてそれぞれ

所管省でいろいろ環境基準を定めたものもあり、また作業中のものもありますが、やはり情勢に応じて常時検討してまいらねばならないと、さように考えております。

○須藤五郎君 山中長官は、この法案が被害者の立場に立っておるんだと、こうおっしゃったのですが、しかし、被害者が裁判に持ち込む場合には被害者自身がその被害の立証をするという義務が負わされておる。これがなかなか私はいへんな問題だと思ふんです。こういう点から申しまして、またこの法案が、その目的としまして公害紛争の「迅速かつ適正な解決を図る」と、こううたっておりますが、私は、この点について重大な疑問と問題点を指摘しなげなうと思ふんです。そこで、公害に対しまして被害が激増する現状におきまして、この救済が主として裁判によつて解決を見ざるを得ないというところは、被害者にとつて多くの問題を私は生じていると思ふんです。現に公害問題の四大訴訟といわれている四日市問題、それから水俣病問題、阿賀野川水銀中毒問題、イタイイタイ病問題、そのいずれも十年裁判といわれている。この間の被害者の苦痛と負担というものは、これはほうっておくことのできない状態だと考えます。先ごろの公害問題を担当する裁判官会同におきまして、こうした公害紛争に関する矛盾が問題にされたことは、私は当然なことと思ひます。これは長官も御存じのことだと思ひます。しかし、公害紛争が被害者にとつてたいへんな負担を覚悟の上で、裁判に持ち込む以外に解決の道がないというところは、これはどう考えても私は許されたいことだと思ひます。そこで、迅速かつ適正な解決を裁判所以外において求めようとすることは、これは私は当然のことだと思ひます。ここに提出されておるこの法案も、この意味におきまして、現実の必要性として理解できるところではあります。しかし、法案自体を見ますと、ここに示されているようなことでは、公害問題でない国民の利益を守ることが私はとうてい困難であると、こういうふうに考えます。

そこで長官に質問するわけでございますが、ここでは、紛争の処理を和解の仲介、調停、仲裁と三つに分けておりますが、このうち民事訴訟法の規定を準用するとしております仲裁については、当事者、つまり被害者と加害者の合意によつて行なわれることにされております。これでは、現実の公害紛争に見られるように、加害者の側が拒否する可能性が強いと思ひますが、これをどういうふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。実は水俣病の問題につきましても、地方の人たちが、その原因を究明するために工場に自由に入つて調査しようという要求が起りましたときに、工場側が自由に立ち入りすることを拒否しました。また、九大の学者がそれを調査しようとしたときにも、それを十分に調査をさせないで、九大の教授の申し入れを拒否したわけですが、こういうことは、水俣病のみに限らず、ほかのほうで私は起こっている問題だと思ふ。これでは、被害者がせつなく立証しようとしても、立証することもできない。その間に裁判がどんどん長くかかって裁判の費用がかさんでくる。これではとうてい私は被害者はたまったものではないと思ひますが、こういうことにつきましても、長官はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 裁判に持ち込みますと、おまえが犯人だという加害者を断定するといふ作業が非常に前提になつて長くかかるのだからと思ひます。そこで、私も野にあるときに、ふしぎに思つて見ていたんですけれども、冷静な第三者の研究機関あるいは厚生省等が調べた因果関係等の、しかも科学的な資料と、会社自体が学者を雇つて調べた資料とは違つておるといふ、こういうことなにかは、やはり犯人だときめつけられることに対して、非常な企業としての過剰防衛意識と申しますか、危機感というやうなものもあるのではないかと。それをこの際、そういうやうなことはしないで、大体いまあなたのは原因があるんだと思つておるわけですから、それが証明は、かりにしろとおっしゃれば長くなると、裁判

になるでしょうけれども、こちらで話し合いを国のほうで中に入りますからいかでございいますかと、幸い被害者の方々も、早くそういうことが処理できるならば応じようと言っておられますが、というふうな話し合い等がなされることを望むわけでして、これができたから、全部こちらのほうへ引き取って、公害紛争は裁判の延々と続く、被害者を無視したようなあり方について、もうなくなるのだ、そういう現象は消えるのだということは、私も期待できないと思います。野球で名選手といいますが、年間三割三分三厘の打率をあげれば、これは打撃王くらいにはなるであらうでしょうから、やはり私たちも、まず現実には被害者を守ってあげるといふ政治の姿勢を法律で示して、その中に件数が乗ってくればよいほどありがたいことであるし、一〇〇%を望んでいかなければなりませんが、一〇〇%を望むために日をむなしめうして法律を一向につくらないということも、またある意味では責められることになりまので、こちらで、この法律の二回におたる衆議院の修正というものをちゃんと盛り込んでございいますので、また附帯決議についても今後十分にその機能等について積極的にもう検討を始めておりますから、やはりたゆむことなく前進していかなければならない事柄として、この問題を全部これで済ますわけではない、しかし、われわれは前進する必要があるというところでやっておることを御了解を賜われたいと思います。

○須藤五郎君 長官ね、被害があるところには必ず被害者があるというところは自明の理だと私は思うんですよ。だから、やはり政治家として、被害者があれば被害者があるという前提のもとにそれを迅速かつ被害者に有利なように解決していくということが私は法のねらいでなきゃならぬし、また政治家としての態度でなきゃならぬと思うんですよ。この法案は被害者と被害者との話し合いの場をつくっておる、そして紛争の早期解決をはかるためだと、こういうふうに言っているわけですが、被害者に対する何らの拘束力を持っ

ていないということが言えるわけですね。そういう点で被害者と被害者をこの法案は同列において見ておると、こう私は思うんです。先ほど長官は、被害者の立場に立っておるんだと、そしてこの法案をつくったと言いますがね、被害者の立場に立ったというところはどこにも認めるところがないのです。これは被害者と被害者を同列において、そうしておまえら話し合いでやれと、できなければ裁判でやれ、そう言っておる政府は責任をどうとうとしておらないと私は思うんです。これではこの法案はあつてなきにひとしいものだと思ひます。だからあくまでも法律をつくり、被害者と被害者の問題を扱うならば、被害者の有利な立場に立って私は法律をつくっていかなくちゃならぬものだと、こう思います。でありますから、もしも被害者が拒否したら結局は長期を要するし、費用としてもばく大な費用が必要な裁判所への訴えですね、こうなります。ところが、いま申しましたようなことでは、裁判所へ訴えれば費用がかかるからというんで、結局裁判所へ訴えることもできない、こういうことになってくればこの法律は私はあつてなきにひとしく、空文になってしまうと、こういうふうにも思ふんです。

それで次に質問になりますが、調停、仲裁についてはそれぞれ手続の非公開と、こういうふうにいっておりますが、公害問題はその社会的性質からしまして広範に及ぶ、被害者ももちろんのこと、一般の地域住民にも重大な関係を持つものだと思います。被害者、地域住民、マスコミ、学者、研究者などの注目と監視を集めてこそ、私は正しい解決が可能になると思ひますが、この点を長官はどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(山中貞則君) この法律は、私が長官に就任いたします前に国会にもう提出をされました、一院を通過している。そして参議院におきましても、委員会を通過して本会議だけがだめになつて流れた経過がございいます。そこで私といったしましては、公害に対する考え方はいろいろ持っ

ておりますが、なるべくならば一院並びに他院におけるある程度の経過というものを踏まえてこの法律は出さなければならぬと考へました。取り入れられなければならないと指摘された点は最初から原案に取り入れず、そういう努力はいたしました。しかしながら、私自身の考え方が全部この法律に初めから盛りだつて出たわけではございません。だからといって、私がこの法律に責任を持たないというつもりではございませんが、ただいま言われたように、全部これは何の役にも立たないのだということには私ははたきくありませんし、そうならないというふうに考えております。そこで公開、非公開の原則論でございしますが、その点について私としては絶対に非公開でなければならぬというつもりで法律をつくつた立場では実はありません。ありませんが、この場合においては当事者双方の同意を得て、両方が納得をしてこの手段を選ばなければならぬことでもありまして、だからオープンでもいいし、あるいは別段オープンでなくたって、お互いがみんな出し合つておるわけですし、もし資料が足りないからもう少し出しなさいと言つて拒否したら、先ほど言いましたようなことで罰則その他の金額は別として、重い判定を背負うことになる条件が附されておるから、私としてはいまだこのことを非公開でやつてみて、それで、はなはだしい支障をことに被害者の方々に及ぼすおそれはないだろうというふうにお考えである次第でございいます。

○須藤五郎君 長官のその最後に述べられた態度が、私は被害者としては大きな不満がある点だと思ふんですよ。やはり長官は自分は絶対非公開だという立場でこの法律をつくつたんじゃないかと、こう前置きしておつしやいましたが、あなたの方ではやはり非公開という立場を支持していらつしやう。長官のおことは前後だいたひ矛盾があると思ふんですよ。それは長官の個人の意見と、それから長官としての意見ですね、今日縛ら

れておる。その差がそういうふうにあらわれてくるんだと、こういうふうには解釈もできるわけですが、けれども、しかし、やはり政治家としては信念を貫いて、自分の信念は何も非公開を固守するものじゃないとおつしやるならば、やはりその非公開の原則などというものははずしてしまつて、できるだけたくさんの方が参加してその問題を審査していくという、この立場こそ私は必要だと思ふんです、長官はね。

最後に、私一言だけ簡単にお答え願ひたいんですが、この法案ができて長官の目的とするところが達せられるというふうに確信を持つていらつしやるんですか。この法案で被害者の利益が絶対守られていくというふうにお考えをいらつしやるんですか。どういうふうにお考えをいらつしやるんですか。

○国務大臣(山中貞則君) 御質問ではなかったかと思ひますが、その非公開論に対する私の考え方は、これは別段二律背反で、ジキルとハイドみたいなことを言つておるわけではないんですよ。まして、私が就任したときには、すでにこの法案は一院を通過して他院において成立寸前のところまで内容が煮詰まつていたものであるというのを申しました。そこで私がかりにこれを公開でよろしいということに就任いたしました提案をし直すとするならば、公開で絶対なければならぬので、非公開ではないけれども、私自身のはつきりした政治的な信念というものが前提になければならぬ。ところが、これを公開にしなればならぬとすると、そこに私が原案をつくり直す必要があると考へる、一院の意思を無視してでも公開にすべきであるとするまでの判断を私としては持ち得なかつた。非公開であつても運用において被害者の立場が、双方納得して進められる限りにおいて、第三者は別でありますけれども、被害者が守られなければならないことはあり得ないし、守られないと感じたらこれを裁判に持ち込むことは、場合によつては、この調停そのものに持ち込んだこと自体がだめになるという事態においてあらためてま

た議論が出るところでございましょう。でありますので、質問であります確信の問題についてる申し上げてまいりましたが、私はこの法律をつくらなければならぬ。しかし、なるべく高い率の救済が分野において、しかも妥当なる処理としてなされていくこと、行政機関において最終の裁判にかわる結審がでないという立場の中で精一ぱいの努力をしていくこと、このことがさしあたり必要なことであろうと考えますので、確信と言われましても、むしろ願望ということであると私は思っております。

○須藤五郎君 次に、防衛施設関係について質問いたしますが、この基地公害について私は質問したいわけですが、私の手元にあります資料は、最近東京都の公害研究所が発表しました横田基地周辺における騒音の実態を調査した資料があります。これをみますと、この基地周辺は驚くべき状態に置かれております。滑走路を中心にして周辺五十平方キロには小学校、中学校、高等学校が十五校、約二万五千世帯が生活しておられるわけです。年間を通じて一日平均八十機から百機の飛行機の離着陸によりまして激しい騒音のもとに置かれておられるわけです。たとえまですなれば、電話のベルと同じ程度の音量である七〇ホン以上が六十一秒以上続くという地帯は幅四キロ、南北へ六キロに及ぶと、こういうふうに言われております。

また、鉄筋二重窓の校舎内におきましてさえ、窓を締めても五五ホンから六〇ホン、窓をあけておるときには八〇ホン近くにもなる状態です。基地公害は騒音に限らないわけですが、このような状態について政府は事実を知っているかどうかということが一つの問題ですね。このような基地は全国各地に存在し、広大な地域の多くの国民が被害をこうむっておられるわけですが、この住民の被害については防衛施設周辺の整備等に関する法律、この法律によりましてわずかながらの措置がされておるといふわけですが、きょう提出されております法案はもろんのこと、政府の公害

関係の対策のワクの外に置かれておる実情は私は許されないことだと考えますが、これについては見解も聞かしていただきたいと思ひます。きょうは時間がありませんから、私は防衛庁に対して以上二問で質問を終わりますが、公害問題に關しましては、依然として政府の姿勢は加害者に甘い。被害者の真の利益を守る立場に立っていないことは先ほどの点でも申せました。また、いま申し上げました防衛庁関係の公害の点でも同じことが言えると思うのです。だから私たちは政府当局に対して、実際にこの公害の被害を受けておる人たちの、住民の立場に立つてあらゆる問題を解決するような方向に行ってもらいたい、行くべきだということを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○政府委員(鶴崎敏君) ただいま先生から御指摘がございました横田飛行場の周辺における騒音の問題でございますが、これにつきましては、東京都の公害研究所が調査しました結果が、ことしの四月ごろ発表になりまして、新聞等にも報道されております。私もこの内容を拝見しましたところ、従来われわれが学校防音、その他の必要上調査したデータと引き比べましたところ、おおむね公害研究所で調査したことには誤りがないというようにわれわれ判断をしております。

そこで、この騒音の問題に対して、われわれとしてはどう対処しておるか申しますと、先ほど先生のお話に出ました防衛施設周辺の整備等に関する法律、この三条によりまして、学校とか病院とかいうようなものにつきましては、いわゆる防音工事をいたしまして、その結果、室内における騒音が七〇ホン以下になるように措置をいたしております。この七〇ホン以下と申しますのはどういふ基準かと申しますと、学校等で先生が講義されるときに一番最後列の生徒たちのところに届く音、これが大体七〇ホンであるから、それより以下に押えれば先生の声は聞こえるというようにすることから、七〇ホンを基準にしまして、こういう学

校、病院等につきましては、この防音工事によつて騒音は完全に防止できるというように解釈しております。

それから一般市民に対する問題でございますが、これにつきましては、四条によりまして、学習と休養施設、これはたとえば子供たちが学校で授業を受けているときはいくれども、家に帰ったからの騒音があるというようなこともございまして、こういった勉強部屋、あるいは年寄りがやかましいところ、たまたま生活しておつては困るというやうなことで、たまには休養ができるというやうな休養室、こういったある程度いろいろの目的を兼ね合わせた施設を周辺につくりまして、これに對して補助するということによつて、そこに行つておる間だけでも騒音からのがれられるように措置をしておるといふやうな、この防音のための最低限、この程度はやらなければならないというやうなことを進めているわけですが、しかしながら、それをやつたからといって、それでは一般市民全部がそれによつて騒音から救済されるということには、もちろんなりません。しかしながら、われわれとしては、従来こういった施設を整備することによつて、少しでも騒音の被害から住民を救済するやうな方向に努力をしているというのが実態でございます。

○委員長(松井誠君) 午前中の質疑はこの程度とし、一時三十分まで休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(松井誠君) ただいまから公害対策特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中寿美子君 厚生大臣に、私時間が短うございまして、二、三ポイントだけお尋ねしたいと思ひます。

昨年以來公害の問題については、もう必要悪な

どという考え方を総理大臣はじめ全部政府の側でもなくされたか私は信じております。それだけに事態も進んでおりますので、厚生大臣、特に公害に關しての主務官庁の大臣でいらつしやいますので、特別にしっかりと決意を持つていただきたいということを最初に御要望申し上げて、第一に伺いたいのは、例のカネミ油症の患者対策のことなわけです。これは公害そのものとしては取り扱われていない。しかし、六十二国会のとき、私は斎藤厚生大臣に、公害対策委員会、カネミの油症患者が被害をこうむつたまま非常に苦しんでいるので、それに対して公害に準じるやうな対策をとれ、救済をすべきではないかと、これをとお尋ねしましたときに、ちゃんと議事録にもありますけれども、公害に準じたやうな救済の手を伸べる必要があるのではないかと考える、そういうふうなことを、いま事務局に命じて検討を進めていくというふうに言われました。その後、大臣がかわられて、私がさつそく大臣が新任になされたときに御記憶だと思ひますが、そのとき大臣は、そのカネミ油症患者の状態は非常に気の毒だ、しかも発生源ははっきりとカネミ倉庫株式会社というところのつくつた油であるということもよくわかつておる、それで特別な方法を考へて公害に準じるやうな取り扱いをしたい、自分の特別な方式があるというふうにおっしゃいました。で、そのことについてその後大臣はどのような対策をおとりになつたのかということをお聞きしたい。

○國務大臣(内田常雄君) いま田中委員からお尋ねの件でございますが、私はこのことを非常に心にとめておりまして、ことにそのカネミの油を食した人々が家族の中で何人かあるわけでありまして、その家族の状況によつては一家族が全滅に近いやうな被害を受けられておられる方もあります。したがつて、生活にも追われる方がおられる、こういうやうなお話を田中先生はじめ当事者の皆さん方から言われまして、なるほどそれとおりであらうか

と思います。ただし、あの公害の救済法というのが昨年成立いたしました、これは加害者がわからない場合にすぎたとして政府なり、地方公共団体なり、あるいは経済界が持ち寄ったお金で医療費ですか、あるいは医療の手当でしょうか、介護費というようなものを心配する程度で、加害者がわかったときにそれを置きかえると、こういう趣旨の法律が成立したわけでありまして、カネミの場合は加害者がはっきりわかっていて、手続を待つまでもなく、何か直接方式でそういう患者の方々のめんどうを見る道があるのじゃないか。まず第一に、当事者である会社の方々のめんどうの欠陥を認めておることでもあり、また、私ども聞いておりましたところでも、会社がある程度のめんどうは見ているということのようにも聞いております。しかし、それは不十分のようでごさいますけれども、しかしそれはそれとして、私どものところから会社にも十分のめんどうを見るようにということをし入れをするのが一つと、それからもう一つ、何らかの特別の方法ということで私の頭に來ておりましたのが実は世帯更生資金であります。これは何億かそういう資金を低利長期で貸し付ける場合がいまあるはずなので、その場合に当てはめてこのカネミ油症の家族というものを考えてやたらどうか。これは借りたお金でありますから、いざれば返さなければならぬという問題もあるのかもしれないけれども、その辺のつなぎの問題もあるし、また世帯更生資金を貸し出す場合に、この件は多少無理をすれば——無理をしなくてもアダプトするかどうかという問題はあるのかもしれないが、その点を研究をして前向きで何らかのひとつ措置を講ずべし、こういうことを私は実は省内で関係の局長にも実は命じてあるわけでございます。その結果がどういう方向に向かっているのか、私はその場のがれで申し上げたのではないので、厚生省で研究の結果、その道がないということであれば、また第二次、第三次の方法についても研究をしな

ければならぬのでしようが、とにかくその方向で研究すべきという課題を与えておりますので、それがどういう方向に進んでいきますか、幸い担当の局長もおりますので、局長の説明を私のほうからこの機会に求めたいと思うような次第でございます。局長から答弁いたさせます。

○政府委員(金光克己君) ただいま大臣から御説明がありまして件につきましては、現在社会局で詰めておりまして、おおむね最終段階に達しておりますが、まだ私の席ではつきりとお答えできないのは申しわけないのでございますが、大臣の御趣旨に沿いまして極力実現をはかりたいという気持ちでおります。

○田中寿美子君 もう新年度予算を使っているところですから、ですからぐずぐずしていること、しかも間に合わないということになりますので、さっそくやっていたらどうかにブッシュしていただきたい。これは大臣のほうからしていただきたい。

それで、ことしのカネミ関係の対策費というのが、これは特別研究費一億一千万円の中に入っているわけですね。それはスモン病とかその他十二、三項目が一緒なんです。それでそのカネミ関係というのは、そのうちの追跡調査費として二千万円入っているというふうに聞いています。追跡調査費というのはどういうふうに使われるのか、ちょっと伺いたいのです。それが事実であればあるいはどういうふうにかネミ関係はこの予算を使うようになっておりますか。

○政府委員(金光克己君) カネミの患者に対しては昭和四十五年度の研究費でございますが、これは仰せのように、一億一千万円から支出するということにいたしました。昨年現地の研究班に対しては約一千五百万円支出いたしました。わけでございます。まあそういうことでございまして、少なくとも一千万円程度はこの中で支出しようというところでいま計画を進めておるような状況でございます。これの使用につきましてはどうか

いうことかと申しますと、カネミの患者の追跡検査と申しますか、検査を行なうことと、それから治療に關しましての研究費でございます。この治療につきましては、御承知のように、一昨年は九大と久留米大学というところでございまして、四十四年度におきましては福岡をあげまして長崎大学あるいは熊本あるいは鹿児島、その他直接患者を扱っておられる方々に広く研究していただくというところで研究班の幅を広げているわけでございます。そういう方々の研究費をこの中で考えたい、かように考えているわけでございます。なお、この件につきましては、本月下旬に福岡でいまままでの研究成果を研究者に持ち寄っていただきまして研究協議会を開催したい、かような予定にいたしておるわけでございます。その結果によりまして、いろいろとまたその必要な措置は講じてまいりたい、かように考えております。

○田中寿美子君 それでは一千万円と言われましたけれども、そしてこの間大臣にお会いしたときも、もっと窓口を広げて、病人が相当苦しいものですから、遠くまで通院することが非常に困難だから、それぞれの地方での保健所なんかでも扱えるような方策をとってほしいということをお願いしておきました。で、ぜひ、なかなか人員の問題もあると思っておりますけれども、できるだけそういう方向に広げていってもらうようにして、そして将来、特別研究費というものは幅があるんでしょね。もっと広げられるものであれば、必要に応じて、病気はどんどん進んでおりますので、こんなに進んでいくのを早く対策を立てていかなきゃいけませんから、そういう意味で、必要に応じてお金はそのうちに回していくことを、そういうことを御要望しておきたいと思っておりますが、一言お答えいただきたいと思います。

○政府委員(金光克己君) カネミの患者のいろいろ検査とか研究につきましては、特に検査につきましては、保健所等は、関係の保健所は全面的に協力して実施しておるようなことでございます。そういうことでございますから、この点は、今後

ともできるだけのことはやってみようにしたいと考えておりますが、またこの件につきましては、地元のおきましても、みずから、当然相応なことはやるかまえておるわけでございますので、従来も各県において、関係県におきましても、必要な予算措置等も行なっておるわけでございます。こういうことに関連してやってみよう、かように思っております。したがって、先ほど申し上げました、今月下旬の研究協議会の結果によりまして、必要な措置はまた関係者寄って協議してまいりたい、かように考えております。

○田中寿美子君 それじゃ、カネミのことはそういう意味で、大臣、いろんな費用をお出しになつて借り手を自由に持つていくようなこともおっしゃいましたので、ぜひそういうことは実現していただきたい。

次に、BHC問題、実は午前中おきに農林省の方に、牛乳の中にBHCが、牛乳がBHCで汚染されているという問題について、大臣もお聞きだと思っております。あとで環境衛生局長に少し詳しく質問したいと思うんですが、この牛乳の汚染ということ、これは非常に重大であつたにもかかわらず、一月、二月、三月の段階で、まず稲わらに、相当BHCを吸い込んでいっているようなその稲わらに対する対策、必ずしも緊急な対策がとられていなかった。それで続いて出ていて、その間じゅう人々は牛乳を飲んでた。これは衛生の観点から言いまして非常に重大で、ほうろつておくことはできない。そこで、まあ一番重要なことは、厚生省が信念をもってBHCを使わせなさいということですね。これは使用を禁止させるという方向に厚生大臣、指導できないかどうか、あの段階で厚生省が、これは詳しいことはいま時間がありませんから申し上げませんが、四月二十一日の食品調査会の合同部会で、BHCの使用の停止など強力な措置をとるようという話を出してあるわけですから、これも、この使用禁止ということにも厚生省が踏み切れば、農林省だって従わなければならなかった。その辺がちょっと歯がゆいところが

○田中寿美子君 それでは一千万円と言われましたけれども、そしてこの間大臣にお会いしたときも、もっと窓口を広げて、病人が相当苦しいものですから、遠くまで通院することが非常に困難だから、それぞれの地方での保健所なんかでも扱えるような方策をとってほしいということをお願いしておきました。で、ぜひ、なかなか人員の問題もあると思っておりますけれども、できるだけそういう方向に広げていってもらうようにして、そして将来、特別研究費というものは幅があるんでしょね。もっと広げられるものであれば、必要に応じて、病気はどんどん進んでおりますので、こんなに進んでいくのを早く対策を立てていかなきゃいけませんから、そういう意味で、必要に応じてお金はそのうちに回していくことを、そういうことを御要望しておきたいと思っておりますが、一言お答えいただきたいと思います。

○政府委員(金光克己君) カネミの患者のいろいろ検査とか研究につきましては、特に検査につきましては、保健所等は、関係の保健所は全面的に協力して実施しておるようなことでございます。そういうことでございますから、この点は、今後

あった。厚生大臣、ほんとにこれは、塩素系の殺虫剤というのは、アメリカ、スウェーデンなどで長い間研究されていて非常に有害なものである。BHCはなおそれよりもっと有害なものである。ですから、これを禁止する方向に向かえないかどうか、大臣、そういう方向に向かって研究していただけないかどうか。

○国務大臣(内田常雄君) 環境衛生局長から、いま私に何か説明があるんですが、私、それを聞かぬでお答えいたしますので、ひとつこの場で公開の議論をしていただいていると思うんです。私どものほうには、御承知の食品衛生法というものがございまして、食品の中に有毒、有害ないろんな物質が入っていることは、これは私どもの責任において、またその法律体系においていろいろの対策を当然講じてまいってきております。しかし、中にはいろいろの疑惑を、批判を受けるような行政のあり方もあったようでございまして。たとえば、チクロのようなもので、一時は、これはその許容限度というようなものが、BHCか何かにきめられた範囲内における添加物として認めておいたのが、米国などにおけるチクロの禁止措置に伴って、わが国にも自律的ではなしに他律的に、とにかく昨年チクロの禁止をした。そのあと措置等に関していろいろ批判を受けておると、これはまさにわれわれはほんとうにしっかりと、そして、そうして世間から食品衛生に関する行政に対する信頼を受けるようなことをしなければならぬと思うのですが、ところが、いまのBHCとかDDTとか、あるいは先般もございましたような、馬鈴薯に着色をした水銀を塗って、それを防腐剤に使うわけですが、そういうようなこと、これはみんな農薬でございまして、農薬につきましても、これは所管争いなどをするつもりはございせんが、残念ながら農薬取締法というものがございまして、これは農林省が農薬の管理、規制をやっておるわけでございます。これは登録制か何かになっておるようでございまして、私もいろいろと思ひますと、農薬というものは、私どもし

ん危険なものであると思ひます。それはまあ病害虫を駆除するわけでありまして、肥料とはいささか違ふので、当然危険なものがあるわけでありまして、危険なものは全部とめてしまふということになりますと、よくはわかりせんけれども、農薬の相当部分というものは、農薬の登録から排除しなければならぬということにもなるだらうと思ひわけでありまして、厚生省としましては、そこまでは初めから口は出せないわけでありまして、しかし、その農薬が植物等に残留をして、その植物をえさとして食べた牛の体内を通じ、乳牛などを通して牛乳となると、これはもうまさに食品でありまして、牛乳の中に農薬の残留物が浸透してくるということになりますと、これは厚生省の責任分野に入つてまいりますので、厚生省は農薬として有効な農薬であれ、それが牛乳に浸透してくるような過程を、私どもとしてはとらせ

るわけにはまいらぬ、こういうことに相なるわけでございます。馬鈴薯に水銀を塗って消毒するまでの段階は農林省でございまして、水銀を塗った馬鈴薯が一たび食料品店に並べられるということになりまして、これはもう厚生省の所管でありますから、それが農協であれ農林省であれ、私どもは法律の系統に従ひ、また国民の衛生を守る立場からそれを告発せざるを得ない、こういうことになるわけでございます。したがって、先般の馬鈴薯問題にいたしまして、今回のBHCの問題にいたしまして、農林省に昨年の秋から警告をし、またこれが排除について協力方をお願いをいたしておるということでございます。そういうことについては、おそらく田中先生も十分御承知だらうと思ひます。でありますから、いまの段階では、これは禁止しろというわけにまいらぬのですから、農林省にお願ひをして、少なくともBHCの国内向けの販売というものを押えていただいております。またそれを、牛のえさに影響を及ぼすような、そういう使い道に使うことを極力それは排除してもらふように、たとえば冬の間に、牛の飼料になる稲わらにBHC

がつかないために、これを、ウンカとか二化メイトなどの排除につぎましては、これはBHCが非常に必要だそうでございますし、そればかりでなしに、森林、山林の病害虫駆除のためにもBHCなどというものは必要なものだそうでございますから、それを厚生省が禁止はできませんけれども、少なくとも牛の乳に入ってくるようなそういう過程の取り扱いにつぎましては、これを排除するようなことを農林省に申し出ると同時に、私どものほうでは地方公共団体、都道府県知事も協力して調査をいたしてまいってございまして、こういうこと

でございます。農林省でもおおむね私どものほうの警告を取り入れられて、そしてその対策を講じているわけでありまして、私のほうから禁止ということまでは、全くの絶対的製造禁止といひますから、あるいは絶対的な使用禁止につぎまして申し入れはしてない、また厚生省としてそこまではできない、こういうことで、これは農林省と厚生省が二人三脚ということで、法律がどうであれ、とにかく農薬取締法という法律と食品衛生法という法律を両方で抱いて二人三脚でまいってやる、ということが現状だと私は判断して、それでやってくれと、こういうことを申し上げて入れておるわけでありまして。

○田中寿美子君 答えが長いものですから、私、時間がなくなつてしまつたのですが、大臣の言われる意味はわかります。それで製造禁止まで厚生大臣ができないことはよくわかつておるわけなんです、そのことは私はまだ疑問に思つておるのです。

で、私が急いで一つ申し上げたいことは、BHCというものは脂肪に溶けるものなんです。だから牛乳だけでなく、肉類、卵、魚、それからなお農薬として大量に使われているんですから、水、米その他全部これは調べなければいけない。それで人体の中に蓄積されてきているんです。事実、これは各地の衛生試験所の調査で出されているわけですね。ですから、厚生省もこれは非常な力を入れて緊急に調査してもらいたい。それで国立衛

生試験所とか、それから国立公衆衛生院とか、二つ以上の機関でこれをぜひ大至急に調べていただきたいということ、それから予算や何かで足りないようだし、人員も少ないようですか、足りない部分は科学技術庁の特別調整費というのがあるはず。緊急ですから、ぜひこのBHCに関しては厚生大臣から申し入れをして、そういう調査を直ちにやうように申し入れていただけないかということ、このことをお尋ねしたい。

○国務大臣(内田常雄君) BHCの問題は、法律はいかんであれ、権限はいかんであれ、究極はそれは牛乳に入る場合に、人の健康に關係がありまして、私どものほうではあらゆる機関を動員するとともに、府県の衛生試験所等にも要すれば必要な資金も援助いたしまして、その人体に及ぼす影響の研究などもいたしつてあります。お金が足りないような場合には、せつかくの御報告でございまして、科学技術庁の金を使わせていただくことも考えてまいらなければならぬと思ひます。ただ、私は正直に聞いておりますのは、BHCにもいろいろある、それで野菜等にくつつくようなBHCのアルファというのですか、ああいうものではない、一番問題なのはベータというやつ、ベータというところについては国際的な基準も何もないので、それをこつちでやらなければならぬ、これをどうするか、それを日本が取り上げてやると、むしろ国際的にも指導的立場を持つようになりなさいということを私もせつかく言つておるのです。

○田中寿美子君 いまの大臣の議論には反論ありますけれども時間がありません。それでこのBHCはもうすでに環境汚染をしているわけですね。単に口から入ってきた食品として入っているわけじゃないのです。水にも井戸水にも出ているし、土壌にも入つてきています。ですから、そういう意味で農薬のうち、特にBHCその他非常に猛毒のあるものの問題は、公害の中に、公害の対象として、単に食品衛生という観点からだけでなく、公

害の対象として取り扱ってもらいたいと思ひます
が、大臣いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 公害として取り扱うは
うが的確であるか、あるいは食品衛生法あるいは
肥料取締法等の法体系で取り締まるほうがいいか
ということは私は便宜の問題だと思ひますが、肥料
から来ていることは明らかでありますから、公害
というようにすることでもよろしく、現在もう原因や
ルートが明らかでありますから、肥料取締法とか
あるいは食品衛生法の体系で私は十分やれるので
はないかと思ひます。

なお、せっかくのお話がございますので、私は
しろうとでよくわからない点がありますが、公害
の対象として網をかける必要があればそれぞれの
公害法における特定有害物質等の指定をするとか
というような方法もあるいはいいのではないかと
思ひますので、これはなお研究をいたしたいと思
ひます。

○小平芳平君 私の時間も二十分でありま
すので、ひとつ大臣から要領のいい御答弁を願ひ
たいと思ひます。

まず事務当局に一言お答え願ひたいことは、五
月一日に厚生省で発表しました「神通川における
魚類の水銀汚染について」というこの厚生省の発
表がありますが、この神通川の魚類の汚染は相当
はなはだしい、このまま放置しておくわけには
いかない。こういう結論であると思ひますが、いか
がですか。

○政府委員(城戸謙次君) 神通川の汚染につきま
しては、四十二年に汚染の事実が発見されまし
て、四十三年度さらに調査をいたし、それから四
十四年度の調査の結果を今回発表したのでござい
まして、四十三年度の調査の結果と現在の調査の結果
はいずれも相当の汚染の水銀がある。したがって、
何らかの意味で十分対策も考え、観察もしてい
かなければいかぬ、こういう状況にあるということ
を考えておるわけでございます。

○小平芳平君 そこで大臣、いまの御答弁でも、
四十二年にすでにこの神通川汚染ということが問

題に提起され、四十三年に調査をし、四十四年八月
の段階では相当の汚染があるということが結果が
出ておりながら、ことしの五月一日になつてよう
やく厚生省が発表したということは、いかに公害
害に対する取り組み方がなまぬるいじゃないか。
要するに、地元の方たちは、新聞が報道してくれ
るからこの川の魚はたいへんらしいぞということ
がわかる程度であつて、実際問題四十三年から
もう調査を始め、去年の八月の段階ではもう一応こ
れだけ汚染をされているという結論が出ています
わけですが、それがなおかつ、五月一日に発表し
てこれから本格的調査をやるというふうなことで
は非常に不安が大きい。これは神通川だけの問
題に限らず公害行政として、要するに、厚生省の
とられた措置は、その魚は汚染されているからあ
まりたくさん食べちゃいけないぞと、これしか
言っていないわけですね。そういうことでは非常に
漁業の人たちも困るし、住民も不安ということ
で、もっと積極的な取り組みを願ひたいと思ひま
すが、いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 仰せのとおりでござ
います。ただ私は、その経過を担当の方面にも聞い
てまいりましたところが、すでに昨年の八月でござ
います。その段階におきまして、富山県当
局を中心とした調査の結果がある程度出ておりま
したので、そのことは富山県をしてその関係地域
に発表もし、また魚類等を大量に食べることにつ
いては危険があるという意味の公表をさせてお
る。そこでございまして、その後もさらに引き続いて
魚の調査でありますとか、あるいはまた、その土
中の水銀の調査なども進めてまいると同時に、
その原因を探究をしてまいつたところであります。
ところが、これがまた運よくことは、運悪くとい
うよりも運よく、その原因をなしておつたところ
が厚生省で所管をすべき薬の製造会社の排水か
ら発生しているということがわかつてまいりました
ので、そこで厚生省はそれも含んで今度あら
ためて発表した、しかし、その発表の中身やデー
タは、去年の八月の状況と同じ状態でありまし

て、非常に事態が変わつてきたので発表したとい
うことはないと、こういう私は報告を受けており
ます。

また、幸いなことに、水俣水銀事件などと違
まして、現在のところ、これは関係漁民の健康調査
なども、現在、地元の県及び漁業協同組合と共同
で調査をいたしておりますが、現在のところは、
それを大量に摂取して、そうして人体に対する影
響があらわれないというふうなことも聞いて
おりますので、私は一応慰撫を開いておりま
す。しかし、あとになつてまた新しい事態が出て
はならないと思ひますので、これは先生からの御
指摘を待つまでもなしに、私が、所管の大臣とい
たしまして、この際、こういう問題については徹
底的に取り組みすべきだということを申し渡して
おつたところでございます。

○小平芳平君 そこで、この問題について、関連
して起きてきた問題を幾つかこれからお尋ねす
るわけですが、まず第一には、前回の特別委員会
でメチル水銀は規制されて、水質基準が守られる
ように規制措置がとられているのですが、エチル
は、いままでは野放しの現状にあるということ。そ
れに対して、エチルも当然規制すべきじゃないか
という質問に対して、今後はエチルも含めたト
ータル水銀を規制の対象にしようということを企画
庁に申し入れようという方針だということを伺
ったのですが、この点について、大臣はいかがで
しょうか。

要するに、この水質基準は企画庁と言われま
すけれども、厚生省から具体的なデータが
結果が報告されなければ、企画庁は動けないと、
こう言っているわけですが……

○国務大臣(内田常雄君) 私は、メチル水銀ば
かりではないに、エチル水銀というのもの、人体に
害があります限り、これは当然水質基準の中に取
り入れてもらふべきだと思ふ次第であります。
なおまた、この水銀ばかりではないに、カドミウ
ムとか、その他のいわゆる有害と言われている微
量重金属などの取り扱いに關しましては、私は、公

害対策としての取り扱いに、さらに一歩を進めた
やり方を行なうべきではないか。たとえばそうい
うことをもっと簡単に言いますと、そういう有害
の物質等につきましては、水域の指定等を待た
ず、全公共水域というふうな、そういう指定のし
かたをして、そしてもう絶対的の排出禁止とい
うふうなたてまえを水域のいかんにかかわらずと
つていい物質があるのではないかと、そういうこと
を私は考えるものであります。それらのことにつ
きまして、私のほうの当局、あるいは経済企
画庁方面ともぜひ打ち合わせをして、私が感じて
おることの実現をひとつはかつてもらいたいとい
うことを述べておるところでございます。

○小平芳平君 それは、大臣、私が最後に大臣に
申し上げたことをおっしゃってくださった
わけですが、結局、指定水域しか点検していない
というふうなことで、いつ、どこで、第三、第
四の水俣病が起きるか不安でなりませんというの
が現状なんです。そこで大臣が進んで仰せくだ
さつたとおり、水銀の総点検をしていただきた
い。これは、政界やあるいは民間ではなかなか化
学的なそういう分析はできかねますので、ぜひと
も厚生省にこの総点検をお願いしたい。

それにしても、四十二年の段階で百
九十四工場ですか、こういうものが危険がある
というところを厚生省が把握したというんですが、
いかにもおそい、進み方が。一年によやく十五工
場とか二十二工場とか、その程度の検査しか現状
としては進んでいないわけですね。したがって、ま
して、把握された百九十四工場は、言うまでもなく、
いまおっしゃつた全公共水域の水銀総点検とい
うことを一歩踏み出していただきたい、具体的に
検討していただきたい、このように思ひます。

それから次に、いま幸ひにも製薬会社が厚生省
の所管であつたと、大臣、言われましたが、その
製薬会社はどこの許可を得て、そういう工場を建
てたか、どこの許可を得て、要するに、福壽製薬
という会社なんです。その福壽製薬という会社
が、この水銀を流し始めたのは四十二年、ある

は四十三年と言われているのですが、そのこと自体つい最近まで県も厚生省もわからなかった、工場のあることすら気がつかなかったというのです。が、それではあまりにもおかしいじゃないか。要するに、そこに水銀を大量に排出する工場があるということは、だれかがどこかでチェックできるはずじゃないか、現在の法体系の中でも、それはいかにできるか。

○国務大臣(内田常雄君) 薬の製造工場でありますから、その薬そのものの製造、使用人、またその設備の許可というものは薬事法に基づいて厚生大臣がやっているわけであると私は思います。今度差しとめる際にも、私が幸いにも申しましたのは、これは他の鉱山であったり、他省所轄の事業等でありまして回りくどいことになるかもしれませんが、厚生省所轄の工場ということでありますから、びしやりとめると、こういうことでとめられたということを私は幸いだと申しておる次第でございます。

ところで、これは私の考え方が間違っておるかもしれませんが、幸い業務局長がおりますから訂正をさせていただきますが、おそらく従来の公害問題等がやかましくない時代における薬の製造工場などについては、製品である薬が有効性を持ったりあるいはまた安全性を持ったりするのに十分な設備であるかどうかという製品の効果に着目して、その排水などについてのチェックのしかたというものはなまぬるかたではないかというように私は想像しますが、あるいはこれは私の想像の誤りであって、そういうことも十分調査をして許可をして――従来ですよ。今後はもうこれは十分製品ばかりでなしに、あとの排水等につきましても、これは十分そのほうも検討した上でなければ承認をさせないことに私はいたしますが、過去どうであったかという、いまのようなことであったのではなからうかと思うところもございいます。

さらにまた、どこでチェックするかということにつきまして、これは小平さんのさっきのおことばの中にも関連することでありますが、公共用水

域としての水域指定を受けていないとその工場排水規制法が働かないというたてまにこれまでの水質保全法というものはなっているのじゃないかと私は思う、これも他省所管の問題であります。そこで水銀等については、公共用水域の指定を待たずに公共用水域全体について規制ができるようなことを検討すべきではないかと申しましたのはそのことでございいます。

○小平芳平君 まさしくこの製薬工場の許可は厚生大臣が出されているわけですが、ところが、そこでもって水銀の汚染があると言っても、やはりいまおっしゃった指定水域でもないの改善命令すら出せないのですね。まして操業中止などは命ぜられないわけでしょう。ですから、いま大臣のお話の中には、操業を中止させるというふうな受け取られるような御発言がありました。が、実際の法律上は指定水域でない、したがって、改善命令も出せなければ、まして操業停止もできない。これはいかがですか、事務局、簡単に。

○政府委員(加藤威二君) 一言で申せば、私どもは、一応現在の法体系で、いま先生御指摘のような場合に、操業停止、あるいは極端な場合は許可の取り消しということが、薬事法の解釈上、可能であるというぐあいに考えております。

○小平芳平君 それでは、可能でしたらそういう線でもう少し手つとり早く処置をしてくれればよかったわけですね、結局、この富山県の水銀汚染が発表になったときの橋本公害課長の談話として、これは新聞に出ていたものの要旨ですが、調査がおくられて世論の批判を浴びたのは県の責任だと。それから、四十年十二月と四十四年四月から五月に各都道府県にデータの提出を求めた。富山県では神通川流域に水銀工場はないと報告をしてきた。次に、福寿製薬でチメロサルルの合成とフェニル水銀の精製をやっていると厚生省が知っていたのは四月四日だった。薬事法による許可を受けているので、県当局が知らないはずはないと、こうう言っているわけですよ、厚生省では、ところが、県当局では、それは厚生省に許可を受けたん

だから厚生省がわかっているはずじゃないかと、こういうふうにも言えるわけですがね。だから、そういうような辺で、結局、県と厚生省がなすり合っているうちにおかまいなしにどんどん沿岸では被害を受けた。現在は中止中ですけれどもね。その辺にちょっと、いま局長のおっしゃるようなすっぱりいかないうところがあるんじゃないですか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに、この問題につきまして私ども感じますのは、やっぱり地方と中央との連絡が必ずしも密接にいつてなかったと。で、私どもは、これは水銀の工場でございますが、工場の許可が出てまいります場合、必ず都道府県を経由して参りますので、県でもどこそここにどういいう製薬工場があるというふうなのは百も承知でございます。それで、私どもは当然、こういう水銀等の工場については、これは県の条例もあることであるし、届け出もされていることだろうと。それでなんにも言っていないということとは、一応その水銀というものは許容限度の範囲で――流出しているとするれば許される範囲でやっているんだというぐあいに想像しておったわけでございますが、その届け出の関係が、何か工場と県のほうとの間で、うまく、誤解があったのかどうか知りませんが、必ずしも十分でなかったために、県のほうもその水銀の流出を、非常に濃度の高い水銀を放出していたということ把握するのが非常におそかったということだったと思

いますので、結局、工場と、それから県と、それから中央と、そういうこととの間に、連絡といたいますか、そういう点で密接さを欠いていたためにこういう事態が起こったんだというぐあいに考えております。

○小平芳平君 局長さんにはあとでまたゆくり御質問いたしますので、それで大臣にお尋ねしたい点は、いま局長さんも、企業と県と厚生省の間に連絡が密接にいかなかったところに一つの問題があったと言われているわけです。ですから、そういう点をひとつ御検討願いたいと思うんですね。一

体、確かに厚生大臣が許可の責任はありますが、それじゃ厚生大臣が責任をもって許可したからといって、全国、厚生省で把握しているかと言え、それは県がやっているはずだということになっちゃうわけですね。ですから、むしろ、こうした公害の場合は県知事にそういう権限を与えたらどうかという意見もあるわけですが、この点について大臣の御所見を承りたいとともに、また、今後御検討願いたいと思うんです。

それからもう一つ、ついでに申し上げますが、いまも局長から県の条例のお話がありましたが、富山県の条例では、水銀使用工場は届け出なければならぬとなっておりますが、水銀化合物というものは対象になっていないというところから、その工場では届け出さなかった。県のほうに聞けば、厚生省あるいは国が水銀の規制をしているのだから、水銀化合物まで県が先ばしって規制するのはできないという。しかし、水銀全体として排出の規制をする、メチルもエチルもひっくるめた水銀全体の排出を規制するという趣旨からいえば、当然、そういうような条例はつくってよろしいんじゃないかと。要するに、水質保全のために排出の規制をするわけですから、それが水銀であろうと、水銀化合物であろうと、両方とも規制しないことには、全体としての排出基準は守られないわけですから、この点いかがでしょうか。以上、二点。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、まあその辺の法規関係は十分存じませんが、また、お尋ねのことにつきまして、事前に事務局とも打ち合わせも、演習もしてまいりませんので、私がまた大臣として打ち合わせないまままでお答えをいたすかとも思いますけれども、私は、それは小平先生のお尋ねになった、お考えになつておられるところであるべきであると思ひます。国が規制してない限り、それは地方の条例でそういう有害物質について規制をするというところは当然のことだし、あるいはまた、全国的に国がやることになれば、当該都道府県知事も協議を遂げた上で、国の法令で取り

上げて、そして各地方の条例は補足して、規定に直すということになるべきだと思いますが、そのことは、双方で打ち合わせまして、事業者が、たまたま国の法令にも、また地方の条例にも、はつきりしたことがないのを奇貨として有害物質を法の網をくぐって流すということがないように、中央、地方打ち合わせしなければならぬと私は考えております。

○小平芳平君 権限を知事に……。

○政府委員(加藤武二君) 工場排水規制法に基づきまして、「特定施設」というのがございすけれども、医薬品の製造工場も、その特定施設の中に入っているわけですが、それに對する主務大臣は厚生大臣でございすが、その工場排水規制法の施行令で、監督権限は知事に委任されているという事になっております。

○小平芳平君 それでは、もう厚生大臣に質問する時間がないようですので、以上で大臣への質問終わりますが、これから引き続き水質保全法が審議されると思いますが、水質保全の実際効果をあげる上、いろいろな問題を私はたくさん持っておりますので、大臣がおられませんか、政務次官なり、あるいは事務局長なり、公害部長にぜひ御出席願いたいと思ひます。

○片山武夫君 厚生大臣にちよつと、だいたいお忙しいようですから、問題をしぼって御質問申し上げます。先ほどちよつと総理府のほうにお尋ねしたのですが、公害対策を総合的に推進するため、公害対策会議が設置されております。その事務機関は、たしか厚生省にあるというふうにお聞きしてはおりますが、先ほど、公害問題については各省庁にわたって、非常に広範な施策が行なわれておるわけでありまして、非常に複雑だと思ひますが、特に、公害対策会議も、四十二年から五回持たれたに聞いております。これには各関係省庁の大臣も出席しておられるのだと思うのでありますけれども、これはやはり国の施策として公害が非常に重要である。この対策を統一的に総合的に推進していくための公害対策会議だと、私

はかように理解しております。だから私は、これを一本化する必要があるのではないかと、ということとは、総理府の管轄になっておりながら事務機関が厚生省にある。こういうようなことでは非常に行政上やりにくいのではないと思ひますが、これは基本法を改正してでも何か一本化するお考えはございせんか。

○国務大臣(内田常雄君) お尋ねのように、この関係のベースで公害対策会議というのが設けられておりまして、最近ではもう閣議と一体になって、表向きは閣議である。同時にそれは公害対策会議ということで、たとえば一酸化炭素の環境基準をきめますとか、あるいはまた、水質保全法に基づく水の環境基準をきめます場合には、各大臣が自由に発言して、それはもつともだ、それでよろしいというようなことでこの会議が運用されてまいっております。と同時に、また幹部会、これは関係各省の次官クラスで幹部会というものがあ

るようございまして、そこでさらにまた一そう活発な議論をやっておりますほか、さらに関係官庁の課長クラスで公害対策推進各省庁連絡会議というものを持っております。そこでまたさらに緻密な議論をして、そして最後に関係ベースの公害対策会議に來るといふことでございまして、これは私など正直に言ひますと、たいへんまどろっこしいので、もう一つ国民の健康の側に立つておる厚生省に万事まかせてもらいたいという実はいじいじした気持ちがないではありませんが、しかし、公害対策の実をあげるという点から考えますと、厚生省は理屈を言つて——医学博士や理化学博士をそろえておられます。鉱山や工場を押さえる何もの機能もありません。薬会社は幸いにも申しましたように、押えられますが、多くの公害発生企業を厚生省みずから押えられません。自動車にいたしましてもそうでございまして、そこで各省がそれぞれ関係企業や自動車等々、鉱山等々に対して、あるいは船舶等々に対して、それぞれの法律体系で実力を持っている関係各省に責任の一半をそれぞれ持っていたら、それで通産大臣もあるいは運輸大臣も、みな厚生大臣になつたつもりでやっていたらどうかというのを初めに公害対策の実があるとも私は最近考えております。何もかも厚生大臣が公害を一本で所管した結果が、体系や理屈は合つたけれども、実際として工場や鉱山が押え切れないということになつたのでは何にもならない、こういうことを私は感じます。

で、あくまでも健康を守る中心官庁であるという責任を負いながら、各省に協力してもらいながら、全政府をあげて公害対策と取り組むといういまの体系は、必ずしも改めらるべきものだとも実は考えております。

○片山武夫君 厚生大臣、非常に腐心しておられる点をいま述べられたと思うのですが、そこで具體的にいま問題になっておりますが、東京都で新しい条例を出そうとしていますが、現在ある国の規制よりも非常にきびしい条件を出してあります。これに対して何か厚生省あるいはまた通産省あたりで、これは違法ではないかといったような見解を出しておられるというふうなことを聞いております。もちろんこの問題に限らず、いままで条例において国の規制よりもきびしい条例が幾つかあったと思ひますけれども、これを規制していくといふゆる所管官庁ですね、これは各省に分かれてくると思うのですけれども、こういう不便が一つあるわけですね、調整する意味において、これを何とかどこかで一まとめにして調整するとか対策を講じるとかいうことをやる省庁が要るのではないか、かように考えるのですけれども、そういう点について御不便はないかあるか、それに対する見解をひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 片山さんのお尋ねは、今度各省間の公害対策に対する権限の分散ということについてそれでいかうかということと同様に、今度はその縦の中央とそれから地方公共団体との関連においてこれをまとめていかないといふうらトラブルが起こってくるんじゃないか、こういうお尋ねだと存じますが、大体今日ではこれは

大氣にしても水におきまして、広域の公害対策といふものが必要であることはもちろんでございすけれども、しかし、これはもととは大体非常な地域的特性を持つております。これはたとえば騒音でありますとか、あるいは地盤沈下でありますとか、悪臭などを考えてみますと、一そう地方的な課題が多いわけでありまして、したがって、公害については歴史的に見ますと、むしろ先住民族としては、地方公共団体が地域の住民の健康を守つておつたところから出発してだんだんと国の規模に取り上げてきたという私は歴史もあると思ひます。また歴史ばかりでなしに、今日の現状におきまして、国がきめ得ることはやつぱり最大公約数というふうなことになるので、その各地域地域の特性に應じた対策というのは、どうしても地方公共団体に立ててもらふ必要がございまして、したがって私は、中央の権限、地方の権限というものの接觸面、一部の方々が御心配になるように、法制局的論議の角度からは厚生大臣の私としては実は見ておりませんので、話し合つて最もいい方法をとるべきだといふようなことでこれまで行ないをいたしております。

東京都の最近の大氣汚染についての亜硫酸ガス等の規制基準にいたしまして、一般的には東京都の今度の条例に基づく告示の規制のほうが強いつつある印象を与えておるようでありまして、が、実際は厚生省の研究によりまして、必ずしも東京都の今度のやり方のほうが強くないと思ひます。国のほうの亜硫酸ガス等の規制の方式が、御承知のように、発生施設一つごとに、しかも一日のどの時間をとつても、それをこえてはいけなかつたといふようなそういう規制のしかたをしておりまして、東京都のやり方は角度を変えて、一つの工場が持つておる有害物質発生施設の総合計を単位といたしました。それからまた、一日の稼働時間全体を単位として、そして排出基準をきめておられますので、これを具體的に当てはめてやってみますと、一日じゅうのどの時間をとつても、た

たとえば亜硫酸ガスの発生量が何PPM以上であつてはならぬというほうがきつい場合も出ておりまして、東京都方式は国の現在きめております方式にアロアンスを幾らかけるかということによつて強弱がきまるということのようでございますので、それはまたしばらくやってみたり、また国のほうの基準もだんだん締めてきて、一定の期間を置きまして、予告期間のようなものを与えながら強くいたしてきておりますので、この問題につきましても、私はたいして矛盾もないように縦の場合においては考えておるものでございます。

○片山武夫君　そうすると、何か新聞に出ておりました東京都のあの条例は違法ではないのだというお考えのようでございますが、それでよろしいのですか。

それと、公害防止のために融資あるいは助成をやっております公害防止事業団、これはやはり厚生省と通産省の共管ということになっておるのですか。これはもう公害という問題から考えたら厚生省でやるのが一番いいかと思うのですけれども、事業そのものはこれは企業と直接結びついてゐるような形になってゐる。だから、したがって監督官庁が違つたらそれそれ共管みたいになつてゐるのじゃないかと思うのですけれども、しかし、これではいゝゆる事業団のほうが非常にやりにくいのではないかと、どこか一省にまとめるわけにいかぬのかという考えが一つあるわけですね。それといま一つの問題は、結局企業等の要請によつて融資あるいは助成をする、こういう形になっておりますが、これはむしろ地方自治体において、この公害の立場からいろいろこの工場はこうしたらいいのではないかとというようなことが持ち上がつてくるかと思うのですけれども、そういうたような手続上の問題ですね、いろいろ摩擦があるんじゃないかと思うのですが、その点はうまくいっておりますかどうか。

○国務大臣(内田常雄君)　摩擦のことは私は直接聞いておりませんが、公害防止事業団の所管につきましては、いま片山先生の御意見にありました

ような見地から、通産・厚生両省の共管にいたしておると思ひます。また、地方公共団体との関係におきましては、地方公共団体がやります公害防止計画、一つの地域計画の中の一つの要素、単位でありますところの緑地、グリーンベルトというようなものの設置ということをお公害防止事業団がみずからやつて、そしてそれを公共団体に肩がわりするといふような方法もとつておることを聞いておりますので、公共団体との関係もあるわけですが、その辺うまく私はいつてゐるのではないかと思ひます。

○小野明君　経済企画庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。今回の改正を見ますと、どうもやはり徹底を欠くといひますか、非常に従来の考え方を脱却できていないし、それだけにこの水質保全についても不徹底に終わるらしいが、こういう改正ではあるように私考えます。それは第一条を見ましても、東京都の公害白書をまだ具体的に私見ておりませんが、これによると、生活環境の保全といふことと産業の発展といふことはこれは一体になるべきものである、あるいは人の健康、国民の健康保護、こういう観念も一体にならなければならぬと、こういうふうな考え方のようであります。ところが、この第一条によりますと、やはり生活環境の保全といふことと産業の発展とは相反するものなんだといふとらえ方のように受け取ります。

第二点の問題は、第五条に明らかでありますけれども、相当な被害が出ませんというところ、この保全法といふものが発動できない。すべてこれは公害法を通じてもうかがわれますけれども、事後対策に終わつておる。基本法には若干この予防措置と予防対策といふ点には触れておる点があります。しかし、この水質保全法に關する今回の改正に關しましては、それよりもかなり後退をいたしまして、いま申し上げたように、人の健康あるいは生活環境あるいは関係産業に相當の被害、もう手おくれになつたような状態でないといふ法律が動かない、こういうふうな考えられるわけですが、この二点を非常に私不満に思つてゐるわけですが、この点

について長官の御意見を伺いたいと思ひます。○国務大臣(佐藤一郎君)　御指摘の第一点でございますが、今回は従来の「産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与すること」をいま御指摘のような点に改めました。国民の健康の保護といふことをまず第一点に置いておられますし、それから生活環境の、東京都がいつておるその一体といふことの意味、私まだちよつとわかりませんが、いづれにいたしまして、実際問題といたしまして、生活環境の保全を全うしていく際に産業の発展と、どう発展性を考えるかという立場と相いれない場合も私はあると思ひます。むしろそうでありますからして、その際に生活環境の保全といふことを頭に置きまして、そうしてできるだけそうした趣旨を通すように、こういう気持ちであらわしてゐるものと私は解釈してゐるのであります。

ですから、東京都の白書がどういふ趣旨でそれを書いてゐるかちよつとわかりませんが、私は別に矛盾はしてゐないのじゃないかといふことは感じを持っております。

それからもう一つの御指摘の点は、今回の改正の部分が、第五条の点でありますけれども、これはおっしゃいますように、「若しくは関係産業に相當の損害が生じてゐるもの」といふことになつてゐるのですが、その後には続きまして、これは従来の条文を特に改正する必要がないので改正案文には出ておりませんが、「又はそれらのおそれのあるもの」といふことを特に指摘してゐるわけでございます。私どもも今日水の問題がこういうふうになつた一つの原因は、いま御指摘になりましたように、にっちもさっちもいなくなつてしまつてから問題を取り上げてきた、とかくそういう傾向があつたといふところに問題があつたと思ふのであります。でありますから、私たちいたしましても、これは極力おそれのあるもの、これを取り上げて対策の対象にしていかなければならぬ、こういう考え方でやつてまいりたいといふふうに考えております。

○小野明君　そういたしますと、第一条ですね、やはり長官としては、生活環境の保全ということと産業の発展ということとは、これは相反する概念、考え方ではないのだ、こういうことですか。○国務大臣(佐藤一郎君)　相反するといふ意味がよくわからないのであります。結局産業の発展といふことだけが問題ではないと、つまりただ成長発展といふことだけを考へてゐたのじゃないか、片づかないといふ意識のもとにこの公害問題といふのはこゝまで出てきたわけでありまして、しかし、現実の問題としてここに具体的に産業施設といふものがある。それが公害の発生原因になつてゐるといふことで、そうした要求といふものがある意味において押えていかなければならない。そこにやはり生活環境の保全といふことが大きく取り上げられることになつたわけでありまして、こういうふうになつてゐる趣旨は、私はそういうふう

に解釈しております。

○小野明君　どうもそれは読み取れないのですけれども、時間があるから先に進みたいと思ひます。

それで後段、いま説明をされました予防対策についても「おそれのある」云々といふことで水域指定をやる、こういうふうな御説明がございました。これは経済企画庁としても關係をされてゐるのであります。例の新全線ですね。これを見ますと、六十年を目標にいたしました三十万ヘクタール程度の工場団地といふものが造成をされるといふことになつてゐる。これの策定されたのがいつか私も覚えませんが、公害防除の観点といふのがこの中に入つてゐるのかどうか、その点を、要點御説明をいたしたい。

○国務大臣(佐藤一郎君)　全線におきましても公害といふことを十分に考へて取り上げております。それは随所にそうした表現が出ております。もちろん表現だけではいかぬので、実行が伴わなければいかぬのですが、問題の意識を十分持つて全線計画といふものが組まれておることは、あの案文をお読みいただくとわかると思ひます。

○小野明君 通産省お見えですね。最近産業構造審議会に諮問をされておりますね。経済効率を高めるために産業立地政策はいかにあるべきかに関する産業構造審議会への諮問、四月三日です。このねらいと、これについて公害防除というものがどのように織り込まれておられるのか伺いたい。

○政府委員(柴崎芳三君) 先生御指摘のように、四月三日に諮問をしたわけでございます。この諮問の文言でございますが、先生だいたいまお話しのことばの前に「国民生活の質的充実をはかりつつわが国産業の」とあり、「経済効率を高めるための長期的かつ総合的展望に立つた産業立地政策はいかにあるべきか」ということで諮問を發してあるわけでございまして、われわれの意識といたしましては、国民生活の質的充実ということを経済効率の前に置いておるわけでございます。したがって、具体的に大規模工業基地委員会というものをつくりまして、新全総その他に沿いましたことからの工業開発をはかるための具体的な施策を現在検討いただいておりますわけですが、その場合にはレイアウトの面からも、それからこれに立地する各企業の個々の施設の面からも公害の発生を未然に防止するところにも最大の重点を置きまして、現在いろいろの専門家の知識を動員いたしまして具体的な構想を練っておる最中でございます。われわれは、これを公害なきコンビナートの創出というように呼びながらお上りお下りしておりますが、公害問題を第一に取り上げておるという点は既定の線になっております。

○小野明君 通産省にお尋ねしますが、新しく工場立地をやります場合に、この法律を見ても、工場立地の調査等に関する法律、これしかないように思いますが、これには全然経済効率、産業効率のみの観点で書かれておるわけですね。いまの新全総なり今回諮問された点というのは、現行法律については何らあらわされてない。こういった点を一体どうするのか。これは当然この新全総になりますと企画庁も関係がありますけれども、工場立地の現行法律だけでは公害防除の観点

というものが十分に織り込まれるということはないのではないか。そういたしますと、新たに工場立地を規制する法律というものがこの際考慮されるべきではないか。いまの御答弁の趣旨からいけばそのように考えますが、これは通産省はいかがですか。

○政府委員(柴崎芳三君) かつて数年前に、産業構造審議会の立地部会から工場立地適正化法というような形の答申を得まして、通産省といたしましても数年間かかりまして、いろいろ政府各部内の御意見を聞いてまいりましたわけですが、不幸にしてこの工場立地適正化法は日の目を見ない形で、したがって、現在におきましては、工場立地を規制する法体系というものはございせん。ただ、この法案をいろいろ検討しておりますが、公害関係の法体系が非常に整備されてまいりました。環境基準を中心として、具体的な個々の施設に対する規制基準というようなものがはつきりした形で出てまいっておりますので、少なくとも公害防止という面からはこの規制措置を確実に実施することによってやっております。ある程度の工場立地規制には役に立つであろうという環境が醸成されてまいりました。かたがた、たとえば内陸団地の造成とか、あるいは新しい工業地帯、臨海の工業地帯に対する産業公害総合事前調査というその調査の進行その他で、公害——新しい企業を受け入れる受け皿のほうの態勢も並行的に進んでまいりましたので、これらの行政的な指導を総合的に効率的にやれば公害の未然防止ということも相当程度確保できるのではないかと、いうことになってまいりまして、現在はこの適正化法の問題は表面から消えております。ただいろいろ将来問題が予想されますので、あらためて現在開催中の立地部会におきましてはこの問題もあわせて検討していただくということになっております。

○小野明君 長官にお尋ねをいたしますが、いまお答えがあったような状況であります。それで公害防止計画を見ますと、下水道計画あるいは上水道、居住環境、それぞれ地域に応じまして計画を策定しなければならぬようになっております。ところが、新しいこの新全総において現在の三倍以上の工場団地が造成されようとする計画にある。ところが、肝心の工場立地に關しましては何ら公害防止の観点から立地が規制されておらぬのが現状であります。当然この工場立地を規制していく法規制というものが必要であると思いますが、いま検討されておるというのですが、企画庁としてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 御指摘のように、工場立地という問題は公害問題においても非常に重要になってきていると思えます。でありますから、私たちがたとえば企画庁で具体的に水の問題をやっておりますが、その際によくいわれる排水の規制であるとか、その他のいろいろな課題がございしますが、その中ではやはりこの土地利用、これをいかにして行なうかという立地の問題を特に取り上げてきております。いま通産省からもお話がございまして、最近、例の都市計画法の改正等も進みまして、いわゆる土地利用区分というものが着々と進んでおることも事実でございます。そして将来大体用途別に土地利用の計画というものが立てられておる。これは私は非常に一つの大きな進歩であると思っております。ただ欲を言いますと、一種のもつときつい立地規制というふうなものが必要かもしれません。これは前から懸案になっておったのでありますが、なかなか実現を見ないで今日になってきております。今後誘導政策によって政府としても相当この立地問題を片づけようとする意欲を十分持っておりますから、なおそれでもとて片づかぬというふうなことになると思います。やはりもう一回この問題を取り上げなければならぬかと思っております。いづれにしても、何らかの意味でもってこの誘導政策によれば、あるいは非常な制限規定による方法によれば、いづれにしても、この立地の問題もわれわれも公害の問題の一つとして重視をしている。

これは、われわれの立場としても同様でございます。○小野明君 それはぜひ推進をしてもらいませんと……。

まあ周防灘開発ですね、こういうようなのが構想にありますが、現地では非常にやっぱり漁民が公害問題で大きな反対の声をあげておるわけですね。これはいま六地区ですか、それぞれこういつた立場からこの新全総に対して反発をいたしておるのではないかとおもうのですが、その辺の地域住民の反響というのをどのように見ておられるか、御存じでしたら御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 御存じのように、新全総は大きなプロジェクトを中心に計画を提言しております。それで、いま御指摘の周防灘の問題、あるいはむつ・小川原湖の問題、いろいろとそうした大きなプロジェクトが予想されております。その際に公害が心配されるというのは、従来の経験から見て当然なことであります。ただまあ、私どものところへは、まだ何ぶんにもこの調査、研究をこれからしようという段階の問題でございますので、具体的にまだそれについての反対というふうなもの、私のところまでは実は残念ながら届いてはおりませんが、しかし、今般そうした新全総において提唱されておるプロジェクトを推進するにつきましては、いわゆる新全総の審議会というのがございまして、そこで各プロジェクトごとに専門委員会をつくりまして、そして単に産業面だけでなく、そうした公害面もあわせて相当この基礎研究、基礎調査をしようという体制になっております。まあ従来のわれわれの経験からしても、それはどうしても避けられなければならない。まあむしろ従来の考えが私は間違っていたと思うのですけれども、要するに、公害の意識というものがやと最近になって高まってきた。この新しい意識というものもを当然取り入れて新しい産業計画をつくつてまいる、そういうことでございますからして、これはまだこれから発足するばかりのところではござ

いますから、まだ具体的なところまで行っておりません。そういう方針でいま進めようとしています。

○小野明君 次に、八条、十条、十一条の改正に關係をいたしますが、経済企画庁がある河川について調査をやる、あるいは地方自治体が調査を行なう、その結果が公表されない。というのは、この政治的影響をおそれて自治体あたりが故意に長期間伏せておきまして、最後になって問題になってくる、こういうふうなことがあるわけですね。

これは、長官に二度も質問をいたしました小倉の紫川の件についても、そういったことなんです。それで、公害防止にはやはり住民の参加ということが、大気汚染にせよあるいは水質汚濁にせよ、非常に重大だと思えます。それで、経済企画庁なりあるいはそれぞれ地方自治体なりが調査をされましたら、これを公表すると、こういったシステム、制度というものを考えただけでないのかどうかですね、この点についてお尋ねをいたします。

○国務大臣(佐藤一郎君) ただいま御引例のありました紫川の件は、企画庁はまだ御存じのように調査してないわけですね。そして、自治体が調査したようであります。自治体がどういう考え方で御指摘のように調査の発表を渋ったかちょっとわからないのですが、私も少しは、正しい道筋で行なわれた調査はこれは当然発表しなければいかぬと思えます。ただまあ私の耳に入っておりますところによりますと、二、三地方団体がやったものがあるんですけれども、必ずしも何と云いますか、完全な調査ではない。へたをするといふミスリードをするような調査が行なわれたという意味で調査のやり方について再検討する、検討すると、こういうようなことでその間、発表がおくられて、それが漏れて問題になったりしたものが一、二あるようでもあります。そういう場合は私にはあるのじゃないかと思うんですが、いずれにしても、それというの調査体制というものが未熟だからということがありますから、やはり中央

で相当の基準を設けて中央自身で調査すべきもの、それから地方は地方で調査すべきもの、これはやはりそうした調査体制を急がなければいかぬと思えます。そうしてそういうことが、しっかりとした体制ができて基準ができればそうしたところということも少なくなると思うのであります。いづれにしても、しかしちゃんと調査されたものをその結果のいかんにかかわらず、これをことさらに伏せておくというところは私は適当じゃない、こういうふうな考えをしております。

○小野明君 間違ひの調査を公表されてはこれはないですね。それはまあおっしゃるとおりでありますし、やはり調査をされたら、そのデータを企画庁としてもあるいは地方自治体を指導するにしても、きちんと公表するように御指導をお願いしたいと思うのです。

それと、かなりこの条の改正では、地方自治体の意見を取り入れるような改正になっておりまして、相互にこう交流があるように改正されておりますが、やはりこれは私が何度も申し上げておりますが、地方自治体のスタッフが弱いといえます。財政にしても人員にしてもですね、あるいは機構にいたしましても、これは非常に地方自治体が弱い立場にあるわけです。これらの点で地方自治体のそれらのものを強化していくということに欠くべからざる要素だと思えます。この点について今回もかなりの負担が地方自治体にこう行くわけですから、どのようにお考えであるかですね、お聞かせをいただきたいと思えます。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ、先ほど厚生大臣からお話がありました、私も公害問題における地方自治団体の役割というのには非常に大事だと思えます。率直に言つてこの地方自治団体の頭の考え方によって公害問題はかようにもなる。まあ、比較的最近までは、私たちの知る限りにおいては、むしろ地方団体の長は公害問題よりも工場誘致のほうに頭が行っていた。公害は二の次であるという感じが強かった。それが都市化現

象の発達とともに、最近では工場誘致、工場誘致といつてもいいかぬ、住民の福祉に必ずしもつながらないということ、地方自治体の首脳部自身がまづ先立つてこの公害問題を取り上げられるようになってきた。これは私非常にいい傾向だと思えますし、また当然そうあるべきだと思えます。これが最近における私は公害問題の意識というものが非常に進んできた一つの大きな動機になっているんじゃないかとも考えているんですけれども、そういう意味におきまして、公害問題はむしろ地方自治団体としてまず当然地方自治団体の住民の福祉の問題、地方自治団体の存立自体にかかわる重要な問題でありますから、これは地方自治団体の本来の大事な仕事でなきやならぬ、こういうふうに感じられます。そういう意味で、そうしたものが事態の進展に伴つて必要なスタッフの充実を行なつていかなきやならぬ、これは当然だと思えます。私のほうとしましては、目下、そういう意味で、従来の職員の研修制度、その他講習会等を開いて、そうして今後におけるその監視体制、測定体制、あるいはまた公害行政一般を進めていくようにやつておるわけでありまして、まだまだ必ずしも十分とは言えないと思えます。今後、その方面を大いに促進してまいらなきやならぬと、こういう考えを持っております。

○小野明君 最後に、やはりこの公害問題は地方自治体の権限強化ということが欠くべからざることなんでしょうが、やはり、発生源、汚濁源といふすか、これが自衛をしない限り、何ともならないわけですね。これは私も視察をいたしました。その日は工場がストップをしておりました。視察の日だけ工場内をきれいに清掃いたしました。工場の水をとめるとか、そういったことがいまだに行なわれておるわけです。で、住民から見ますと、視察団が来ておるという工場がその日だけとまっておるのを見ておると、実態と違って帰つていったというところは、非常に不満を持っておりますわけですね。不信感を国会に対して持つわけですね。いまだにこういう実情にあります。ですか

ら、やはり汚濁源あるいはそれに責任のあるものが、十分、自衛をいたしますか、法の趣旨を守つていくと、そういうことがありませんと、これはもう全然問題にならぬわけですね。その辺で、これはおもに通産省に關係がございまして、通産省あるいは長官、お二人の御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(榮崎芳三君) 先生御指摘のような傾向があることは確かに事実でございます。われわれも非常にこの点残念だと考えておるわけでございますが、現在、通産省として基本的に指導しております線は、通産省の職員並びに府県の職員を奮励いたしまして、具体的な監視、監督をやる場合には、もちろん原則として抜き打ち的にやり、出たデータは確実にその場でしっかりと把握いたしました。問題があれば直ちにわれわれのほうにも連絡してくるよう、この点特に厳重に日常の業務の中において指導しております。またまた一、二のケースでは、やはり現場の監視員が行きます。その直前に排水口の排水をとめたり、あるいは水をきれいにしたり、そういった事例がないことはいいわけでございますが、最近の実情といひましたしはだいぶ減少しております。その点、具体的な監視体制が徐々に浸透しておる現実であるというぐあいに理解しております。なお、この方向に向かひまして今後実質的な監視体制を大いに進めていきたいと、かように考えておる次第でございます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 私はやはり、まだ、率直に言つて、公害問題についての意識が生産者側に足らない点があると思ひます。これは少し時間をかけてもちゃんと教育しなきゃいけないと思ひます。それから、まあこれからはいやおうなしに公害の問題というのが大きくなつてくるのですから、少しずつ意識はのびてくると思ひますが、やはり一罰百戒といふんです。実行官庁でも、もう少し処罰をきびしくやつてもらわなければいけません。これを私は考えています。まあ該当者には気の毒であります。そうでもないといふと、つまり今

日までのものの考え方を急に切りかえるということは、なかなか困難である。これは通産省にも十分考えていただいているのでありますが、今後の非常に重要な検討問題である。それから、やはりまあ話しの、たまに視察に行きましても、なかなかほんとうのところはわからない。まあ水言いますと、外部の流水の測定体制、監視体制、こういうものを少し充実させないかぬ。外からデータによってこれを知ること不可能ではございません。また、周囲の住民の声というものを、これはできるだけすみやかに取り入れる方法が必要であるというふうに考えます。私のほうで、いま、国民生活センターというのをやっています。地方にも生活センター等ができてきて、そういう苦情が出たならばやはりそれを取り上げてみるというような方法を、何かの形でそういう体制をできるだけやっていく。幾ら役人をふやしても、何しろ工場がどんどん、どんどんふえるのを、なかなか追っかけていくことだけでも容易でないこともございますし、そういう意味においては、今後実行官庁と連絡をとって、そうした体制をさらに進めるようにしたいと、こういうふうに考えております。

○小野明君 終わります。

○田中寿美子君 佐藤経済企画庁長官には私、二点だけ、一点は要望でございます。

前回の公害対策特別委員会に、経済企画庁の方々に、相当長く御質問申し上げました。そのとき、長官がおいでになりませんでしたので、私は長官の御決意を、聞きたいことを残してあるわけなんです。

一つは、要望を兼ねてですが、いま、公害の中で水の問題は、もう全世界的に非常に重大な問題になってきました。しかも、先ほど片山先生のお話にもありましたけれども、公害に関しては、あまりに行政が多岐にわたってばらばらである。特に水に関しては、非常に所管がむずかしい状況になっておりますね。それで、そういう状況の中で、大臣の所信表明を私は読みますと、ほか

の大臣よりたいへん控え目なんです。どうして、佐藤内閣の、新しい内閣のホープだといわれていた佐藤経済企画庁長官が、ああいうふうに控え目な所信表明をなさるのかと思つたのですが、そこで、今度の水質保全法の一部改正の中で、私は前国会のときにもこの点は主張したことをごさいますから、やはり今回もそれを明らかにしておきたいと思つておられます。公共用水域の水質の保全に関する法律の一部改正の中で、その第一条のところで、第一項で、「国民の健康の保護及び生活環境の保全」というのがうたがってあって、第二項に、その「生活環境の保全」というのは、産業の健全な発展との調和をさせなければならないというように、ことばがあるわけですね。これは新しく入れたことなんです。これまでなかったけれども一項目入れちゃったんですね。本来、公害対策基本法の第一条の第二項に、「生活環境の保全」というのは、経済の健全な発展との調和を図られるように」という文句が入っております。これは非常に問題のあるところで、議論の結果入ったわけなんです。これがあつたということは、公害という性質から申しますと、非常にじやまになることが多いわけなんです。それで、このことについて、この考え方、ほんとうに公害対策をやっていくように、工場誘致ばかり考えているとか、産業の発展のほうばかり考えていると、公害問題のほうの対策はおくれる、その意識が足りないというふうに言われたのですけれども、この間、宮澤通産大臣も

私は、この点はどうかと、公害対策基本法の第一条の第二項はもう取つてしまふべき時期に来てるのではないかと、こういうことを申し上げましたら、一番公害対策ではこれまでネックになっていた通産省の大臣が、やはりこれはもはや公害問題についての意識が定着しつつあるので、やがてこれは取り去るべきものではないかと思つたとお答えになつておられます。で、この水質保全法のところの第一条第二項にわざわざここで新しく

公害対策基本法に合わせるという意味で入れたんだと思つて、この点は私は非常に遺憾だと思つています。まあ、あとで大臣、どう思われるかお聞きせ願ひしたいと思います。

第二点は、企画庁の権限の問題なんです。この間、国民生活局長にたくさんお答えいただきました。その結果、それぞれの所管の総力を上げるということがいふことになり、答えられたんですけれども、実際には実体制で通産、厚生、農林、運輸、大蔵、自治その他の協力体制をはかつていきなさいというふうに言われました。水については経企庁はたいへん弱いんですね。調整の機能しか持っていない。ですから、工場から排水してきかたを、水に流れたところで見ると、この排水に對して改善命令を出すことはできるけれども、では上のほうから農業が流れてきた、それから産業廃棄物が入る、ごみ、尿尿が入る、こういうようなものがたくさんあるものですから、そういうもののはんどうの取り締まりのできる権限というものが、非常に薄弱なんです。これは経済企画庁として何か方法を考へていられるのか。実体制にするには、それをどういうふうにするか。おつもりなのか、案があつたらお教え願ひしたいと思います。

○國務大臣(佐藤一郎君) 第一点は、私も通産大臣と同じような考え方でありまして、そういう意味においては公害問題についての意識の定着ということになると、まあ今回私も経緯を詳しくつまびらかにしないままに担当しましたが、公害基本法というものが何と云つても基本法であるということと、それに合わせるという意味であつたと思つてます。しかし、この運用その他については、結局私はその意識の定着というか、意識の発展というか、それによつてきまることがございまして、われわれがしっかりと運用するということと十分であらうと思つておられます。それに付くてもいまの第二の点は確かに問題であります。私自身も公害問題、いま企画庁では、さしあたって水についていろいろな御質問を受けるわけでありまして

けれども、しばしば隔靴掻痒の感を持ちます。工場排水その他については、それぞれの所管の省がございまして、そこで私もいろいろ考へてみたんですが、何かいい方法はないか。しかし、どうもこの縦割りと横割りの行政組織というものは、どっちにしてもどっちかがそういう繁雑さというものを経験する、こういうことになるのですから、私は経済企画庁といふいまの少なくとも役所の性格ということからいいますと、現在企画庁にすべてを統合するといふにしても、現実の行政措置ということになる、いろいろとスタッフの問題もあるし、すぐどうと云つてもなかなか即効的なものは求めにくいと思つてます。そこで私は、物価についても同じ考えを持つたんですけれども、ニクソンはいわゆる水質の閣僚協議会というものをつくりまして、そうして実行をするというように言つて仕組みを考へたわけですが、私もこの閣僚協議会を持ちまして、そうしてやはり各省の間の連携というものを密にしていく、これがぜひ必要であらう。企画庁がただ水質の基準を設定して調査しているだけでは困るのであります。なぜかといへば、常に質問なり御要望なりはけつこう企画庁に来るわけなんです。あれはよその省の仕事であると言つてはおれないわけでありまして、まああつた機構でもつくつて現在の調整機能の十分な問題についてもつくつてそれを補完していかなければならぬ、そういう実は考へておりましたところ、ところが、今日閣僚協議会、これは非常に行政簡素化の別の要請もあつて新設がなかなか困難であります。そこでひるがえつて考へてみますと、中央公害対策の会議がございまして、これは従来は何と云つても、はんこを押すというか、きまつた事態を追認する機関のような運営のしかたになつておつて、非常に基本的なことしか議論しなかつたんですが、これを少し活用してみようかといふ考へております。これは各省にも御相談してそうして私たちが基準の設定まではやつたけれども、その後が一体どうなつたのか、自分自身もこれを知らなければならぬ

し、そうしてそれが責任のある実行を確保してお
るかどうか、ぜひこれはわれわれとしても知らな
ければならぬし、ばかりでなく、私に言わせると、
水の問題はおくれると一そうどうにもならなくな
るような事態になってきていますから、相当、こ
れは閣議全体として深刻に取り扱ってみたい、
こういう感じをいま持つておりまして、機構の改
正によるものいいんですが、それではどこまでが
企画庁かということになるとなかなか区切りがつか
ないであります。そういうようなことから目下
そういう考えを持つておるようなわけでござい
ます。

○田中寿美子君 あと厚生省、農林省でございま
すから……。

午前中、牛乳のBHC汚染の問題、主として農
林省にお尋ねしたわけなんですが、それで時間も
限りがありますので、お答えはあまり長くしてい
ただかないで要点をやっていただきたいと思いま
すが、もう午前中、今日までの経過については議
論しました。そこで厚生省環境衛生局長にお尋ね
したいんですけれども、そもそもBHCというのは
これは脂肪にくっつくものですね。それで今日
乳肉衛生課というようにのがあつて、牛乳や肉
や魚や卵についてBHCの検査もしなければなら
ないはずだし、許容基準もつくらなければならな
いはずであつたと思うんですけれども、農薬に関
して八種類、十二品目についての許容基準があつ
て、それは野菜、果樹、なぜそういう乳肉に関し
てはBHCについての検査も十分されず基準もつ
くられなかったのか、非常にふしぎに思うんで
す。その辺ちょっと説明をいただきたい。

○政府委員(金光克己君) ただいま御指摘ござい
ましたように、食品に対する農薬の残留許容量に
つきましては、四十四年度までに十二食品につ
きまして、それから八農薬につきまして、残留許容
量をきめたわけでございますが、乳肉食品につ
きましてはなぜおくれたかということでございます
が、これにつきましては、元来牛乳——乳という
ものにつきましては、やはり細菌等の汚染という

ようなことにつきまして、わりあい生理的にも
防御的な性格を持つておるといふような考え方が
基本的にはあつたわけでございまして、乳の中に
農薬が残留してくるといふことにつきましては、
やはり学問的にもそういう点に対する配慮が少
し乏しかったというところは率直に申し上げざるを
得ないということでございます。そういうような
ことでございまして、引き続きもちろんその一般
食品と同じ扱いで調査は行なつていく予定では
あつたのでございまして、あと回しになつ
た、かようなことでございます。

○田中寿美子君 それ、非常に私はおかしいと思
つてゐるわけなんです。何でもアメリカのや
り方をならう日本なんです。アメリカはDDTに
対して、塩素系殺虫剤に関して非常に研究をして
いて、そしてもう百四十種類の薬品について、二
百種類の食品のBHCの許容基準をきめてゐるわ
けです。それで、もちろん皆さんはそういうもの
のを読んでいらつしやると思うのですけれども、
リーチエル・カーソンの有名な著書もあります
し、そのほかたくさんさんの研究がある。また報告も
出されてゐるわけです。そういうものを読んでい
らつしやると思うので、当然、牛から乳に出て
き、バターにも出てくるということについて御存
じなかつたというはずはないのです。なぜそれ
がそういうふうな怠慢であつたのかということが
ふしぎでならない。厚生省は、食品衛生部門につ
いて食品衛生課と乳肉衛生課と食品化学課と三つ
に分かれたわけですね。あれは昭和三十七年ごろ
ですか。わざわざ乳肉衛生課というものができた
のに、その乳肉衛生課はそれじゃいまままで何を
やつていらつしやるのですか。

○政府委員(金光克己君) 乳肉衛生課は、もうそ
の看板どおりと申すか、名前のとおりで、大体乳
関係、乳製品関係、魚関係、そういうたようなもの
のにつきましての衛生上の規制を行なうと、また
指導も行なうと、こういうことで仕事としては
やつておるわけでございます。

○田中寿美子君 それで、BHCに関してはいつ
ごろから、肉、魚、卵、乳についておやりになり
始めたか。それから、水とか野菜類ですね、いま
の八種類、十二品目の野菜類、そういうものにつ
いてはどのようなデータが出ていたか。そういう
ことです。

○政府委員(金光克己君) 牛乳の中のBHCの調
査を厚生省が本格的に始めましたのは昨年の七月
にスタートしたわけでございまして、実際的には
十一月から調査研究が実態的に動いたということ
でございます。これは、一つには、外国におきま
してもDDTが非常に問題になつてきたというこ
とで、アメリカでも規制をする、その他の国でも
規制をするという問題が起きてまいりまして、そ
ういう動きで、そういうさなかにおきまして高知
衛生研究所におきまして牛肉中の残留農薬の研究
をしておたというところでございまして、これは昨
年の十月に学会で発表になったものでございま
すが、昨年の夏に、国立衛生試験所に、かような結
果が出てきておるといふ問題が提起されて、
そういうことで、さうそく厚生省科学研究費をも
ちまして研究に着手したと、かような経過ござ
います。

それから肉とか野菜の問題でございますが、当
初から、牛乳のはか、肉、それから乳製品等につ
きまして調査をするという計画で進めておりました
が、重点的に牛乳に重点を置きまして現在まで
調査をやつてきておるといふことでございまして、引
き続き肉とか乳製品も現在調査を進めつつあるわ
けでございますが、いままでの部分的な検査成績
におきましては、やはり肉にも残留農薬、BHCが
含まれておるわけでございまして、ただこれは肉の
摂取量の量的な問題等から考えまして、問題がな
いというわけじゃないんですが、非常に大きな
役割を果たすといふ段階では考へておりま
せん。卵におきましても若干やはり残留してま
い。そういうことでございまして、これは引き続き
きい研究を進めておりますので、そういうこと
で処置してまいりたいと考えます。いずれにいた

しましても、飼料の中のBHCを減少させればこ
れはもう牛乳にも肉にも減つてまいるわけでござ
います。そういう方策を強力にやつていくことが
一番根本問題だと、かように考へております。
○田中寿美子君 緊急の問題としては牛乳が出た
わけですけれどもね、ところが、高知の衛生研究
所ではもう昭和四十一年から調べてゐるわけだ
ね。乳肉その他、牛乳、魚、あれが発表になつて
もほとんど問題に仕なかつたといふことは、非常
に私ふしぎに思うのですがね。そして野菜等は
やつてあつた、野菜のほうのデータどんなデー
タが出てゐるのですか。

○政府委員(金光克己君) 野菜につきましては量
的には非常に少ないものでございまして、
野菜につきまして御承知のように、すでに八農薬
の残留許容量もきめております。これは現在十
二食品でございまして、今後引き続きこの食品の
数はふやしていくということにいたしてゐるわけ
でございます。その中にはBHCとかディルドリ
ンとか、みな農薬含まれてゐるわけでございま
す。野菜につきましては、もう規制を行なつてい
るということ、現在までその基準に基づいた調
査におきましては、その基準をオーバーしたとい
うものはない、かような実情でございます。

○田中寿美子君 水や土壌やそれから母乳はどう
ですか。これは昨年来大阪とかで母乳の検査も
してあります。そういうこと当然つかんでい
らつしやるはずだと思ふのですけれどもね。いか
がでしょうか。

○政府委員(金光克己君) 当然土壌の中にも農薬
が残留してゐるということでございます。それか
ら水の中にもやはり農薬が含まれてゐるといふこ
とでございまして、やはり水の中におきまして、
水の場合も全国的に広く調査はまいたしてあり
ませんが、一部調査いたしました資料によります
と、やはり普通は百万分の一でPPMを使ひます
が、PPBと申しまして十億分の一と思ひますが、
そういうことでまいりますと、大体三PPBと
申しますか、そういう程度のBHCが残留され

ているという結果は出ておりますが、この量は全般的な食生活の中における量、これは一般の川水等に含まれているものでございまして、それから井戸水等につきましてはうんと減つてまいるわけでございます。食生活の中におきます全般的量としてはごく微々たるものであるという問題でございます。

○田中寿美子君 それね、国立衛生試験所なんかでちゃんと研究しているのですか、一体。それで、これはここにたとえば大阪の府衛生研で、母乳を、大阪市の母乳、四十四年十二月、母乳から〇二九三PPMのBHCを検出してありますね。それから高知衛生研では昨年六月から八月にかけて牛乳の中にベータ七・一六PPM、牛肉、ベータで一三・六八、鳥肉一・三五というふうなものがでてくる。野菜についてはやつてきた——しかし、もうほんとうにこの点ではよく御存じのはずなんです、脂肪分にBHCが入ってくるわけなんですから。ですから何よりも先に川の水の中に少量でもありましたらそれは淡水魚なんかに入ってくるわけですから、ですからやらなければいけないものだと思います。それから土壌の中にはBHCが毎年毎年たくさん入れ込まれている。午前中農林省の方はそれはほとんど分解していつてなくなってしまうようにおっしゃったのですが、ベータは分解をあまりしないのですね。それでそういうまたベータがBHCの中では一番分量が多い。七〇%のベータです。そういうようなことがあるにもかかわらず、そういう問題はわりあいと無視しておられる。そこで高知衛生研究所の上田雅彦技官は、人体の中に残留する、蓄積されるBHCの研究をされて、ずっときたわけですね。それで私昨日電話でお伺いしましたら、七十四件について人体の検査をした。つまりこれは外科手術がなにかしたときの肝臓とか、じん臓とかの一部を見たりあるいは脳の中樞神経なんかを見ておるわけですね。それらに全部BHCの蓄積があるわけですね。これは何から入っているかといいますと、日常口から入ってくる、食品全体から入っていつて

蓄積されておる。だから、ガンマのことばかりおっしゃるけれども、ガンマのほうは分解して出ていくことがあり得る、ベータのほうは蓄積する。ガンマのほうもやはり蓄積するということを上田技官は言っておられますけれども、いままでの常識ではガンマはみんな流れてしまふようなことをおっしゃることは、一体その点国立衛生試験所あたりで研究したことがあるのかないのか、その辺をはっきりしていただきたいと思ひます。

○政府委員(金光克己君) 高知県衛生研究所で、人体の中におけるBHC等の蓄積につきましても研究しておることは知っております。ある程度蓄積しておるわけでございます。これは神戸大学の喜田村教授等からも発表があったわけでございます。ただこれは喜田村教授等の御意見では脂肪の中に平均一二PPMぐらい含まれておるということでございますが、これは脂肪の中でございまして、肝臓とか臓器等については、大抵約十分の一ぐらいが肝臓とかいう臓器に含まれておる、こういうことでございまして。それから岡山大学の平木教授の御意見も、ずっとお調べになっておられます。大体蓄積する、がまだBHCの蓄積によって障害は起きていないということ、それからある一定以上は蓄積しないと、こういうことを言っておいでになるわけでありまして。それで国立衛生試験所におきまして本格的な研究を始めたのはやはり昨年からでございます。サルによりまして実験を進めております。従来はラット等で研究されておりましたが、ラット等は非常にBHCに敏感だということで、人間に近いサルをもつて実験するのが一番いいということで実験いたしておりました。現在も進めておるわけでございますが、さようなことでございます。研究としては昨年来やつております。かようなことであります。

○田中寿美子君 たいへんおそいわけですね。非常にその辺は疑問持つてすけれども、そこまですべての時間がなさそうですから……。国立衛生試験所あたりで予算も少し、人員も少し、専門家も少しという中でやるといふこと、非常にたいへんだと思うんです。先ほども私は厚生大臣に質問申し上げたのですけれども、国立公衆衛生院とか、それから国立衛生試験所とか二つ以上の機関でこういう動物及びできれば人体も、けが、手術したときなんかの、そういうものの調査なりというのをやるようにして、BHCの蓄積の状況をほんとうにはつきりつかんでいただきたい。それから、BHCだけじゃありませんね、さっきおっしゃったデイルドリンとか、非常に猛毒のある農薬の中にはほかのものも出てくるわけなんです。そういうものも研究を少し大々的に緊急にやつてもらわなければいけない。もしそれでなお予算が足りないと思ふんですが、そうしたら科学技術庁の特別研究促進調整費というのがございまして、あそこを依頼してでも大至急やらないといけない問題だと思ふんです。これはそのときの許容量以下だったからだいじょうぶだなんというところじゃなくて、やっぱり慢性毒性、それから蓄積していく状況、その他のものの相乗毒性もあるわけでしょう。ですからこういうことでも研究をぜひ進めてほしいと思ふんですけれども、それはどうお考えでございますか。

○政府委員(金光克己君) 先ほども申し上げましたように、国立衛生試験所では、いま本格的な研究を始めておるわけでございますが、昭和四十五年におきましては、新規の予算といたしまして食品研究費も計上いたしております。その中でございまして、御指摘のように、必要に応じてはほかの研究費等の御援助も得て研究を進めてまいりたい、かように考えております。

○田中寿美子君 その点は遠慮しないですぐやらないと人間の生命に関係します、ゆくりしておりますと。これはいつもこういふ種類の公害とか、有害な物質というものは早目に手を打たなければだめだと思ひます。そこで牛乳の問題ではまだ盲点であつたかのように言われることは非常に私は不可解なことなんです。この委員会の前に何人かの農林省の方にもお会いしましたけれども、まさか牛乳に出るとは思わなかった、盲点であつたといふことをおっしゃるのですが、これは非常におかしいので、ほんとうにそう思つておられたのか、あるいは急に発覚したのでそういうふうな言われたのか、私はおかしいと思ひます。そこでけさほどから申し上げましたその四月二十一日に発表される以前に、十二月の段階でもうすでにわかつていた各地の牛乳の汚染について、まず農林省に対してどういふふうな申し入れをし、どういふ対策をされたかということ、それから酪農家に対してはこれは直接には農林省だと思ふんですけれども、厚生省のほうでは業界に対して指導したかどうか、一体どういふようなことをなさつたかといふことですね、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(金光克己君) BHCが牛乳の中に入り含まれておるといふことは昨年十一月の調査でわかつてきたわけでございます。一部のデータがわかつてまいりまして、さっそく農林省のほうには申し入れをいたしまして、なぜBHCが残留するかという問題につきまして追及を行なつてもらうといふことを申し入れると同時に、また中途過程におきましてどうも飼料の中の稲わらが一番問題だといふ問題も提起されてまいりましたので、そういったことにつきましてはさっそく措置を講じてもらいたいといふこと、それから御承知のように、十二月の初めに業界に農林省の指導でBHCあるいはDDTの製造も中止したということ、それから飼料に使うものには散布しないというふうなことにございまして農林省のほうで指導してもらつたこと、かようなことでまいりまして、実は三月までの結果調査におきましてある程度もう少し減るのではないかという実は希望も持つておつたのでございます。ただ、一月、二月はまだ稲わら以外の飼料もなかなかわかに切りかえられないといふこと、農林省の指導も一月の末に大々的といふんです、本格的な指導が始まつたといふようなことで、二月の段階ではどうもまだ結果が出なかつた、三月の調査結果におきましては

ある程度減少の傾向が見られておる、そのようなこととございまして、そういうことで進めてまいっております。今後飼料の切りかえにつきましてもは強力に推進していくことを農林省とも協議いたしておるわけでございます。

それから業界に対しては、これも昨年末末BHCの残留につきましても業界自体としてもいろいろと検討をして、その対策を講じてもらいたいというようなことを申し入れて、業界自体もいろいろと飼料を切りかえればどの程度減少するかというようなことも検討されたというような経過でまいっております。

○田中寿美子君 問題は、そのBHCに汚染された稲わらを一切使わないという方法がそのときは一番緊急のことだったと思うのですが、それが必ずしもそうはいっていないと、これは私も末端の酪農家のところでそれを発見したわけですが、何カ所か全然農林省の通牒なんというようなものを知らない農家がたくさんいたということなんですね。ですから、私はその間の対策が非常に緩慢であつたと思つておるのですが、そこに一体厚生省と農林省との指導の面でもっと厳格目のところがあるまいかというのです。それでどうもちゃんといてないということを感ずるわけなんです。

そこでそのことに関連して、BHCの製造中止、これは十二月の十日に製造中止をされた。この問題なんです、先ほど農林省の方に伺つて、中止ということ自体は、非常にいいものだと思つてゐるわけなんです。製造を中止しても、在庫量がたくさんあつて、これは使用することはできるわけですね。それで、指導としては、稲の穂ばらみ期までは使つてもよろしいというわけですから、全面的に使用わけですね。それは土壌にも残るだらうし、水にも残るだらう。農林省の人はそんなには残らないように言われますけれども、これは、私は、厚生省の人は十分調べなければならぬ。水や土壌に、それから米にははたしてどれだけ残るか。これはどうしても四十三年度の米

については、これは調べてもらわなければならない。ですからよいその調査が必要なんですけれどもね。

そこで、これは農林省の方ですが、さっき私が質問していたときに、農林省の方がくだらない質問をしていてと言われたらしいけれども、私のほうから言えば、答弁が実にくだらなかつた。私がお尋ねしたことに対して、具体的には答弁にならない。そこで、つくつてきた作文をべらべらしやべつておられたけれども、私たち、これは質問時間に限界があるんです。たくさん質問をつくつてきたのに、みな飛ばしてゐるわけですよ。もつともつと言いたいことはあるのです。

そこで、さっき、BHCの総量に対して——製造量ですね、私が、BHCのガンマ、ベータ、その他全部を含めての農薬の製造量、四十四年、四万三千トン製造してゐるといふデータがあるのですが、そのガンマBHCのところだけで言つていられつゝのですね。そこでリンデン化したガンマBHCのことだけ言わないで全量、BHC全体、これがどのくらい在庫して、今年度どのくらいを使うんで、そうして輸出にはどのくらい回すのだ、その大部分が全購連の手にあるなら、これは一体どう処置していくのか。今後、まだ流れてBHCが出回るのはないかという疑いを持つてゐるのですよ。その辺、もう少しはっきり具体的に答えてください。

○説明員(遠藤寛二君) ガンマBHCの部分だけがそれだけ出てゐるといふんじやございませんで、BHCがベータ、アルファ、ガンマとございまして、それをガンマBHCに換算してというお話でございまして。要するに、原体という意味でございまして。原体としての意味はそうでございまして。それで、実際に製剤になります場合には、粉にしてまきます場合、水和剤としてまきます場合、混和剤としてまきます場合といふいろいろございしますが、一がいに私のほうでBHC何万トンと申しませんが、全体の量をガンマとして計算をし直した場合の増減がありますので、先ほど申し上げ

ました数字は原体としての全量に当たるわけでございます。

それで、その量がガンマBHC換算でいきまして、平ばい、大体現在在庫いたしておりますのが先ほど申し上げました二千五百トンでございまして。で、その二千五百トンのうち、通常、大体七百トンが輸出に回るわけでございます。それで、そのままでいけば残りの国内向けに使われますものは四十五年で千八百トンくらいあるわけでございます。これは全部全購連というわけではございません。全購連と商社系統と両方ございしますが、おもな部分は全購連系統組織で流れてゐるわけでございます。

それで、どうなるのかというお話でございますが、私どもはもうとしましては、先ほど申し上げた御説明申し上げたわけでございますが、稲の病害虫、特に二化メイエ虫の防除剤の半分がいままでBHCにたよつておりましたものですから、急速に切りかえができないという事情がございまして。

それから、流通いたします稲わらというのは、全体の稲わらからいたしまして、大体えきになつてゐる稲わらの量は、これも推測でございすけれども、大体一割ないしそれ以下であるということでございます。えきに関係のない稲の部分まで、全部、全面的に禁止をいたしますことも少し問題がございすので、それに全面的に切りかわりました場合に、稲のメイエ虫の一化期から全部田植前となり、あるいは低毒性の有機磷剤に切りかえるということとは、いままでのなれの問題もございすし、実は薬の製剤が間に合わないというお話でございます。先ほど先生は穂ばらみ期までとおっしゃいましたけれども、穂ばらみ期はもうだめでございます。穂ばらみ期にかかつてはもういけないので、それ以前ということ、大体一化期の一回目ということにしておるわけでありまして、その分でございすので、先ほど申し上げましたように、大体稲のわらの中に残りますBHC、これもガンマ換算でございすますが、ガンマ換算で

○一PPMのオーダーになりますので、それが牛乳という形になります場合には、厚生省のほうで安全と言つておられる限界をはるかに下回るといふこととございすので、一応は第一化期までにした。それも、なおかつ、万一の場合、稲わらがえきに流れるという場合があつても、そのときに押えられるということとございす。

それからもう一つは、とにかくえきに回るものにつきましても全部押えていきたいということ、先ほど申し上げましたが、地域的な防除組織というものがございすので、その中で毎年防除ごよみというものをこしらへまして、どの薬をいつまくということをきめまして、共同でまくということが大体の主流をなしておりますので、そういうものからはずれてしまつてえきに回るもの、あるいは流通稲わらになつておるといふようなものにつきまして禁止の措置をとつていきたい、それによりまして切りかえ期まではやつていきたい、そういうふうな思つております。

○田中寿美子君 そうすると、来年はBHCは大体消費してしまつて国内向けはなくなるといふうなことに、あなたの説明だとそうなるわけですが、それからもう一つですが、私は今度の牛乳の汚染のデータを見まして、そしてこれがBHCの使用量と対応してゐる、並行してゐるという説明がついてゐましたから——それで農林省の方に、昨年度のBHCの生産量と消費量地域別に見せてくださいといつたら、それはくだらないで、牛乳の量とか作付反別とか、私の求めてないものをくださつたわけなんです。それで明らかにBHCをたくさん使つたところでたくさんのが出ていたに違ひないわけなんです。BHC消費量というものをあとで——私いま時間でございますからもうやめなければなりません——そこでひとつ要求、これは厚生省のほうに、先ほど申しましたように、BHCについては米、稲わら、米でも玄米と七分づき、それから精白米、これは心配です。これは体内に蓄積していく可能性があるので、それから土壌、水、これは井戸水

と飲料水、それから牛乳・乳製品、それから肉類、魚、卵、そういうものについて継続的にぜひ検査をしてほしい、さっきも申しましたように、国立衛生試験所、公衆衛生院、さらに科学技術庁の調整費を使うとか、こういうことでやってほしいということなんです。もう一つは、外科医が解剖するときに、その人体の中の脂肪分の多いところで調べてみてほしい、そういうようなこと。さらに動物実験ですね、さっきおっしゃった、サルでやるとおっしゃったけれども、サルだけではたしていかどうか、ラット、マウス、そういう敏感なものもやってほしい、それから妊娠中のそういう動物がどういう反応を起こすのかというようなことも、どうしてもこれは緊急を要するものですからやってみてほしいんです。それから塩素系の農薬、BHC、DDTその他まだいろいろありますね。あまり発表されていないけれども、ディルドリンとかドリリン剤、そういうものに対してこれを調べる方法、厚生省が農林省に言い、農林省が通達を出し、そしてそれが下部へどうなっているかというようなことについて、実際にモニターする制度がないんです。それをぜひ確立してほしいということ。それからもう一つは、これは公害部長さんがいられるかどうか。さっきから申しておりますように、環境汚染に関して、やはり農薬というのを公害の中に入れて対策を立てるべきだと思つたので、その点、それだけです。まずそれについての局長の御答弁を伺います。

○政府委員(金光克己君) 第一の問題で、米とか井戸水、土壌、それから牛乳のほかに肉、魚、乳製品といったものを継続的に調査していくというところは、御指摘のように、現在の全国で組織しております八ブロックに分けての研究班で継続的に調査していく予定でございます。

それからお米の問題が出ましたが、いままです調べた範囲では精白米の中にはBHCはほとんど含まれていないということでございます。それから第二番の外科医等の病理解剖のときの

体内における蓄積量あるいは障害についての研究でございますが、これはぜひひとつ統一的にやってもらいたいと考えておる一項目でございます。それから塩素系のその他の農薬の問題でございますが、これにつきましてはエンドリンとかディルドリンはもう現在検出もいたしておりますけれども、これは毒性が強いございますので、使用をとめておる、かような実情でございます。なおモニターと申しますか、どうやってチェックしていくかという問題につきましては、実態的に検査いたしますのは、各都道府県の衛生研究所がやっておりますので、これは連絡は十分やっておりますわけでございまして、農林当局と連絡をとりながらやっておりますのでございまして、公害との関係につきましては、先ほど大臣からもお答えしたようなこととございまして、いろいろと研究はしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○田中寿美子君 こうやっておりますじやなくて、実情がたいへん違うのですから、私はほんとうにモニターができて、そしてそれを改善できるような方策をほんとうに考えてほしい、こういうことです。それから最後に、委員長にお願いしたいのですが、資料要求をしていただきたい。これはアメリカのDDT報告書というものが厚生省に來ているはずなんです。非常にこれは膨大なものなんですけれども、DDTという塩素系殺虫剤で、体内に非常にたくさん蓄積する薬品でございますから、これがもちろんBHCにも大いに参考になるわけで、ですから、このDDTの報告書を国会にもいただきたい。この委員会に要求していただきたいのです。お願いします。

○委員長(松井誠君) 日本語訳ですか。○田中寿美子君 いま訳されていないんじゃないでしょうか。原書で来ていると思いますが、どうですか。

○委員長(松井誠君) 原文のままでいいですね。○田中寿美子君 原文のままでけっこうです。○委員長(松井誠君) 厚生省、それはありますね。

○政府委員(金光克己君) 一部の資料でございますが、わかつておる範囲でひとつ提出したいと思っております。

○委員長(松井誠君) では提出方を要望しておきます。○小平芳平君 水質の問題についてお尋ねいたします。今回のこの法律改正によって水質の汚濁を防ぎ、また水質の保全をしていくというのが趣旨であるのは当然であります。いかにしてこの効果をあげていくかという点から若干質問をいたしたいわけであります。

前回の特別委員会には企画庁の政務次官がおいでいただいたおりました。また、つい先ほどの厚生大臣にも質問した点であります。水銀につきましまして、いままではメチル水銀が規制の対象になっていたわけですが、前回の委員会及び先ほどの厚生大臣の答弁によりまして、厚生省としてはエチル水銀の排出規制をすみやかに実施するよう意見書を企画庁に申し入れたいという点が一つです。

それからもう一つは総水銀、トータル水銀についての排水規制を環境基準の項目に加えることについて検討を進めていきたい、こういうふうに厚生省からは答弁がございましたが、実際に基準をおきめになる企画庁ではどのような予定をしておりますしやるかお伺いしたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) エチル水銀も含めましてトータル水銀について、これを追加すべく目下検討しておりますのでございます。

○小平芳平君 そこまではこの前も伺ったわけですが、大体いつごろの見通しでありますか。

○国務大臣(佐藤一郎君) この次の審議会がたしか五月の末ごろになると思っています。それまでに調整をはかってそこにかかけたい、こういういま目途

でやっております。○小平芳平君 それから今回のこの改正は、指定水域の水質の測定というところが出ております。関係都道府県知事は、当該指定水域の水質の汚濁の状況を把握するため必要な測定を行なうものとする。この点については監視体制が実際にできるものかどうか、実際にそういう監視体制があるいは測定する機具、そういうものができるものかどうか、当然これは少なくとも指定水域についてはそういう測定をする、監視をするというところは当然なわけですが、どの程度可能な見通しかどうか、その点について。

○国務大臣(佐藤一郎君) 現在御存じのように、われわれもできるだけ水域の指定を急いでおるわけでございます。そうしてなお企画庁がいわゆる水域を指定しない部分につきましては、都道府県が条例でもってこれを指定する、こういうことでできるだけ遺漏のないようにしてらう予定であります。そうしてそういう地域については当然監視を行なわなければならない、こういうことになっております。ただ全然目下指定をしていない地域についてはまだ、まだ手が届いておりません。まず指定水域を中心にしてできるだけその充実をはかるという実情になっております。

○小平芳平君 そういうふうに答弁されますけれども、あと実際に私が具体的な川をあげて厚生省のほうへ質問いたしますから——現状はいかに監視体制ができていないかということがあつたわけですね、問題点としまして、実際大気汚染はある程度観測器、テレメーターなどを使ひましてやっておりますけれども、川の汚濁汚染は実際にできていないんじゃないですか、いままでは。いかがですか。

○政府委員(西川善君) 現在まで指定水域につきましては、アフターケアの予算を各地方公共団体に配賦いたしまして、指定いたしました以降の流水の状況についてどういう状況になっているかというのを監視いたしてまいりました。それが必ずしも十分でなかったというところはある程度ある

かとも思いますけれども、今回流水につきま
しての環境基準が設定されたのを機会に流水
基準、環境基準が維持されているかどうかとい
うことにつきまして、これは非常に重要な問題で
ございますので、今後監視測定体制の整備要綱とい
うものをまとめまして、それに基づいてこの体制
を整備してまいりたい、このように考えておりま
す。

○小平芳平君 まあこれから整備する段階だと思
うのです、それはもう大至急整備してい
なければ、せっかくできた環境基準も意味をなさ
ないわけですから。

そこで厚生省に伺いますが、先ほど厚生大臣
は、全国の公共用水域について水銀の汚染状況を
調べたいと言われたのですが、私は、これは厚生
省で聞いた数字ですが、これでよろしいですか。
四十二年の調査で、水銀を扱う化学工場が百九
十四あった。その後調査を進めた結果、四十二年
四十七工場、四十三年度十五工場、四十四年二
十二工場、四十五年は二十ないし二十五工場の排
水について調査することになっていると、こういう
数字でよろしいでしょうか。

○政府委員(城戸謙次君) 大体合っておりま
すが、少し細部違っておりますので申し上げます
と、最初に言われました百九十四工場でございます
が、これは四十年十二月末で調べましたのが百
九十四でございます。その後大体二十程度が事業
をやめるとかあるいは工程を転換するとかという
ことで対象外になっておりますから、この数は若
干減っていると思います。それから私も調査
をしました数は、これは実は一つの工場を二度
やっているのがありますので、実数で申し上げま
すと、四十一年度が三工場、四十二年度が四十七
工場、四十三年度が十二工場、四十四年度が二十
工場、ここには工場のほかに鉱山も一部入って
おりますが、実数で八十二事業場、鉱山、そういう
ことになるわけでございます。そのほかダブッ
てありましたのございますから、延べでいきま

すと百五鉱山、事業場ということになっておりま
す。

○小平芳平君 したがって、実際問題としては、
この程度の能力しかないわけですか。この程度で
いきますと、全水域にわたって——水域といっ
ても全く水銀に關係がないというふうに見られる
ところも多いでしょうけれども、せめてこの辺はと
思うところを終わるのは何年くらいかかる予定で
しょうか。

○政府委員(城戸謙次君) これは実は水銀問題が
いろいろやかましくなりましたから私も厚生
省の立場で重点的にやっています数字でござい
まして、現に通産省のほうでも一部やっておられ
ますし、それから工排法の特定施設に二つ、食塩
電気分解工場あるいは塩化ビニール合成の工場と
いうふう指定されてから、経企庁のほうで
もその二つに重点を置いて調査されているわけ
であります。私もとしては、むしろそういう調査
がなされないような中小のものがございまして、
こういうものを中心に今後はやっていきたいと
思っております。

なお、先ほど申し上げましたのは、工場調査と
して私も対象としましたものの数でございます
が、そのほかに、河川をとらえまして河川の調
査あるいは海域の調査をやったのに関連しまして
若干の数の工場等を調査をいたしております。

○小平芳平君 したがって、厚生省としては
大体調査したいところ調査しつづつあるとい
うことなんでしょうか。それとも水銀問題がや
かましくなった現在、もっとも充実した、拡大
した調査を計画しなければならぬか、その点
の見通しはいかがですか。

○政府委員(城戸謙次君) 私どもとしては、
この全数を全部常に把握していくというかつこう
の調査でございまして、むしろ一番問題のあり
そうなどところを重点的にとりあえずやるというこ
と、あるいはモデル的な形でいろいろ種類
の水銀あるいはその合成化合物の使用工場を調査
するという点、こういう点をやってまいっており

ますので、ほぼ現在までで所期の目的は達したと
思っておりますし、今後はむしろさつき御指摘の
ような常時監視測定、そういうものにいかにかの
けていくかというところに一つの行政としての取
り上げ方の問題があるかと思っております。

○小平芳平君 それにしても、たとえば富山県で
いけば、小矢部川の調査は四十三年からやって、
ようやくことしになって指定になる、神通川のほ
うはことしから本格的な調査に入るというふうな
話も聞いたんですが、そうなんですか。

○政府委員(城戸謙次君) 小矢部川につきましては、
前に問題が起こりました時点でいろいろ調査
も厚生省としていたしましたが、その後経企庁の
ほうでもいろいろ調査なさっておるということ
を聞いております。神通川のほうは、四十二年から
実はさつきもお話ししましたように毎年調査をい
たしてまいったわけでございます、対象の工場
が見つからなかつたということで、主として河川
の魚類とそれから河川の泥質の調査ということに
これまで終始してまいったわけでございます。

○小平芳平君 経企庁はいかがですか。厚生大臣
は全国的な水銀調査をしたいといつて答弁されて
いたわけですが、神通川の調査を四十五年にやる
というんですが、それはもう四十二年からの話な
んですが、四十五年、いまになって本格的な調査
に入るなんというのは、非常に立ちおくれている
じゃないかということをお尋ねしているわけ
です。

○政府委員(西川喬君) 経済企画庁のほうでや
っております調査は、これはいわゆる水質保全法に
指定するということで、汚濁全般に関する問題、
水質全般に関する問題を取り上げるということに
なっております。特定の物質の問題に關しまして
は、御承知のように、メチル水銀につきま
しては、これはメチル水銀を出すところがある工場全
部現在指定水域にしているわけでありまして、神通
川におきましても岩瀬河のところが指定にな
っておりますが、それ以外の一般的な問題に關しま
しては、いま先生おっしゃいましたように、神通
川におきましては四十四年度に指定調査を行ない

まして、四十五年度、本年度基準設定の調査を行
なうことにいたしております。

それから小矢部川につきましては、もうすでに
調査を終わっておりますので、部会を設置いたし
まして、本年度水質基準の設定に入る予定にいた
しております。

エチル水銀につきましては、メチル水銀を規制
いたしましたときに、実はまだエチル水銀の毒性
について明確な結論が出ておらなかったものです
からおきましたので、今回このような問題が出
てまいりましたので、エチル水銀につきま
して、早急にメチル水銀と同様なおそれのある工場
全部について規制をかけた、このように考えて
おります。

○小平芳平君 いま公害部長さん、所期の目的を
達していると言われますけれども、いまのような
実情だと非常に地元民が不安なんです。ですから
まだまだこれからずっと具体的にあげていきま
すけれども、いまのような公害行政で十分の目的を達
しているというわけにいかなくて、なかなかそれ
は時間がかかることもやむを得ないとは思いま
すけれども、神通川も基準の設定の調査にことし
かるといふわけでしょう。ですから、小矢部川
は、もう四十三年度の時点で問題になった問題で
しょう。そういうように時期的にずれていくとい
うことが、非常にその間地元民が不安な思いを
しなければならぬから、そういうことがないよう
な運営をしていただきたい、これは当然のことだ
と思えます。

それからちよつと時間の関係で次の問題とし
まして、先ほど業務局長からは、薬事法によつてそ
の製薬工場が排水による汚濁が激しいようなとき
あるいは設備が非常に悪いようなときは、操業を
中止させることもできるし、許可の取り消しもで
きる、このようにおっしゃっているわけですね。
そうしておいて、今度は実際に福寿製薬はどうし
て操業をやめたかといえ、それは自発的にやめ
ていると言っているわけですか。ところが、主務大
臣から知事が委任をされているんだから、中止命

令を知事が出すことができるんだというふうにも先ほどおっしゃったわけですね。そうしますと、許可をするか、許可を取り消しするか、それは薬事法により厚生省とともにまた知事が中止命令を出せるわけですか。

○政府委員(加藤威二君) 最初に知事の問題を申し上げますが、私が先ほど御説明申し上げましたのは、工場排水の規制に関する法律、これに基づきまして、ですからこの法律が適用ある場合、これは指定水域の場合でございます。ですから一般論として申し上げましたので、要するに、この法律が適用されております場合には、厚生大臣の権限が知事に移っております。しかし、いまの神通川のこの場合には、これは指定水域になっていないようでございますので、したがって、この法律が動かないと、こういうことでございます。そういう場合には、それでは何にも法的にその規制ができないのかということがその次の問題になってまいりますが、これは薬事法では少なくも立法当初の経緯をいろいろ調べてみますと、許可を与えます場合に、必要な構造、設備を要求しているわけでございます。製薬企業に対しては、その場合に、その必要な設備の中に、排水及び廃棄物の処理に要する設備または機構が備えられているというところが一つの条件になっているわけでございます。しかし、立法当時の模様を聞いてみますと、どうもその当時はやっぱり公害というようなことはあまり頭になくて、薬事法で一番大事なことは、製薬企業でできます製品が不潔にならないように、その安全性、それを非常に重点に置いています。構造、設備等も、したがってその工場の中をきれいにするために、ちゃんと排水設備なんかが必要である、こういうのが立法当時の考え方であつたようでございます。しかし、法律の条文なりあるいは省令をそのまま読みますと、しかしそれで外に流すものはどんなきかないものでもないかどうかということになってまいりますと、それはいいとは書いてないわけでございます。

ら、したがって、法律の解釈をいたしまして、私もいろいろ協議いたしました結果、いまの薬事法で、そういう外に流すのに非常に有害なものを流すと、それによってその地域住民の健康を害するという場合には、当然これは薬事法でも規制できるんじゃないか。そういうぐあいに解釈を要するべきだということで、私もいろいろいたしまして、この法律の条文から当然読めるものから、それで先ほど申し上げましたように、とにかく最初まず公害関係の法律を適用すべきでありますけれども、それが適用されないという地域について、少なくとも薬の製造工場がきたない、あるいは有害なものを流すというところは当然薬事法で規制すべきじゃないか、そういうことで申し上げた次第でございます。

○小平芳平君 ですから、私の質問に対して別の答弁なさったわけですね。要するに、私が質問した点は、県のほうでは厚生省のほうから許可を受けてあの工場はできていんだと、ですから厚生省のほうで操業の中止とか改善命令とかそういうことはやってくれないか困るんだと、こう言っているわけですね。ですからそういう点、厚生省までせだ不安だから、知事にそういう権限を与えて、地元でそういうことができるようにして、もらったほうが安心なんだという意見があるわけですね。その辺、いや知事がやらなくても、薬事法によって厚生省がきわめて厳密に監督をしているというならそれでもいいわけですね。したがって、それでは厚生省として、その製薬工場を許可してからどのような監督をしてきたか、これはゼロじゃないですか、監督はあるいは排水の規制とかそういう測定なんというものは全然タッチしていないわけじゃないですか、いままで。

○政府委員(加藤威二君) 先ほど申し上げましたように、私どものほうの薬事法関係のいろいろな監督と申しますか、監視、指導という点におきましては、確かに公害的な面の方というものが十分であつたということは、これは結果的に、こういう最も衛生上注意しなければならぬ製薬工場からこういう不祥事件を起こしておるわけでございますから、私どもは監督十分であつたということはどうも申し上げられないのでございますが、私どももいたしまして、いままでの考え方、そういう工場から出します排水その他による公害問題については、都道府県の公害の条例とか、そういうものが主體的にやるから、そちらのほうでちゃんとやっていくというふうな気持ちがあつたわけでございますが、今後は薬事法の運用という面からも十分気をつけてやってまいりたいと思ひます。

○小平芳平君 そういう同じ厚生省内ですら公害がやっておるだらうと思つたらやてなかつた。それでは困るわけですね、実際。まだこれから毛髪検査を始めるということですが、実際大臣は先ほどから、幸いに被害者が出ていないと言われたけれども、実際被害者が出ていないかどうか、これから検査するんですから。そこでもって行政が、県では国だ、国では県だ、あるいは国の中でもそれは薬務局だ、それは公害だと言つて、結局その抜け穴になつていたところで被害者が実際に出たらどうするか、実際に被害者が出たら、その人が一人であつても二人であつても重大な問題だと思ふので申し上げておるわけですね。それから次に、先ほどちょっと申しましたように、県の条例には水銀化合物を入れてない。その水銀は使用工場が知事に届け出なければならぬ。となつてはいるが、これは工場排水という点からいへば水銀化合物も入れるのが当然なんですね。先ほど大臣は、それは当然だと言ひながら、自分はいらうとだからとよいことをつけてしまわれましたので、ひとつ専門家にお聞きしたいわけですね。

○政府委員(加藤威二君) 私どももこの話の報告を聞きまして、県の条例では水銀の場合には届け出るように、ところがここで使つておられますのは水銀ではなくて水銀化合物だから、それで届け出なかつた、県のほうにも問い合はせたらそれはいいんだと言つたということを工場のほうで

申しておりますが、これは水かけ論で証拠も何もないわけですが、私どももいたしましては、その点非常におかしかつたという感じが率直に申し上げればするわけでございます。

○小平芳平君 したがって、条例に水銀化合物を入れるのは当然だ、こういうわけですね。それから次に、先ほどやっぱりこれもお尋ねした点ですが、五月一日の厚生省発表によりますと、熊野川のウグイの汚染については、ずいぶん報道されてきたし、また県もそのことを認めているんですが、厚生省の調査によりますと、熊野川の場合はアユも落ちアユの汚染がはなはだしい、ウグイ並みの汚染が認められたということがあるんですが、それで県と厚生省が見解対立というふうな報道されておりますが、この点はいかがでしよう。

○政府委員(城戸謙次君) 熊野川のアユについては、特に落ちアユにつきまして最高五・八四PPMというふうな認められた。つまり四月、五月の放流時におきましては非常に低いんですが、この調査時点でございます。九月の落ちアユの時期には非常に高い数値を示したということでございます。これは見解対立と申しますか、具体的なデータについての発表でございますので、対立ということじゃないと思ひます。

○小平芳平君 それはそれですけれども、問題にしないではいけません。問題にしないで、それは問題にすると、要するに、ウグイだけだと、あとはだいたいようぶとなればアユは売れるわけですね、アユもあぶないとなつたらウグイとともにアユも売れなくなつちゃうわけですね、それは非常に漁業者にとつても生活問題であります。また、実際食べる人にとつても健康上の重大問題になるわけですから、その点はやはり見解対立じゃないという簡単な問題じゃなくて、やはりこれを、こういう結果が出た、どう評価するかということ、県と厚生省がよく打ち合わせしてくれなくちゃ困ると思ふのです。

○政府委員(城戸謙次君) たいだいまのような問題もございまして、私もとしましては、この五月から十月まで毎月アユの水銀汚染調査をいたしまして、その分析及びデータの公表を特にスピーディーにやるといふことで、一般の方の心配が生まれぬようにやってまいりたいと思っておりますけれども、いま持っていますデータの範囲では、秋の落ちアユだけにつきまして高い数値が記録されているといふことしか申し上げられないのであります。

○小平芳平君 それから今度は水道のことについてお尋ねしますが、布瀬という地区があるわけですが、この布瀬の町の人たちは、多くはイタイイタイ病のときに水道を引いたわけですか。ところが、現在まだ井戸水を飲んでいてる人がいるわけですか。それは、借家に住んでいるために、大家さんと話し合いがつかないというか、大家さんも積極的に水道施設をつくらうという気持ちがないのか、いずれにしてもいまだに井戸水で生活をしている。そうなりますと、主婦の方で水銀ノイローゼになってしまつて、とてもこんなことには住んでおれない、どこかほかに移り住みたいといふようなお話、あるいはまた、水はこわいからといって、水のかわりに牛乳を子供に飲ましていて、ところが牛乳もだめらしいですね、今道の報道によりますと、そういうわけで、いまさしあたってお尋ねする点は、こうした地区には積極的に水道を引くように、大家とその借り主の間に話し合いがつかないというふうな状態で放任される地区がないようにこれは積極的に進めなければならないと思いますが、それから実際問題われわれは水銀が井戸水にどう影響を与えるか、あるいはどのくらいいたつたら影響が出るものか、その二つの点についてお尋ねします。

○説明員(国川建二君) いまお尋ねの、水銀による井戸水の汚染問題、水道を引く話でございますが、今回の場所を地域的に申しますと、現在すでに

に富山市の水道事業の給水区域内に一応入っております、住民の方から要望があればいつでも水道を引ける態勢にあるわけでございます。しかしながら、いまお話しございましたように、借家に住んでおられる方などになりますと、その水道工事やります場合に、費用の負担は住んでいる方の負担になるわけでございますが、やはり借家などになりますと、若干その間に大家と借家人の間の民事的なと申しますか、そういう関係がございまして、そういった話をつける必要がどうして特別にあるだろうと思ひます。ただ、水道の立場といたしましては、そういう住民の方の御要望があればいつでも引ける態勢にいたしておりますし、また、問題等がございましたらば積極的にそういった水道を引けるようにいたしたいといふように考えております。

それから井戸水に対する汚染と申しますか、影響の度合いといふことでございまして、これはやはり地質的にいろいろな場合がございまして、必ずしも川の水がそのままストレートに地下水になつて井戸に出るとも限らないのでございまして、いろいろな場合がございまして一がいに申せませんが、前回のイタイイタイ病のときなどにおきまして例から見ますと、カドミウムにつきましても、地下水を使つておる井戸におきましては全部検出されなかつたといふような例がございまして、今回の熊野川の下流域はどのようなことになっているかはわかりません。現在市におきまして必要な部落の中から抽出しまして採水し、現在県衛生研究所で研究中でございます、今月一ぱいまでくらいにはその結果がわかるだろうと思ひます。したがういまして、現在までのところ、地下水における汚染といふ点、影響はまずないだろうといふように思つてはおりますけれども、念のためそういったことを調査を続行いたしておきまして、それによつて必要な措置をとりたいといふように考えております。

○小平芳平君 そこで厚生省は、神通川の汚染対策としては川魚を長期にわたつて大量に食べない

ようにという指導を出しているわけですね。そうなりますと、実際にウグイは地元の人々が食べている。神通川の流域の人たちはむしろ食べないで、岐阜県とかあるいは富山県の砺波地方とかそういうほうへ売りに行つていられるわけですが、ところが、大量に食べるとあぶないぞなんという魚は買つてくれないわけですね。当然これは補償の問題を考えなくちゃいけないわけですが、その点について農林省、水産庁のほうから、その点が一点、それから時間の関係でもう一つついでに御質問いたしますが、厚生省、それから企画庁、それから水産庁の方それぞれにお聞きしたいのですが、神通川にはマスやそれからアユが死んで流れてくるということがたびたびある。そこで地元の水産組合の方が、神通川の支流の井田川というところに日産化学の工場があるのですが、その排水路の近くにイけすを洗めた。ところが、一番排水路に近いイけすの中では二十四日に沈めたものが二十七日にウグイ、フナ七匹が全部死んでしまつた。そこでまた新たなウグイとフナを四匹入れておいたら、三十日に全部死んでしまつた。そういうわけで神通川——神が通る川といふ、昔はきれいな川だつたでしょうけれども、いまはまるきり都市下水とあるいはそういう工場排水とそれからそういう魚の死体が流れるような、そういうことになつていふのが現状なんです、この点はそので漁業組合の方がその水を持って、県の衛生研究所へ行つて分析してもらおうとしてもなかなかおあいそれといかないですね。衛生研究所では一体それを何を検査してもいいのだからと、ところが、そう言われても漁業組合の人たちはどういふものを検出してもらいたいのかという知識がないから何といふことも言えない。ところがまた一方では、工場のはうではそれは都市下水のせいで、魚は死んでいふことは間違いないわけですが、そういう点はどうでございますか。一体企画庁長官どう考えられますか。あるいは厚生省それから水産庁に補償の問題をお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) ちょっといま私のほうでもわかつておりませんから、これは至急調査を、本年度の基準調査に入つて、至急調査をする以外にないだらうと思ひます。

○政府委員(藤村弘毅君) たいだいまお話しのような場合は直接の被害ではございせんけれども、加害者が比較的现代の場合にはつきりしてありますので、民事上の問題として製薬会社と漁業組合の間で、もし損害が明らかになりますれば話をするように指導いたしたいといふふうに考えます。

○政府委員(城戸謙次君) たいだいま井田川の問題につきましては聞いておりますから、県のほうに連絡してみたいと思つておりますが、先ほどお尋ねございましたアユの問題でございまして、熊野川の落ちアユの中に非常に高いのがあるといふことを申しまして、今年度におきましては月ごと調査をしていこう、こういうことを申し上げたわけでございますが、私どものほうは、いま大体推測してございまして、私どものほうは、ちょうど解禁の時期後のしゅんの時期六月、七月、このような時期ではおそらく問題はないだらうと考えております。これは調査の結果でないとはつきりしたことは申し上げられませんが、私どものほうで見当つております点では、おそらく六月、七月あたりでは全く問題ないのではなからうかと、かように考えております。

○小平芳平君 時間ですが、要するに、化学工場の排水によつて魚が死んだのか、あるいは都市下水の排水によつて魚が死んだのか、魚が死んだことは間違いないわけですが、それは一体どこで、どこへ持つていけばいいのですか、そういう。

○国務大臣(佐藤一郎君) 先ほどもちよつと触れましたが、私のほうではまだこの地域を指定水域にしておりませんでしたので、普通の場合であります、そういう場合に県の条例でもつて指定しておるはずであります。しかし、いまの模様であります、どうもそこまで進んでおらないようであります。企画庁としては四十五年度の計画に

入れてありますから、そこでもって至急に調査をいたしまして、そうして水質基準の設定をする、そういう手はずになっております。

○須藤五郎君 この前の当委員会におきまして、先ほど政府によって発表されました水質環境基準について私は質問したわけでございますが、この環境基準をもって水質の汚濁が完全に解消できるものというふうには私は簡単に考えていないわけですが、しかしながら、あまりにもよれ切った河川を少しでも改善するためには、政府がこの基準を達成するために具体的な施策を立てていくことを私は強く希望しておきたいと思っております。こうした意味から、大都市における河川の汚濁を解消する上での最も関係の深い下水道整備拡充について少し質問をいたしたいと思います。

私の手元にあります最近の資料によりますと、東京都内目黒川太鼓橋付近でBODが四〇PPMになっております。それから神田川、これは河口でBODが三〇PPM、それから私の住んでいる大阪の市内であります、寝屋川、これが京橋のほうまで参りますとBODが五〇PPMになっております。また神崎川新三国橋付近ではBODが三六PPM、こういうふうな報告されておるのです。特に神崎川では、私は四十年前に大阪に参りまして、毎日この川の上にかつておる鉄橋を渡って大阪と宝塚の間を往復しておったわけですが、その当時はこの川で実はみな水泳をやっておった。ところが、今日この橋の上を通りますと、もうくさいにおいがふんとしましてとてもいやな感じがするわけなんです、こういう点から見ますと、まさにこれは川ではなく、ふたをしていない下水だと、こういうふうな言っても差しつかえないような状態に今日なっているわけなんです。ところで環境基準によりまして、こうした河川についても向こう五十年間でBODが一〇PPM以下にすること、こういうふうになっていると思ひますが、そのためには工場排水の規制を一そうきびしくするとともに、家庭用の排水を下水道に流し込む、こういうことが私は必要だ

と思うのですが、建設省としましては、大都市における河川の汚濁問題としての下水道整備についてどのような対策を持っていられしやるか、具体的に聞かしていただきたいと思ひます。

○説明員(久保君) 公共用水域の水質の汚濁を防止するには、ただいま先生御指摘のように、総合的な対策が必要であらうかと思ひますが、特に都市部におきましては下水道の整備が一番基本的なものであるかと思ひますが、建設省でも特にこの点に重点を入れまして、昭和四十二年に下水道整備緊急措置法を制定を願ひまして、その法律に基づいて下水道整備五ヶ年計画の閣議決定をされたわけでございますが、その閣議決定の中で、特に水質汚濁の著しい地域に対する下水道の重点整備をすることを明らかにいたしております。特にその五ヶ年計画の中に広域的な河川の流域に着目をしていたしました流域下水道の整備というものを盛り込みまして五ヶ年計画の閣議決定を見たわけでございますが、残念ながら現状ではその計画が必ずしも計画どおりに進んでおらないわけでございますが、今後とも引き続きその方針で下水道の整備計画を進めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○須藤五郎君 これほど建設省として力を入れてやっていないと、ただこの法律ができたからといって、その法律の上にあぐらをかいていては私はとうてい目的を達成することはできないと思ひます。あのくさい濁った川をい言うようなBOD一〇PPMにするためにはよほどの努力が私は必要だと思ひます。ですから、そういうことばだけじゃなしに、実際に具体的な対策を立てて、そうしてこういうやり方で行っていきまうということを私は聞いておきたいと思ひます。法律をつくってこれで行いますというのではなしに、具体的にどういう対策を立てるかということ

です。

○説明員(久保君) ただいま私御説明いたしましたのは、特に水質汚濁が著しい地域に対する下水道の重点投資ということの意味は、水質保全法の指定水域の中で下水道整備をしなければ水質保全がはかれない、こういう地域が非常に明確になつておりますので、それらの地域に対する下水道投資をすることにいたしてございまして、例をあげますと、先ほど御説明いたしました流域下水道というものは、流域下水道の採択の方針が三つあるわけでございまして、その第一は、公共用水域の水質の保全に関する法律に基づく指定水域の中にある、これが第一であります。第二は、施設が二市町村以上にあつた下水道の幹線とそれからそれに接続するポンプ場、さらには一番末端に下水を浄化する処理場、この骨格的な設備を流域下水道、こういうふうにしたわけでございまして。第三は、市町村の行政区域を越える、こういう広域処理でございまして、事業主体は都道府県である、都道府県がお金を出して仕事をやる、こういう原則で水質汚濁防止対策をしたというのが具体的な例であります。

○須藤五郎君 私は、きょう五時までにこれを終わって飛行機に乗らなければなりませんので、私の質問簡単にしますが、答弁のほうも簡潔にひとつやっていたらいいです。

次は、下水道整備に關係しての受益者負担金の徴収問題、これは政府の措置としても負担金を徴収しているところへの補助金の支出を優先させる、こういうふうな聞いております。公共施設の建設に住民から負担金を徴収すること自体私は、本来おかしなことだと考えております。このような政府の優先政策は、結局のところこうなるんじゃないですか、受益者負担金を取れ、負担金を取ったおまえさんのところへ補助金をやるぞ、負担金を取らないところは補助金をやらないぞ。こういうふうな受益者負担金徴収を奨励することになると思ひますが、どうですか。

○説明員(久保君) 受益者負担金の制度は下水道全般の制度でございまして、いわゆる公共下水道に対してのみ受益者負担金という制度があるわけでございますが、これは先生御存じと思ひますけれども、公共下水道は町の道路という道路の中には全部網の目のように入りまして、市街地の汚水、雨水をそこで排除する、こういう仕組みになつておりますが、下水道整備五ヶ年計画の閣議決定の中で、公共下水道は国が助成する事業と、それから地方の単独事業と二つに分かれております。国の助成する事業は、施設のうち最も骨組みになるような骨格的設備に対して助成をしております。地方の単独事業のように受益者負担金が入るわけでございまして、そういう制度ができて住民からお金をいただくということは、枝線のはうの整備が進む状態になつていくわけでございますので、そういう仕組みができたところへ、国がもし骨格的設備をいたしませんと、全体としての機能が働かない、こういうことになるわけでございまして、国と公共団体あるいは住民という、受益者という形で骨組みと枝線と一語に整備することにしたしておりますので、そのような制度ができたところにはそれに相應する国の助成をする、こういう意味でございまして、そういう制度がないところには補助金がいけない、こういうことではございません。

○須藤五郎君 受益者負担金の問題ですがね大臣、大都市におきましては受益者負担金は実際上徴収できないんです。東京や大阪というやうなところでは受益者負担金というものは取るのが実際できないんです。取るのができないといつて、そこには補助金がないという、こういう形になつておるんです。ところが、大都市におきまして下水道普及の緊急性から見まして、こういうやり方は私はまずいと思ひます。だから受益者負担金を徴収できない、してない大都市に対しては、やはり下水道の普及の緊急性という面から考えますならば、私はやはり補助金を出して、こういうふうに考えていくのが筋ではなからうかと、こういうふうに考えているんですが、大臣どうでしょう。

○國務大臣(佐藤一郎君) なかなかむずかしい問題ですが、御存じのように、下水道が整備されて

いるかどうかでうんと地価が違ふんですね。ですから土地所有者にとつてはたいへんなこれは差なんです。ですから私は、土地の所有者が負担金を出すのは、ある意味では当然であるというふうに考へてゐる面もあるんです。つまり、よく最近土地の開発が行なわれて、その開発利益を還元しろという議論がありますけれども、そういうことはやはり一つ一つの具体的にとつてみるとなかなか抵抗が多いんですけれども、これなんかその一つなんです。非常な地価の値上がりをするんですね、下水道をするかどうかで。それを一般の利用しない都民が全部負担するというのは、一体いいのかわるか、これは私は必ずしも正当であるかどうか多少疑問を持っています。そういう意味で、いまの下水道課長も言うように、枝葉について負担金を取るということは私も一つの方法である――特にまあ下水道を普及する意味においては残念ながら今日まだ一歩にいきません。やつと四割ぐらゐを目ざしていまやっておるようなところで、それからできるだけ急速にやりたい。そういう意味で、やはりこの負担金制度というものを導入していく、これはみんな各国やっておることもございますし、いいと思うんです。ただ須藤先生の御指摘のように、わが国は残念ながらこの下水道についての負担金制度というものが途中から始まりました。それで大都市についてわが国では負担金を取らないままに発足してきたところがずいぶんあるんです。そういうところについておっしゃるような御議論がございまして、まあそれは一体どういうふうな処理したらいいか。結局全部の……

折り合わせ、そうして普及率を向上させようとしておる苦心は私もわかるような気がいたします。どうも大都市につきましてはそういう意味でたいへんむずかしい点があります。そこいらの利害の調整をどういうふうな今後やっていきますか。もういまだとなつてはちよつとなかなか途中で取りにくいということ、現実には確かにいま取つてないんじゃないかと私も思つておりますが、その現状、ちよつといま必ずしもつまびらかにしておりません。

りももっと補助率の高いもののほうが、たくさんの方がそれによつていろいろな利害があるものですから、高いのが適當である。こういう観点から高くしておるわけですが、産業排水処理ではございせん。一般の下水を受ける元受けのようにな下水道のことでございまして、その辺先生の御意見はちよつと……

午後五時散会

午後五時散会

第五号中正誤

東京都もそうですが、大都市に多いんです。東京、大阪というように、そういうところは都民全体が結局負担して、最後までやっていく。こういう形になるのかどうか。こういうことにならうと思うのです。いづれにしても国の助成金は事業量に応じておることありますから、特別の不公平はななくやっておるんです。まあ建設省も目下非常に急に普及をはからうとしておる際だけに、負担金制度と補助金制度、いろいろなるものを

〇説明員(久保君) ただいま先生の御意見のうちで、補助率の差がございしますのは、いわゆる公共下水道というのが十分の四で、流域下水道というのが十分の五でございしますが、流域下水道というのは必ずしも産業排水を受ける下水道ではございまして、いわゆる各々がやります公共下水道を受けまして、広域的に府県が実施する骨組みの下水道を流域下水道というふうに言つておりますので、私どもといたしましては、広域行政とそれから広域的な水質汚濁対策は普通の公共下水道よ

〇須藤五郎君 この政府の行なつておる各種下水道建設についての補助率ですね。これが産業下水、工業汚水処理流域下水道につきましては補助率が十分の五、ところが、他の一般の下水道には十分の四と、こういうような差がついておるわけですね。大都市市街地における下水道建設について、こういうふうな工場から出てくる下水道です。これには十分の五。そうでないものには十分の四という差をつけておるといふことは、どうも私も考えて、大工場、工場汚水処理に対する優遇といひますか、そういう感じがしてならないのですが、これは改めていくべきだと。まあ低くせいでいいことは私は言いませんよ、十分の五というものがあつたらば、一般の補助率も十分の五に引き上げてひとしくしていくべき性質のものじゃないか。むしろ一般の下水道にたくさん補助金を出していくべきじゃないか。こういうふうな思ひです、大臣どうですか、こういう考へについて。

第五号中正誤

昭和四十五年五月十八日印刷

昭和四十五年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局